

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	外他 00-01 <u>R 5</u>
提出年月日	令和 3 年 10 月 5 日

## 設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開（その他）

（再処理施設）

## 1. 概要

- 本資料は、再処理施設の技術基準に関する規則「第8条 外部からの衝撃による損傷の防止（その他）」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

## 2. 本資料の構成

- 「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下の通り構成する。
  - 別紙1：基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図る。
  - 別紙2：基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開  
基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への展開事項の分類、第1回申請の対象、第2回以降の申請書ごとの対象設備を展開する。
  - 別紙3：基本設計方針の添付書類への展開  
基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書類単位で記載すべき事項を展開する。
  - 別紙4：添付書類の発電炉との比較  
添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がないかを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差があることが明らかな項目は比較対象としない（概要などは比較対象外）。
  - 別紙5：補足説明すべき項目の抽出  
基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべきものを抽出する。
  - 別紙6：変更前記載事項の既設工認等との紐づけ  
基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを示す。  
※本別紙は、別紙1による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。

# 別紙

## 外他00-01 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(外他)】

別紙				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	9/30	3	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	10/1	2	
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	9/30	1	
別紙4	添付書類の発電炉との比較	10/5	1	
別紙5	補足説明すべき項目の抽出	10/5	1	
別紙6	変更前記載事項の既設工認等との紐づけ	8/26	0	※本別紙は、別紙1による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。

## 別紙 1

# 基本設計方針の許可整合性、 発電炉との比較

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (1 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(外部からの衝撃による損傷の防止)                  第八条 安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。外①-1</p>	<p>第1章 共通項目                  3. 自然現象等                  3.3 外部からの衝撃による損傷の防止                  安全機能を有する施設は、外部からの衝撃による損傷のうち自然現象による損傷の防止として、敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定される風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害の自然現象（地震及び津波を除く。）又は地震及び津波を含む組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として再処理施設で生じ得る環境条件において、その安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の運用上の適切な措置を講ずる設計とする。外①-1，外⑤</p>	<p>ロ. 再処理施設の一般構造                  (7)その他の主要な構造                  (a)外部からの衝撃による損傷の防止                  安全機能を有する施設は、敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定される洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り外④、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の自然現象（地震及び津波を除く。）又は地震及び津波を含む組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として再処理施設で生じ得る環境条件においても安全機能を損なわない設計とする。外①-1外⑤                  なお、敷地内又はその周辺で想定される自然現象のうち、洪水及び地滑り並びに津波については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。外④                  上記に加え、安全上重要な施設は、最新の科学的技術的知見を踏まえ、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を、それぞれの因果関係及び時間的变化を考慮して適切に組み合わせた条件においても、安全機能を損なわない設計とする。外②</p>	<p>1.7.9 その他外部からの衝撃に対する考慮                  原子力規制委員会の定める「事業指定制基準規則」第九条では、再処理施設は、外部からの衝撃による損傷防止として、安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）又は人為事象が発生した場合においても、安全機能を損なわないものでなければならないとしている。外④                  安全機能を有する施設は、再処理施設が想定される自然現象（地震及び津波を除く。）又は人為事象の影響を受ける場合においても安全機能を損なわない方針とする。外①-1,外①-2                  その上で、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）又は人為事象によってその安全機能が損なわれないことを確認する施設を、再処理施設の全ての安全機能を有する構築物、系統及び機器とする。想定される自然現象（地震及び津波を除く。）又は人為事象から防護する施設（以下「外部事象防護対象施設」という。）として、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を抽出する。外⑥-1                  外部事象防護対象施設は、自然現象（地震及び津波を除く。）又は人為事象により冷却、水素掃気、火災及び爆発の防止、臨界の防止等の安全機能を損なわないよう機械的強度を有すること等により、安全機能を損なわない設計とする。外①-1 外①-2                  これに加え、外部事象防護対象施設を収納する建屋は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）又は人為事象に対して機械的強度を有すること等により、収納する外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。外①-1 外①-2                  また、上記に含まれない安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）又は人為事象に対して機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障の生じない期間に修理を行うこと又はそれらを組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。外①-1</p>	<p>2.3 外部からの衝撃による損傷の防止                  設計基準対象施設は、外部からの衝撃のうち自然現象による損傷の防止において、発電所敷地で想定される風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮の自然現象（地震及び津波を除く。）又は地震及び津波を含む自然現象の組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件において、その安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他、供用中における運転管理等の運用上の適切な措置を講じる。</p> <p>地震及び津波を含む自然現象の組合せについて、火山については積雪と風（台風）、基準地震動S<sub>s</sub>については積雪、基準津波については弾性設計用地震動S<sub>d</sub>と積雪の荷重を、施設の形状及び配置に応じて考慮する。                  地震、津波と風（台風）の組合せについても、風荷重の影響が大きいと考えられるような構造や形状の施設については、組合せを考慮する。</p> <p>組み合わせる積雪深、風速の大きさはそれぞれ建築基準法を準用して垂直積雪量30cm、基準風速30m/sとし、組み合わせる積雪深については、建築基準法に定められた平均的な積雪荷重を与えるための係数0.35を考慮する。                  ②(p.4)～</p>	<p>外①-1 (P6, P7～)                  外①-2 (P7～)</p> <p>外② (P5～)                  外⑥-1 (P7～)</p> <p>(発電炉の記載)                  &lt;不一致の理由&gt;                  自然現象の組合せに係る記載については、当社は基本設計方針の記載構成の整理を踏まえ、荷重の組合せに係る事項に記載（記載箇所の違い）</p> <p>(発電炉の記載)                  &lt;不一致の理由&gt;                  組合せにおける積雪深等については、評価条件に係る事項であることから当社は添付書類記載事項として整理</p>

【許可からの変更点】  
 技術基準規則の要求事項及びその他の措置について発電炉の技術基準解釈の要求を踏まえて、安全性を損なうおそれのある場合の措置（運用上の適切な措置）を記載

【許可からの変更点】  
 影響を及ぼし得る自然現象の抽出を行った結果（許可）を反映し、影響を及ぼし得る対象となる自然現象のみを記載

【凡例】  
 下線：基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ)  
 波線：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分  
 灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項  
 黄色ハッチング：発電炉設工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所  
 紫字：比較対象外箇所(SA設備に関する記載)  
 〇：発電炉との差異の理由      □：許可からの変更点等  
 □：他条文から展開した記載

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (2 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>2 安全機能を有する施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）により再処理施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。外①-2</p> <div data-bbox="222 808 578 1123" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【「等」の解説】 「近隣工場等の火災」の指す内容は許可における記載と同様であり、外部火災にて近隣の産業施設から評価対象を具体的に示している。ここでは許可の記載を用いた。</p> </div> <div data-bbox="222 1155 578 1396" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【許可からの変更点】 技術基準規則における人為事象の記載を踏まえて、想定する人為事象を記載する。</p> </div> <div data-bbox="222 1522 578 1732" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【「等」の解説】 安全機能を有していない施設、設備、構築物などを網羅的に示すために「等」と表記している</p> </div>	<p>安全機能を有する施設は、外部からの衝撃のうち人為による損傷の防止として、敷地又はその周辺において想定される飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、船舶、有毒ガス、電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えいにより再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）に対してその安全機能が損なわれないよう、防護措置又は対象とする発生源から一定の距離を置くことによるその他の適切な措置を講ずる設計とする。外①-2、外⑤</p> <div data-bbox="638 934 1083 1102" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>外部からの衝撃に対する影響評価及び安全性を損なうおそれがある場合の防護措置等においては、波及的影響を及ぼすおそれのある施設についても考慮する。外③</p> </div> <div data-bbox="682 1134 1023 1354" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【「等」の解説】 波及的影響を及ぼすおそれのある施設については事象に対する設計方針で具体化するためここでは「等」とした</p> </div> <p>また、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）及び人為事象に対する防護措置には、安全機能を有する施設が安全性を損なわないために必要な安全機能を有する施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）の措置を含める。外③</p>	<p>また、安全機能を有する施設は、敷地内又はその周辺の状況を基に想定される飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害等のうち再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）に対して安全機能を損なわない設計とする。外①-2、外⑤</p> <div data-bbox="1127 808 1558 1060" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【許可からの変更点】 技術基準規則の要求事項及びその他の措置について発電炉の技術基準解釈の要求を踏まえて、安全性を損なうおそれのある場合の措置（その他の適切な措置：発生源から一定の距離を置くこと）を記載</p> </div> <p>なお、敷地内又はその周辺の状況を基に想定される人為事象のうち、ダムの崩壊及び船舶の衝突については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。外④</p> <p>自然現象及び人為事象の組合せについては、地震、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災等を考慮する。これらの事象が単独で発生した場合の影響と比較して、複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せを特定し、その組合せの影響に対しても安全機能を損なわない設計とする。外④-1</p> <p>ここで、想定される自然現象及び人為事象に対して、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な安全機能を有する施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。外③</p> <div data-bbox="1127 1690 1558 1942" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【許可からの変更点】 事業許可の竜巻防護に記載していた波及的影響を及ぼすおそれのある施設に対する考慮を、「外部からの衝撃による損傷の防止」の全般事項として記載する。</p> </div>	<p>外①-2 なお、使用済燃料輸送容器に使用済燃料が収納された使用済燃料収納キャスクは再処理施設内に一時的に保管されることを踏まえ、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）又は人為事象により使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。外⑥-2</p> <p>再処理施設の設計において考慮する自然現象の抽出及び抽出した自然現象に対する安全設計について以下に示す。外④</p> <p>1.7.9.1 自然現象の抽出 再処理施設の設計に当たっては、国内外の基準や文献等に基づき自然現象の知見、情報を収集した上で、自然現象（地震及び津波を除く。）を抽出し、さらに事業指定基準規則の解釈第9条に示される洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の自然現象を含め、それぞれの事象について再処理施設の設計上の考慮の可否を検討する。設計上の考慮の可否の検討に当たっては、再処理施設の立地、周辺環境及び海外の文献における選定基準を踏まえ、発生頻度が極低頻度と判断される事象、敷地周辺では起こり得ない事象、事象の進展が緩慢で対策を講ずることができ得る事象、再処理施設に影響を及ぼさない事象及び影響が他の事象に包絡される事象を除外し、いずれにも該当しない事象を再処理施設の安全性に影響を与える可能性のある事象として選定する。外④</p> <p>検討の結果、設計上の考慮を必要とする事象は、第1.7.9-1表に示す風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害といった自然現象とし、敷地及び周辺地域の過去の記録並びに現地調査を参考にして、予想される最も過酷と考えられる条件を適切に考慮する。また、これらの自然現象ごとに、関連して発生する可能性がある自然現象も含めて考慮する。外④</p>	<p>設計基準対象施設は、外部からの衝撃のうち人為による損傷の防止において、発電所敷地又はその周辺において想定される爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害により発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）に対してその安全性が損なわれないよう、防護措置又は対象とする発生源から一定の距離を置くことによる適切な措置を講じる。</p> <p>想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下）については、防護設計の可否を判断する基準を超えないことを評価して設置（変更）許可を受けている。工事計画認可申請時に、設置（変更）許可申請時から、防護設計の可否を判断する基準を超えるような航空路の変更がないことを確認していることから、設計基準対象施設に対して防護措置その他適切な措置を講じる必要はない。</p> <p>なお、定期的に航空路の変更状況を確認し、防護措置の可否を判断することを保安規定に定めて管理する。航空機落下及び爆発以外に起因する飛来物については、発電所周辺の社会環境からみて、発生源が設計基準対象施設から一定の距離が確保されており、設計基準対象施設が安全性を損なうおそれがないため、防護措置その他の適切な措置を講じる必要はない。</p> <p>また、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）及び人為事象に対する防護措置には、設計基準対象施設が安全性を損なわないために必要な設計基準対象施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。</p> <p>重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止において、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）及び人為事象に対して、「5.1.2 多様性、位置的分散等」、「5.1.3 悪影響防止等」及び「5.1.5 環境条件等」の基本設計方針に基づき、必要な機能が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じる。</p>	<p>外⑥-2 (P8～)</p> <p>外①-2 (P7～)</p> <div data-bbox="2597 724 2923 1207" style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <p>（発電炉の記載） 〈不一致の理由〉 航空機落下に対する考慮は、当社許可において他の人為事象とは別に項目を立てて記載しており、それを踏まえて「3.3.5 航空機落下」として別項目としているため記載位置が異なる</p> </div> <p>外④-1 (P4～)</p> <p>外③ (P8～)</p>

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (3 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>第三十六条重大事故等対処設備に係る設計とのつながりとして記載</p>	<p>重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止において、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）及び人為事象に対して、「9.1.2 多様性，位置的分散等」，「9.1.3 悪影響防止等」及び「9.1.5 環境条件等」の基本設計方針に基づき，必要な機能が損なわれないよう，防護措置その他の適切な措置を講ずる設計とする。外⑦</p>	<p>ロ. 再処理施設の一般構造            (7) その他の主要な構造            (b) 重大事故等対処設備            (4) 多様性，位置的分散，悪影響防止等            1) 多様性，位置的分散  <u>共通要因のうち自然現象として，地震，津波，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害を選定する。自然現象による荷重の組合せについては，地震，風（台風），積雪及び火山の影響を考慮する。</u>  <u>共通要因のうち人為事象として，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発を選定する。故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては，可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。外⑥</u></p> <p>(ハ) 環境条件等            1) 環境条件  <u>自然現象については，重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性，重大事故等対処設備への影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として，地震，津波，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害を選定する。自然現象による荷重の組合せについては，地震，風（台風），積雪及び火山の影響を考慮する。外⑥</u></p>	<p>1.7.18 重大事故等対処設備に関する設計            (1) 多様性，位置的分散，悪影響防止等            a. 多様性，位置的分散  <u>共通要因のうち自然現象については，地震，津波に加え，敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず，国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，地滑り，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害等の事象を考慮する。その上で，これらの事象のうち，敷地及びその周辺での発生の可能性，重大事故等対処設備への影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として，地震，津波，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害を選定する。自然現象による荷重の組合せについては，地震，風（台風），積雪及び火山の影響を考慮する。</u>  <u>共通要因のうち人為事象については，国内外の文献等から抽出し，さらに事業指定基準規則の解釈第9条に示される飛来物（航空機落下），有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災，爆発，ダムの崩壊，船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。その上で，これらの事象のうち，敷地及びその周辺での発生の可能性，重大事故等対処設備への影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発を選定する。外⑥</u></p> <p>(3) 環境条件等            a. 環境条件  <u>自然現象の選定に当たっては，地震，津波に加え，敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず，国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，地滑り，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害等の事象を考慮する。その上で，これらの事象のうち，重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性，重大事故等対処設備への影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として，地震，津波，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害を選定する。自然現象による荷重の組合せについては，地震，風（台風），積雪及び火山の影響を考慮する。外⑥</u></p>		



基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (4 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>また、想定される自然現象及び人為事象の発生により、再処理施設に重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は、必要に応じて使用済燃料の再処理を停止する等、再処理施設への影響を軽減するための措置を講ずることを保安規定に定めて、管理する。外④-3</p>	<p>人為事象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として、電磁的障害を選定する。外④</p> <p>また、想定される自然現象及び人為事象の発生により、再処理施設に重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は、必要に応じて使用済燃料の再処理を停止する等、再処理施設への影響を軽減するための措置を講ずるよう手順を整備する。外④-3</p>	<p>人為事象としては、国内外の文献等から抽出し、さらに事業指定基準規則の解釈第9条に示される飛来物（航空機落下）、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発、ダムの崩壊、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。その上で、これらの事象のうち、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として、電磁的障害を選定する。外④</p>		<p>外④-3 (P7～)</p>
<p><b>【許可からの変更点】</b> 「外部からの衝撃による損傷の防止 (火山)」では事業許可 (変更許可) 時点においても降灰を降下火砕物と表記していることを踏まえ、降下火砕物で表記を統一する</p>	<p>(2) 異種の自然現象の重畳、設計基準事故時及び重大事故等時に生ずる荷重との組合せ</p> <p>自然現象及び人為事象の組合せにおいては、地震、風 (台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災等を考慮し外②、複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せとして、地震及び津波を含む自然現象の組合せについて、積雪及び風 (台風)、積雪及び竜巻、積雪及び火山の影響 (降下火砕物)、積雪及び地震、風 (台風) 及び火山の影響 (降下火砕物) 並びに風 (台風) 及び地震の組合せを、施設の形状、配置に応じて考慮する。外④-1</p>	<p>(ト) 異種の自然現象の重畳及び自然現象と設計基準事故の組合せ</p> <p>再処理施設の設計において考慮する自然現象については、その特徴を考慮し、必要に応じて異種の自然現象の重畳を想定し、安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。外④-2</p> <p><b>【「等」の解説】</b> 設計上考慮すべき事象の記載は許可の記載を用いた記載とした。組合せで考慮すべき荷重は段落後半で明確化している</p>	<p>1.7.9.3 異種の自然現象の重畳及び自然現象と設計基準事故の組合せ</p> <p>抽出した安全機能を有する施設の安全機能に影響を及ぼし得る自然現象 (11事象) に地震を加えた計 12 事象について、各自然現象によって関連して発生する可能性がある自然現象も考慮し組合せを網羅的に検討する。外②この組合せが再処理施設に与える影響について、竜巻と地震など同時に発生する可能性が極めて低い組合せ、火山の影響 (堆積荷重) と落雷 (電気的影響) など再処理施設に及ぼす影響モードが異なる組合せ及び竜巻と風 (台風) など一方の自然現象の評価に包絡される組合せを除外し、いずれにも該当しないものを再処理施設の設計において想定する組合せとする。その結果、外④設計上考慮すべき自然現象の組合せとして、積雪及び風 (台風)、積雪及び竜巻、積雪及び火山の影響 (降灰)、積雪及び地震、風 (台風) 及び火山の影響 (降灰) 並びに風 (台風) 及び地震の組合せが抽出され、それらの組合せに対して安全機能を有する施設の安全機能が損なわれない設計とする。外④-1</p> <p>このうち、積雪及び風 (台風) の組合せの影響については、積雪及び竜巻の組合せの影響に包絡される。重畳を想定する自然現象の組合せの検討結果を第 1.7.9-3 表に示す。なお、津波については、</p>	<p>②(p.1)より</p> <p>地震及び津波を含む自然現象の組合せについて、火山については積雪と風 (台風)、基準地震動 S<sub>s</sub> については積雪、基準津波については弾性設計用地震動 S<sub>d</sub> と積雪の荷重を、施設の形状及び配置に応じて考慮する。</p> <p>地震、津波と風 (台風) の組合せについても、風荷重の影響が大きいと考えられるような構造や形状の施設については、組合せを考慮する。</p> <p>組み合わせる積雪深、風速の大きさはそれぞれ建築基準法を準用して垂直積雪量 30 cm、基準風速 30 m/s とし、組み合わせる積雪深については、建築基準法に定められた平均的な積雪荷重を与えるための係数 0.35 を考慮する。</p> <p><b>(発電炉の記載)</b> ＜不一致の理由＞ 組合せにおける積雪深等について、評価条件に係る事項であることから当社は添付書類記載事項として整理</p>	<p>外④-2 (P28 から)</p> <p>外④-1 (P2 から)</p>

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (5 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>最新の科学的技術的知見を踏まえ、外部事象防護対象施設のうち、特に自然現象（地震及び津波を除く。）の影響を受けやすく、かつ、代替手段によってその機能の維持が困難であるか、又はその修復が著しく困難な構築物、系統及び機器は、大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象（地震及び津波を除く。）により作用する衝撃が設計基準事故時に生じる応力と重なり合わない設計とする。外②</p> <div data-bbox="623 861 1077 1150" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【許可からの変更点】</b> 事故時荷重との重ね合わせにあたり設計として担保すべき事項を明確化し、重大事故等対処設備への考慮も併せて記載するため、全体的に見直す。（以下同様）</p> </div> <p>また、建屋内の重大事故等対処設備のうち、特に自然現象（地震及び津波を除く。）の影響を受けやすく、かつ、代替手段によってその機能の維持が困難であるか、又はその修復が著しく困難な構築物、系統及び機器に対しては、建屋内に設置することにより大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象（地震及び津波を除く。）により作用する衝撃が重大事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。外⑦外②</p>	<p>また、安全上重要な施設は、最新の科学的技術的知見を踏まえ、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力を、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して外②適切に組み合わせた条件においても、安全機能を損なわない設計とする。外②</p> <div data-bbox="1142 1606 1578 1732" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>第三十六条重大事故等対処設備に係る設計条件に係る事項として記載</p> </div>	<p>津波が敷地高さに到達しないことを確認したことから、組合せの検討から除く。外④</p> <p>また、外部事象防護対象施設等に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる荷重を、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して、適切に組み合わせて設計する。外②外部事象防護対象施設等に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象は「1.7.9.1 外部事象の抽出」で抽出した自然現象に含まれる。外④</p> <p>外部事象防護対象施設等は、自然現象又はその組合せにより安全機能を損なわない設計とする。外部事象防護対象施設等の安全機能を損なわなければ設計基準事故に至らないため、外部事象防護対象施設等に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象又はその組合せと設計基準事故に因果関係はない。したがって、因果関係の観点からは、外④外部事象防護対象施設等に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により外部事象防護対象施設等に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる荷重を組み合わせる必要はなく、外部事象防護対象施設等は、個々の自然現象又はその組合せに対して安全機能を損なわない設計とする。外②</p> <p>また、外部事象防護対象施設等は、設計基準事故の影響が及ぶ期間に発生すると考えられる自然現象により外部事象防護対象施設等に作用する衝撃と設計基準事故時に生じる荷重を適切に考慮する設計とする。外②</p>	<p>2.3.2 設計基準事故時及び重大事故等時に生じる荷重との組合せ</p> <p>科学的技術的知見を踏まえ、外部事象防護対象施設及び屋内の重大事故等対処設備のうち、特に自然現象（地震及び津波を除く。）の影響を受けやすく、かつ、代替手段によってその機能の維持が困難であるか、又はその修復が著しく困難な構築物、系統及び機器は、大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象（地震及び津波を除く。）により作用する衝撃が設計基準事故及び重大事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。</p>	<p>外② (P1 から)</p>

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (6 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>第三十六条重大事故等対処設備に係る設計条件に係る事項として記載</p> <p>第三十六条重大事故等対処設備についての設計条件 (9.1.5 環境条件等)のうち自然現象に係る事項として記載。(以下同じ)</p>	<p>屋外の重大事故等対処設備は，重大事故等時において，万が一，使用中に機能を喪失した場合であっても，可搬型重大事故等対処設備によるバックアップが可能となるように位置的分散を考慮して可搬型重大事故等対処設備を複数保管する設計とすることにより，想定される自然現象（地震及び津波を除く。）により作用する衝撃が重大事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。外⑦</p> <p>具体的には，建屋内に設置される外部事象防護対象施設については，建屋によって地震を除く自然現象の影響を防止することにより，設計基準事故又は重大事故等が発生した場合でも，地震を除く自然現象による影響を受けない設計とする。外①-1 外②</p> <p>また，建屋内に設置される重大事故等対処設備については，建屋によって地震を除く自然現象の影響を防止することにより，設計基準事故又は重大事故等が発生した場合でも，地震を除く自然現象による影響を受けない設計とする。外②外⑦</p> <p>屋外で使用する重大事故等対処設備について，竜巻に対しては位置的分散を考慮した配置並びに竜巻防護設計によって保管中に機能を損なわない設計とするなどし，火山の影響に対しては建屋内に配備して使用するなど，重大事故等が発生した場合でも，重大事故等時の荷重と地震を除く自然現象による衝撃を同時に考慮する必要のない設計とする。</p> <p>したがって，地震を除く自然現象による衝撃と設計基準事故又は重大事故等時の荷重は重なることのない設計とする。外⑦</p>	<p>ロ. 再処理施設の一般構造 (7) その他の主要な構造 (ii) 重大事故等対処施設 (b) 重大事故等対処設備 (i) 多様性，位置的分散，悪影響防止等</p> <p>1) 多様性，位置的分散 i) 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発に対する健全性を確保する設計とする。外⑩</p> <p>第三十六条重大事故等対処設備に係る設計条件に係る事項として記載</p>	<p>1. 安全設計 1.7.18 重大事故等対処設備に関する設計 (1) 多様性，位置的分散，悪影響防止等 a. 多様性，位置的分散 (a) 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発に対する健全性について，「(3) 環境条件等」に記載する。外⑩</p>	<p>屋外の重大事故等対処設備は，重大事故等時において，万が一，使用中に機能を喪失した場合であっても，可搬型重大事故等対処設備によるバックアップが可能となるように位置的分散を考慮して可搬型重大事故等対処設備を複数保管する設計とすることにより，想定される自然現象（地震及び津波を除く。）により作用する衝撃が重大事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。</p> <p>具体的には，建屋内に設置される外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備については，建屋によって地震を除く自然現象の影響を防止することにより，設計基準事故又は重大事故等が発生した場合でも，地震を除く自然現象による影響を受けない設計とする。</p> <p>屋外に設置されている外部事象防護対象施設については，設計基準事故が発生した場合でも，機器の運転圧力や温度等が変わらないため，設計基準事故時荷重が発生するものではなく，自然現象による衝撃と重なることはない。</p> <p>屋外に設置される重大事故等対処設備について，津波に対しては津波高さを考慮した配置，竜巻に対しては位置的分散を考慮した配置並びに竜巻防護設計によって保管中に機能を損なわない設計とするなど，重大事故等が発生した場合でも，重大事故等時の荷重と地震を除く自然現象による衝撃を同時に考慮する必要のない設計とする。</p> <p>したがって，地震を除く自然現象による衝撃と設計基準事故又は重大事故等時の荷重は重なることのない設計とする。</p>	<p>外①-1 (P1 から)</p> <p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 当社では立地条件により該当しない事象であることから，設計上考慮する必要が無いため記載しない。</p>

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (7 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      再処理施設特有の設計上の考慮事項として、影響軽減の措置について記載する。</p>	<p>また、外部衝撃の損傷の防止の設計条件に係る新知見の収集を実施するとともに、新知見が得られた場合に影響評価を行うこと、外部衝撃に対する防護措置との組合せにより安全機能や重大事故等に必要機能を損なわないための、換気設備の停止、フィルタの交換、清掃、使用済燃料の再処理を停止すること等の運用上の措置を保安規定に定めて、管理する。外①-3</p>	<p>【「等」の解説】                      運用上の措置については、この事象に対する設計方針において具体化されるため、当該箇所では「等」とした。</p>			<p>外①-3 (P4 から)</p>
<p>【許可からの変更点】                      外部火災、竜巻等の代表的な外部事象とその他外部事象を分ける章編成にするため、左記のとおり、新たに3.3.1章を追加し冒頭部分を追記した。                      記載程度については、外部火災、竜巻等と横並びを図った。</p>	<p>3.3.1 竜巻、外部火災、落雷及び火山の影響以外の自然現象並びに航空機落下、爆発及び近隣工場等の火災以外の人為による事象                      (1) 外部からの衝撃より防護すべき施設                      想定される自然現象（地震及び津波を除く。）又は人為事象から防護する施設（以下「外部事象防護対象施設」という。）としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器とし、外⑥-1 外部からの衝撃により安全機能を損なわない設計とする。安全機能を有する施設が外部からの衝撃によりその安全機能を損なわないよう、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）又は人為事象から防護する施設（以下「外部事象防護対象施設」という。）は、安全機能を有する施設のうち、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器とする。外①-1, 外①-2 外⑥-4                      また、上記に含まれない安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）又は人為事象に対して機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障の</p>		<p>(発電炉の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      記載箇所の違い。当社は、基本設計方針の構成として防護対象施設の項に記載したため。</p>	<p>設計基準対象施設又は重大事故等対処設備に対して講じる防護措置として設置する施設は、その設置状況並びに防護する施設の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力に対し構造強度を確保し、外部からの衝撃を考慮した設計とする。</p> <p>2.3.1 外部からの衝撃より防護すべき施設                      設計基準対象施設が外部からの衝撃によりその安全性を損なうことがないよう、外部からの衝撃より防護すべき施設は、設計基準対象施設のうち、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されているクラス1，クラス2及び安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器（以下「外部事象防護対象施設」という。）とする。また、外部事象防護対象施設の防護設計については、外部からの衝撃により外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼすおそれのある外部事象防護対象施設以外の施設についても考慮する。</p> <p>①(p. 7, p. 9)へ</p> <p>上記以外の設計基準対象施設については、機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>外⑥-1 (P1 から)                      外①-1 (P1 から)                      外①-2 (P1 から)                      外①-1 (P1 から)                      外①-2 (P2 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (8 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>第三十六条重大事故等対処設備に係る設計とのつながりとして記載</p>	<p>生じない期間に修理を行うこと又はそれらを組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。外①-1, 外①-2</p> <p>なお、使用済燃料輸送容器に使用済燃料が収納された使用済燃料収納キャスクは再処理施設内に一時的に保管されることを踏まえ、想定される自然現象 (地震及び津波を除く。) 又は人為事象により使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。外⑥-2</p> <p>さらに、重大事故等対処設備についても、外部からの衝撃より防護すべき施設に含めるに対し、必要な機能を損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講ずる設計とする。外③</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち、安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止することを保安規定に定めて、管理する。外⑦</p>	<p>(発電炉の記載)                  &lt;不一致の理由&gt;                  再処理施設特有の機器である</p> <p>i) 常設重大事故等対処設備                  ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと、関連する工程の停止等、損傷防止措置又はそれらを適切に組み合わせること、重大事故等へ対処するための機能を損なわない設計とする。外④</p> <p>ii) 環境条件等                  1) 環境条件                  ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、風 (台風)、竜巻、積雪、火山の影響、凍結、高温、降水及び航空機落下により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。外④</p>	<p>(a) 常設重大事故等対処設備                  ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、竜巻、落雷、火山の影響及び航空機落下による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。また、上記機能が確保できない場合に備え、関連する工程を停止する等の手順を整備する。外④</p> <p>(3) 環境条件等                  a. 環境条件                  自然現象及び人為事象に対して内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、当該設備が地震、風 (台風)、竜巻、積雪、落雷、火山の影響、凍結、高温、降水及び航空機落下により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。また、上記機能が確保できない場合に備え、関連する工程を停止する等の手順を整備する。外④</p>	<p>さらに、重大事故等対処設備についても、外部からの衝撃より防護すべき施設に含める。</p> <p>上記以外の設計基準対象施設については、機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>外⑥-2 (P2 より)</p> <p>外③ (P2 より)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (9 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 外部火災、竜巻等の代表的な外部事象とその他外部事象を分ける章編成にするため、その他の外部事象に対する設計方針を新たに追記する。</p>	<p>(3) 設計方針 外部事象防護対象施設及びそれらを収納する建屋（以下、「外部事象防護対象施設等」という。）並びに重大事故等対処設備は、以下の自然現象（地震及び津波を除く。）及び人為事象に係る設計方針に基づき機械的強度を有すること等により、安全機能や重大事故等に対処するための必要な機能を損なわないよう設計する。外①-1, 外①-2</p>	<p>(へ) 竜巻、落雷、森林火災及び火山の影響以外の自然現象</p> <p>ロ. 再処理施設の一般構造 (7) その他の主要な構造 (i) 重大事故等対処施設 (b) 重大事故等対処設備 (i) 多様性、位置的分散、悪影響防止等 1) 多様性、位置的分散 i) 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対する健全性を確保する設計とする。外①</p>	<p>1. 安全設計 1.7.18 重大事故等対処設備に関する設計 (1) 多様性、位置的分散、悪影響防止等 a. 多様性、位置的分散 (a) 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対する健全性について、「(3) 環境条件等」に記載する。外①</p>	<p>2.3.3 設計方針 外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備は、以下の自然現象（地震及び津波を除く。）及び人為事象に係る設計方針に基づき設計する。</p>	<p>外①-1 (P1 から) 外①-2 (P1 から)</p>
<p>【「等」の解説】 「安全機能を損なわない設計とする」ことに対する設計方針の記載を添付書類の記載から展開した。機械的強度を有すること等の機能が損なわれないための設計については、個別の事象における設計として展開されるため「等」はそのままとした。</p>		<p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。外①</p>	<p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象及び人為事象に対して風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し、かつ、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能を損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。外①</p>		<p>外①-2 (P2 から)</p>
		<p>(ハ) 環境条件等 1) 環境条件 i) 常設重大事故等対処設備 屋内の常設重大事故等対処設備は、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、非常用電源建屋、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所、緊急時対策建屋及び洞道に設置し、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。外①</p>	<p>可搬型重大事故等対処設備を保管する外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等及び屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備に対する健全性については、「(3) 環境条件等」に記載する。外①</p> <p>(3) 環境条件等 a. 環境条件 (a) 常設重大事故等対処設備 風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災及び爆発に対して常設重大事故等対処設備は、建屋等に設置し、外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。外①</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (10 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>自然現象（地震及び津波を除く。）のうち森林火災，人為事象のうち火災及び爆発，近隣工場等の火災—及び航空機墜落による火災並びに危険物を搭載した車両に対する設計方針については「3.3.3 外部火災」の設計方針に基づく設計とする。</p> <p>また，人為事象のうち，航空機落下に対する設計方針については，「3.3.6 航空機落下の設計方針に基づく設計とする。</p> <p>なお，危険物を搭載した車両に対する設計方針のうち，再処理事業所屋外での運搬又は受入れ時に化学薬品の漏えいが発生した場合については，「b. 人為事象 (c)再処理事業所内における化学物質の漏えい」の中で取り扱う。</p>	<p>屋外の常設重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重，積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。外①</p> <p>ii) 可搬型重大事故等対処設備 風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪及び火山の影響に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等に保管し，重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。外①</p> <p>【許可からの変更点】 本段落は，想定する事象に対する設計方針に関する記載場所への参照のために追記した文章であり，許可から内容を変えるものではない。</p>	<p>風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響に対して屋外の常設重大事故等対処設備は，風（台風）及び竜巻による風荷重，積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。外①</p> <p>(b) 可搬型重大事故等対処設備 風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，近隣工場等の火災及び爆発に対して可搬型重大事故等対処設備は，建屋等に保管し，外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。外①</p>	<p>自然現象（地震及び津波を除く。）のうち森林火災，人為事象のうち爆発，近隣工場等の火災，危険物を搭載した車両及び有毒ガスの設計方針については「c. 外部火災」の設計方針に基づき設計する。</p> <p>なお，危険物を搭載した車両については，近隣工場等の火災及び有毒ガスの中で取り扱う。</p>	

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (11 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 具体的な対応を考慮し「修理等」の「等」を除去。</p> <p>第三十六条重大事故等対処設備に係る設計条件に係る事項として記載</p> <p>【「等」の解説】 「修理等」は、運転管理による対応を含む。</p>	<p>a. 竜巻，外部火災及び火山の影響以外の自然現象</p> <p>(a) 風 (台風) 安全機能を有する施設は，風 (台風) に対し，安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは風 (台風) による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで，その安全機能を損なわない設計とする。外①-4</p> <p>外部事象防護対象施設等は，建築基準法に基づき算出する風荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで安全機能を有する施設が安全機能を損なわない設計とする。外①-4</p> <p>重大事故等対処設備は，建屋内へ設置若しくは風荷重に対して機械的強度を有する設計としたうえで屋外に設置する又は外部事象防護対象施設等と位置的分散を図り設置する設計とする。外⑦</p> <p>(b) 凍結 安全機能を有する施設は，凍結に対し，安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは凍結による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで，その安全機能を損なわない設計とする。外①-5</p> <p>屋外に設置する外部事象防護対象</p>	<p>1) 風 (台風) 安全機能を有する施設は，風 (台風) に対し，安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは風 (台風) による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで，その安全機能を損なわない設計とする。外①-4</p> <p>2) 悪影響防止 重大事故等対処設備が竜巻により飛来物となる影響については風荷重を考慮し，屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要に応じて固縛等の措置をとることで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。外⑩</p> <p>屋外の可搬型重大事故等対処設備は，風 (台風) 及び竜巻に対して風 (台風) 及び竜巻による風荷重を考慮し，必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。外⑩</p> <p>2) 凍結 安全機能を有する施設は，凍結に対し，安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは凍結による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで，その安全機能を損なわない設計とする。外①-5</p>	<p>1.7.9.2 竜巻，落雷，森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する設計方針</p> <p>(1) 風 (台風) 敷地付近の気象観測所で観測された日最大瞬間風速は，八戸特別地域気象観測所での観測記録 (1951年～2018年3月) で41.7m/s (2017年9月18日) である外④。外部事象防護対象施設及びそれらを収納する建屋 (以下「外部事象防護対象施設等」という。) の設計に当たっては，この観測値を基準とし，外④建築基準法に基づき算出する風荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。外①-4</p> <p>b. 悪影響防止 竜巻による影響を考慮する重大事故等対処設備は，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管することで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。又は風荷重を考慮し，屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要により当該設備の固縛等の措置をとることで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。風 (台風) 及び竜巻に対する健全性について，「(3) 環境条件等」に記載する。外⑩</p> <p>風 (台風) 及び竜巻に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は，風 (台風) 及び竜巻による風荷重を考慮し，必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。外⑩</p> <p>(2) 凍結 敷地付近の気象観測所で観測された日最低気温は，むつ特別地域気象観測所での観測記録 (1935年～2018年3月) によれば-22.4℃ (1984年2月18日)，八戸特別地域気象観測所での観測記録 (1937年～2018年3月) によれば-15.7℃ (1953年1月3日) である外④。外部事象防護対象施設等の設計に当たっては，敷地内及び敷地周辺の観測値を適切に考慮するため，六ヶ所地域気象</p>	<p>d. 風 (台風) 外部事象防護対象施設は，風荷重を建築基準法に基づき設定し，外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設を内包する建屋の構造健全性を確保することで，外部事象防護対象施設の安全性を損なうおそれがない設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は，建屋内への設置又は設計基準対象施設と位置的分散を図り設置する。</p> <p>①(p.3)より</p> <p>2.3.1 外部からの衝撃より防護すべき施設 (中略) 上記以外の設計基準対象施設については，機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全性を損なわない設計とする。</p> <p>e. 凍結 外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備は，凍結に対して，最低気温を考慮し，屋外設備で凍結のおそれのあるものは凍結防止対策を行う設計とする。</p> <p>①(p.3)より</p> <p>2.3.1 外部からの衝撃より防護すべき施設</p>	



基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (12 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 「六ヶ所地域気象観測所の観測値を参考にし、・・・設計外気温-15.7℃」は評価条件に係る事項であるため、添付書類記載事項とし、本文基本設計方針には設定の考え方を記載する。</p> <p>第三十六条重大事故等対処設備に係る設計条件に係る事項として記載</p>	<p>施設のうち凍結のおそれのあるものに対して保温等の凍結防止対策を行うことにより、敷地付近の観測記録を踏まえて設定した設計外気温に対して安全機能を損なわない設計とする。外①-5</p> <p>屋外の重大事故等対処設備は、保温等の凍結防止対策を行うことにより、設計外気温に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。外⑦</p>	<p>【「等」の解説】 凍結防止対策の具体的方法については、個々の設備の構造等によるものであるため添付書類等で示すこととし、本文では”等”のままとした。以降の高温、降水、塩害における記載も同様の理由で”等”のままとした。</p> <p>なお、屋外設置機器・配管類の凍結防止対策として、流水、ドレン抜き、保温、循環システム、スチームトレース、電気熱源式トレース、埋設配管、不凍液の使用の中から、最適な方法または組合せを設定し設計する。</p> <p>(ハ) 環境条件等 1) 環境条件 i) 常設重大事故等対処設備 凍結、高温及び降水に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温防止対策及び防水対策により、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。外⑥</p> <p>ii) 可搬型重大事故等対処設備 凍結、高温及び降水に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温防止対策及び防水対策により、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。外⑥</p>	<p>観測所の観測値を参考にし外④、屋外施設で凍結のおそれのあるものは保温等の凍結防止対策を行うことにより、設計外気温-15.7℃に対して安全機能を損なわない設計とする。外①-5</p> <p>(3) 環境条件等 a. 環境条件 (a) 常設重大事故等対処設備 凍結、高温及び降水に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、凍結対策、高温対策及び防水対策により機能を損なわない設計とする。外⑥</p> <p>(b) 可搬型重大事故等対処設備 凍結、高温及び降水に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、凍結対策、高温対策及び防水対策により機能を損なわない設計とする。外⑥</p>	<p>(中略)</p> <p>上記以外の設計基準対象施設については、機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (13 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「修理等」は、運転管理による対応を含む。</p> <p>【許可からの変更点等】 具体的な対応を考慮し「修理等」の「等」を除去。</p> <p>【許可からの変更点等】 「八戸特別地域気象観測所で観測された日最大1時間降水量 67.0mm」は評価条件に係る事項であるため、添付書類記載事項とし、本文基本設計方針には設定の考え方を記載する。</p>	<p>(c) 高温 安全機能を有する施設は、高温に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは高温による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。外①-6 外部事象防護対象施設等は、敷地付近の観測記録を踏まえて設定した設計外気温に対して崩壊熱除去等の安全機能を損なわない設計とする。外①-6, 屋外の重大事故等対処設備は、設計外気温に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。外⑦</p> <p>(d) 降水 安全機能を有する施設は、降水による浸水に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは降水による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。外①-7 外部事象防護対象施設等及び重大事故等対処設備を収納する建屋は、敷地付近の観測記録を踏まえて設定した降水量に対して、排水溝及び敷地内排水路によって敷地外へ排水するとともに、建屋貫通部の止水処理をすること等により、雨水が当該建屋に浸入することを防止することで、安全機能を有する施設の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。外①-7 屋外の重大事故等対処設備は、敷地付近の観測記録を踏まえて設定した降</p>	<p>3) 高温 安全機能を有する施設は、高温に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは高温による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。外①-6</p> <p>【「等」の解説】 「崩壊熱除去等の安全機能等」は、崩壊熱を除去する機能及び崩壊熱の影響を受けるおそれのある閉じ込め機能を表す。具体的方法については個々の設備の構造等によるため、添付書類等で示すこととし、本文では等のままとした。</p> <p>4) 降水 安全機能を有する施設は、降水による浸水に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは降水による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。外①-7</p> <p>【「等」の解説】 「建屋貫通部の止水処理をすること等」は、止水処理のほか、建屋開口部を地表面より30cm以上に設ける設計とすることを表す。なお、再処理工場の敷地は標高55mにあり雨水が溜まる立地ではない。</p> <p>第三十六条重大事故等対処設備に係る設計条件に係る事項として記載</p>	<p>(3) 高温 敷地付近の気象観測所で観測された日最高気温は、むつ特別地域気象観測所での観測記録(1935年～2018年3月)によれば34.7℃(2012年7月31日)、八戸特別地域気象観測所での観測記録(1937年～2018年3月)によれば37.0℃(1978年8月3日)である外。外部事象防護対象施設等の設計に当たっては、敷地内及び敷地周辺の観測値を適切に考慮するため、六ヶ所地域気象観測所の観測値を参考にし、むつ特別地域気象観測所の夏季(6月～9月)の外気温データの観測データから算出する超過確率1%に相当する29℃を外設計外気温とし、崩壊熱除去等の安全機能を損なわない設計とする。外①-6</p> <p>(4) 降水 敷地付近の気象観測所で観測された日最大降水量は、八戸特別地域気象観測所での観測記録(1937年～2018年3月)で160.0mm(1982年5月21日)、むつ特別地域気象観測所での観測記録(1937年～2018年3月)で162.5mm(1981年8月22日及び2016年8月17日)、六ヶ所地域気象観測所での観測記録(1976年4月～2020年3月)で208mm(1990年10月26日)である。また、敷地付近で観測された日最大1時間降水量は、八戸特別地域気象観測所での観測記録(1937年～2018年3月)で67.0mm(1969年8月5日)、むつ特別地域気象観測所での観測記録(1937年～2018年3月)で51.5mm(1973年9月24日)、六ヶ所地域気象観測所での観測記録(1976年4月～2020年3月)で46mm(1990年10月26日)である外。外部事象防護対象施設等の設計に当たっては、八戸特別地域気象観測所で観測された日最大1時間降水量67.0mmを</p>	<p>(当社の記載) 〈不一致の理由〉 再処理施設特有の設計上の考慮として、高温に対する設計方針を記載する。</p> <p>【許可からの変更点等】 「むつ特別地域気象観測所の夏季(6月～9月)の外気温データの観測データから算出する超過確率1%に相当する29℃」は評価条件に係る事項であるため、添付書類記載事項とし、本文基本設計方針には設定の考え方を記載する。</p> <p>f. 降水 外部事象防護対象施設は、降水による浸水に対して、設計基準降水量を上回る排水能力を有する構内排水路を設けて海域へ排水を行う設計とする。 降水による荷重に対して、排水口及び構内排水路による海域への排水により、外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設を内包する建屋の構造健全性を確保することで、外部事象防護対象施設の安全性を損なうおそれがない設計とする。 重大事故等対処設備は、降水に対して防水対策を行う設計とする。</p> <p>①(p.3)より</p> <p>2.3.1 外部からの衝撃より防護すべき施設 (中略) 上記以外の設計基準対象施設については、機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必</p>	

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (14 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 具体的な対応を考慮し「修理等」の「等」を除去。</p> <p>【許可からの変更点】 積雪荷重の設定に用いる六ヶ所村統計書における最深積雪深である190cmは、評価条件に係る事項であるため、添付書類記載事項とし、敷地周辺における積雪記録を踏まえて設定した。</p> <p>第三十六条重大事故等対処設備に係る設計条件に係る事項として記載</p>	<p>水量に対して防水処理並びに排水溝及び敷地内排水路によって敷地外へ排水することにより機能を損なわない設計とする。外⑦</p> <p>(e) 積雪 安全機能を有する施設は、積雪による荷重及び閉塞に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは積雪による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。外①-8</p> <p>外部事象防護対象施設等は、敷地周辺における積雪記録を踏まえて設定した積雪荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで安全機能を損なわない設計とする。また、外部事象防護対象施設等の建屋の外気取入口においては防雪フードを設置し、降雪時に雪を取り込み難い設計とするとともに、換気設備の給気系においては給気を加熱することにより、雪の取り込みによる給気系の閉塞に対し、これを防止し、安全機能を損なわない設計とする。外①-8</p> <p>重大事故等対処設備は、積雪荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。屋外の可搬型重大事故等対処設備は、除雪により、積雪荷重に対してその必要な機能が損なうおそれがない設計とする。外⑦</p>	<p>5) 積雪 安全機能を有する施設は、積雪による荷重及び閉塞に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは積雪による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。外①-8</p> <p>【許可からの変更点】 防雪フード等により構成される設備の記載を適正化することによる文章修正。</p> <p>【許可からの変更点】 想定する事象の明確化のため、「閉塞を防止し」を「閉塞に対し、これを防止し」に修正。</p>	<p>想定して外◇設計した排水溝及び敷地内排水路によって敷地外へ排水するとともに、「溢水による損傷の防止に関する設計」と同様に、外◇建屋貫通部の止水処理をすること等により、雨水が当該建屋に浸入することを防止することで、安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。外①-7</p> <p>(5) 積雪 建築基準法施行令第86条に基づく六ヶ所村の垂直積雪量は150cmとなっているが、敷地付近の気象観測所で観測された最深積雪は、むつ特別地域気象観測所での観測記録(1935年～2018年3月)によれば170cm(1977年2月15日)であり、六ヶ所村統計書における記録(1973年～2002年)による最深積雪量は190cm(1977年2月)である外◇。したがって、外部事象防護対象施設等の設計に当たっては、六ヶ所村統計書における最深積雪深である190cmを考慮し、外◇積雪荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで安全機能を損なわない設計とする。また、換気設備の給気系においては防雪フードを設置し、降雪時に雪を取り込み難い設計とするとともに、給気を加熱することにより、雪の取り込みによる給気系の閉塞を防止し、安全機能を損なわない設計とする。外①-8</p>	<p>要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全性を損なわない設計とする。</p> <p>g. 積雪 外部事象防護対象施設は、積雪荷重を建築基準法に基づき設定し、積雪による荷重及び閉塞に対して外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設を内包する建屋の構造健全性を確保することで、外部事象防護対象施設の安全性を損なうおそれがない設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、除雪により、積雪荷重に対してその必要な機能が損なうおそれがない設計とする。</p> <p>なお、除雪を適宜実施することを保安規定に定めて管理する。</p>	

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (15 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 想定する事象の明確化のため、「生物学的事象に対し」を追記。</p> <p>【許可からの変更点】 許可で言及している小動物を包含する表現として、「対象生物として「小動物」」を追記。</p> <p>(双方の記載) 〈不一致の理由〉 設備構成の違いにより防護対象が異なる</p> <p>(双方の記載) 〈不一致の理由〉 設計上考慮する生物の違いにより記載が異なる。 当社：鳥類、昆虫類及び小動物及び水生生物 発電炉：海生生物、小動物</p>	<p>(f) <b>生物学的事象</b> 安全機能を有する施設は、生物学的事象として敷地周辺の生物の生息状況の調査に基づいて、鳥類、昆虫類、小動物、魚類、底生生物及び藻類の再処理施設への侵入を防止又は抑制することにより、生物学的事象に対し、安全機能を損なわない設計とする。外①-9</p> <p>外部事象防護対象施設等は、換気設備の外気取入口並びにガラス固化体貯蔵設備の冷却空気入口シャフト及び冷却空気出口シャフトにバードスクリーン又はフィルタを設置すること、及び屋外に設置する電気設備は、密封構造、メッシュ構造、シール処理を施す構造又はこれらの組み合わせによって、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入に対し、これを防止又は抑制する設計とする。外①-9</p> <p>給水処理設備は、二又川から水を受け入れる取水口にスクリーンを設置し、魚類及び底生生物の侵入並びに藻類の取込みに対し、これを防止又は抑制する設計とする。外①-9</p> <p>重大事故等対処設備は、生物学的事象に対して、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。外⑦</p> <p>第三十六条重大事故等対処設備に係る設計条件に係る事項として記載</p>	<p>6) 生物学的事象 安全機能を有する施設は、生物学的事象として敷地周辺の生物の生息状況の調査に基づいて鳥類、昆虫類、小動物、魚類、底生生物及び藻類の再処理施設への侵入を防止又は抑制することにより、安全機能を損なわない設計とする。外①-9</p> <p>(h) 環境条件等 1) 環境条件 i) 常設重大事故等対処設備 生物学的事象に対して常設重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。外⑧</p> <p>ii) 可搬型重大事故等対処設備 生物学的事象に対して可搬型重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。外⑧</p>	<p>(6) 生物学的事象 生物学的事象としては、敷地周辺の生物の生息状況の調査に基づいて鳥類、昆虫類、小動物、魚類、底生生物及び藻類を生物学的事象で考慮する対象生物（以下「対象生物」という。）に選定し外⑧、これらの生物が再処理施設へ侵入することを防止又は抑制することにより、安全機能を損なわない設計とする。 換気設備の外気取入口、ガラス固化体貯蔵設備の冷却空気入口シャフト及び冷却空気出口シャフト、屋外に設置する電気設備並びに給水処理設備に受け入れる水の取水口には、対象生物の侵入を防止又は抑制するための措置を施し、安全機能を損なわない設計とする。外⑧ 具体的には、換気設備の外気取入口並びにガラス固化体貯蔵設備の冷却空気入口シャフト及び冷却空気出口シャフトにはバードスクリーン又はフィルタを設置することにより、鳥類及び昆虫類の侵入を防止又は抑制する設計とする。外①-9 屋外に設置する電気設備は、密封構造、メッシュ構造、シール処理を施す構造又はこれらを組み合わせることにより、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を防止又は抑制する設計とする。外①-9 二又川から給水処理設備に水を受け入れる取水口にはスクリーンを設置することにより、魚類及び底生生物の侵入並びに藻類の取込みを防止又は抑制する設計とする。外①-9</p> <p>(3) 環境条件等 a. 環境条件 (a) 常設重大事故等対処設備 生物学的事象に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制できる設計とする。外⑧</p> <p>(b) 可搬型重大事故等対処設備 生物学的事象に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制できる設計とする。外⑧</p>	<p>i. <b>生物学的事象</b> 外部事象防護対象施設は、生物学的事象に対して、海生生物であるクラゲ等の発生を考慮して除塵装置及び海水ストレーナを設置し、必要に応じて塵芥を除去する設計とする。また、小動物の侵入に対して、屋内設備は、建屋止水処置により、屋外設備は、端子箱貫通部の閉止処置を行う設計とする。 重大事故等対処設備は、生物学的事象に対して、小動物の侵入を防止し、海生生物に対して、侵入を防止する又は予備を有する設計とする。</p>	

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (16 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) 〈不一致の理由〉 発電炉において「塩害」は、第1章共通項目としてではなく、常用電源設備の個別項目に展開されていることによる記載位置の差異。</p> <p>第三十六条重大事故等対処設備に係る設計条件(9.1.5 環境条件等)に係る事項として記載。</p>	<p>(g) 塩害</p> <p>外部事象防護対象施設を収納する建屋の換気設備の給気系及び制御室換気設備の給気系には粒子フィルタ等を設置し、屋内の施設への塩害の影響に対し、これを防止する設計とする。また、直接外気を取り込むガラス固化体貯蔵設備の収納管及び通風管には防食処理(アルミニウム溶射)を施す設計とする。屋外の施設にあっては、塗装すること及び腐食し難い金属を用いることにより腐食に対し、これを防止するとともに、受電開閉設備については碍子部分の絶縁を保つために洗浄が行える設計とする。外⑩-10</p> <p>重大事故等対処設備を収納する建屋は、換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置により、屋内の重大事故等対処設備への影響を防止する設計とする。屋外の重大事故等対処設備は、塗装すること及び腐食し難い金属を用いることにより腐食を防止する設計とする。また、受電開閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等対処設備が塩害に対し重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。外⑦</p> <p>受電開閉設備については碍子部分の絶縁性の維持を行う手順を整備することを保安規定に定めて、管理する。</p>	<p>7) 塩害</p> <p>一般に大気中の塩分量は、平野部で海岸から200 m付近までは多く、数百mの付近で激減する傾向がある。再処理施設は海岸から約5 km離れており、塩害の影響は小さいと考えられるが外⑩、換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理、屋外施設の塗装等による腐食防止対策及び受電開閉設備の絶縁性の維持対策により、安全機能を有する施設が安全機能を損なわない設計とする。外⑩-10</p> <p>(h) 環境条件等</p> <p>1) 環境条件</p> <p>i) 常設重大事故等対処設備</p> <p>塩害に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また、屋外の常設重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電開閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。外⑩</p> <p>ii) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>塩害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。外⑩</p>	<p>(7) 塩害</p> <p>一般に大気中の塩分量は、平野部で海岸から200 m付近までは多く、数百mの付近で激減する傾向がある。再処理施設は海岸から約5 km離れており、塩害の影響は小さいと考えられるが外⑩、安全機能を有する施設を設置する建屋の換気設備の給気系には粒子フィルタ等を設置し、屋内の施設への塩害の影響を防止する設計とする。また、直接外気を取り込むガラス固化体貯蔵設備の収納管及び通風管には防食処理(アルミニウム溶射)を施す設計とする。屋外の施設にあっては、塗装すること及び腐食し難い金属を用いることにより腐食を防止するとともに、受電開閉設備については碍子部分の絶縁を保つために洗浄が行える設計とする。以上のことから、塩害により安全機能を損なわない設計とする。外⑩-10</p> <p>(b) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>塩害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、機能を損なわない設計とする。また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により、機能を損なわない設計とする。外⑩</p>	<p>j. 高潮</p> <p>外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備(非常用取水設備を除く。)は、高潮の影響を受けない敷地高さ(T.P.(東京湾中等潮位)+3.3 m)以上に設置することにより、高潮により影響を受けることがない設計とする。</p>	<p>(発電炉の記載) 〈不一致の理由〉 再処理施設では、立地条件により該当しない事象である事から、設計上考慮する必要がないため記載しない。</p>

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (17 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>1.7.9.4 人為事象の抽出 再処理施設の設計において考慮する人為事象の抽出及び抽出した人為事象に対する安全設計について以下に示す。 再処理施設の設計に当たっては、国内外の基準や文献等に基づき人為事象の知見、情報を収集した上で人為事象を抽出し、さらに事業指定基準規則の解釈第9条に示される飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害等の人為事象を含め、それぞれの事象について再処理施設の設計上の考慮の要否を検討する。設計上の考慮の要否の検討に当たっては、再処理施設の立地、周辺環境及び海外の文献における選定基準を踏まえ、発生頻度が極低頻度と判断される事象、敷地周辺では起こり得ない事象、事象の進展が緩慢で対策を講ずることができ、再処理施設に影響を及ぼさない事象及び影響が他の事象に包絡される事象を除外し、いずれにも該当しない事象を再処理施設の安全性に影響を与える可能性のある事象として選定する。外⇩ 検討の結果、設計上の考慮を必要とする人為事象は、第1.7.9-2表に示す飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えいといった事象とし、敷地及び周辺地域の過去の記録並びに現地調査を参考にして、予想される最も過酷と考えられる条件を適切に考慮する。外⇩</p> <p>1.7.9.5 航空機落下、爆発及び近隣工場等の火災以外の人為による事象に対する設計方針</p>	<p>(2) 人為事象 a. 船舶の衝突 外部事象防護対象施設は、航路からの離隔距離を確保すること、小型船舶が発電所近傍で漂流した場合でも、防波堤等に衝突して止まること及び呑み口が広いことにより船舶の衝突による取水性を損なうことのない設計とする。 重大事故等対処設備は、航路からの離隔距離を確保すること、小型船舶が発電所近傍で漂流した場合でも、防波堤に衝突して止まること及び設計基準対象施設との位置的分散により船舶の衝突による取水性を損なうことのない設計とする。</p>	

(発電炉の記載)  
〈不一致の理由〉  
再処理施設では、立地条件により該当しない事象であることから、設計上考慮する必要がないため記載しない。

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (18 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>第二十三条制御室等の設計方針に係る事項として記載。</p>	<p>b. <b>人為事象</b>                      (a) 有毒ガス                      安全機能を有する施設は，再処理事業所内及びその周辺で発生する有毒ガスに対して安全機能を損なわない設計とする。外①-11                      再処理施設は，想定される有毒ガスの発生に対し，<u>制御建屋中央制御室換気設備により，中央制御室の居住性を損なわない設計とする。</u>外①-11                      具体的には，<u>制御建屋中央制御室換気設備は，有毒ガス発生時において外気の連絡を遮断し制御建屋中央制御室内空気の再循環運転を行うことができる設計とする。</u>外①-11                      また，<u>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については，必要に応じて外気との連絡口を遮断し，運転員への影響を防止することができる設計とする。</u>外①-11                      有毒ガスが発生した場合は，<u>制御建屋中央制御室換気設備の外気の連絡を遮断し，制御建屋の中央制御室内空気を再循環する措置を講ずること，又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の外気の連絡口を必要に応じて遮断する措置を講ずることにより，運転員への影響を防止するよう保安規定に定めて，管理する。</u></p>	<p>(チ) 航空機落下，爆発及び近隣工場等の火災以外の人為による事象                      1) 有毒ガス                      安全機能を有する施設は，再処理事業所内及びその周辺で発生する有毒ガスに対して安全機能を損なわない設計とする。外①-11                      再処理施設は，想定される有毒ガスの発生に対し，<u>制御建屋中央制御室換気設備により，中央制御室の居住性を損なわない設計とする。</u>外①-11                      【許可からの変更点等】                      中央制御室と使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を包絡する表現に変更した。</p>	<p>(1) 有毒ガス                      有毒ガスの漏えいについては，固定施設（六ヶ所ウラン濃縮工場）と可動施設（陸上輸送，海上輸送）からの流出が考えられる。六ヶ所ウラン濃縮工場から漏えいする有毒ガスについては，再処理施設の安全機能に直接影響を及ぼすことは考えられないため，再処理施設の運転員に対する影響を想定する。六ヶ所ウラン濃縮工場は，それらが発生した場合の周辺監視区域境界の公衆に対する影響が小さくなるよう設計されており，中央制御室の居住性を損なうことはない。再処理施設周辺の可動施設から発生する有毒ガスについては，敷地周辺には鉄道路線がないこと，最も近接する幹線道路については中央制御室が設置される制御建屋までは約700m離れていること及び海岸から再処理施設までは約5km離れていることから，幹線道路及び船舶航路にて運搬される有毒ガスが漏えいしたとしても，再処理施設の安全機能及び中央制御室の居住性を損なうことはない。外◇                      再処理事業所内において化学物質を貯蔵する施設については，化学物質が漏えいし難い設計とする。外◇                      制御建屋中央制御室換気設備は，<u>近隣工場等の火災及び航空機墜落火災による有毒ガスの発生と同様に外◇，外気の連絡を遮断し制御建屋の中央制御室内空気の再循環運転を行うことができる設計とする。</u>外①-11 再循環運転については，<u>中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を考慮する外◇。これにより，再処理事業所内において有毒ガスが発生した場合においても，再循環運転を行うことで中央制御室の居住性を損なわない設計とする。</u>外①-11 また，<u>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については，必要に応じて外気との連絡口を遮断し，運転員への影響を防止することで再処理施設の安全機能を損なわない設計とする。</u>外①-11 上記以外の建屋については，安全機能維持の観点から運転員の居住性を考慮する必要はない。外◇</p>	<p>c. 外部火災                      (e) 有毒ガスに対する設計方針                      外部火災起因を含む有毒ガスが発生した場合には，室内に滞在する人員の環境劣化を防止するために設置した外気取入ダンパを閉止し，建屋内の空気を閉回路循環運転させることにより，<u>有毒ガスの侵入を防止する設計とする。</u>                      なお，外気取入ダンパの閉止及び閉回路循環運転の実施による外気の遮断を保安規定に定めて管理する。</p>	

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (19 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>第三十六条重大事故等対処設備に係る設計条件に係る事項として記載</p>	<p>(b) 電磁的障害  外部事象防護対象施設のうち電磁的障害に対する考慮が必要な機器は，電磁的障害に対して安全機能を損なわない設計とする。外①-12  計測制御設備のうち安全上重要な施設の安全機能を維持するために必要な計測制御設備及び安全保護回路は，日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに，電氣的及び物理的な独立性を持たせることにより，安全機能を損なわない設計とする。外①-12</p> <p>計測制御設備のうち重大事故等に対処するために必要な計測制御設備及び安全保護回路は，日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに，電氣的及び物理的な独立性を持たせることにより，重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。外⑦</p> <p>(c) 再処理事業所内における化学物質の漏えい  安全機能を有する施設が，再処理事業所内にて運搬または受入れする化学薬品の漏えいが発生した場合においても，その安全性を損なうおそ</p>	<p>2) 電磁的障害</p> <p>計測制御設備のうち安全上重要な施設の安全機能を維持するために必要な計測制御設備及び安全保護回路は，日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに，電氣的及び物理的な独立性を持たせることにより，安全機能を損なわない設計とする。外①-12 安全上重要な施設以外の計測制御設備については，その機能の喪失を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，代替設備による機能の確保ができない場合は当該機能を必要とする運転を停止すること，安全上支障の生じない期間に修理を行うこと又はそれらを組み合わせることにより，安全機能を損なわない設計とする。外④</p> <p>(i) 環境条件等  1) 環境条件  i) 常設重大事故等対処設備  電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は，重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。</p> <p>ii) 可搬型重大事故等対処設備  電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は，重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。</p> <p>3) 再処理事業所内における化学物質の漏えい  安全機能を有する施設は，想定される再処理事業所内における化学物質の漏えいに対し，安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(2) 電磁的障害</p> <p>計測制御設備のうち安全上重要な施設の安全機能を維持するために必要な計測制御設備及び安全保護回路は，日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに，電氣的及び物理的な独立性を持たせることにより，安全機能を損なわない設計とする。外①-12</p> <p>(3) 環境条件等  a. 環境条件  (a) 常設重大事故等対処設備  電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は，重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。</p> <p>(b) 可搬型重大事故等対処設備  電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は，重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。</p> <p>(3) 再処理事業所内における化学物質の漏えい  再処理事業所内にて運搬及び貯蔵又は使用される化学物質としては，試薬建屋の機器に内包される化学薬品，各建屋の機器に内包される化学薬品並びに試薬建屋</p>	<p>b. 電磁的障害  外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備のうち電磁波に対する考慮が必要な機器は，電磁波によりその機能を損なうことがないように，ラインフィルタや絶縁回路の設置，又は鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用等により，電磁波の侵入を防止する設計とする。</p>	



基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (20 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      再処理施設特有の設計上の考慮として、化学物質の漏えいについて記載する。</p> <p>第十三条再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止に係る設計方針に係る事項として記載</p>	<p>れがある場合において、防護措置その他の適切な措置を講ずることにより、化学薬品の漏えいに対して安全機能を損なわない設計とする。外①-11</p> <p>想定される再処理事業所内における化学物質の漏えいについては、「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」に基づき、化学薬品を建屋及び洞道内へ流入させない設計する。</p> <p>人体への影響の観点からは、再処理施設の運転員に対する影響を想定し、<u>制御建屋中央制御室換気設備は、外気の連絡を遮断し制御建屋の中央制御室内空気の再循環運転を行うことができる設計とする。外①-11</u></p>	<p>安全機能を有する施設は、想定される再処理事業所内における化学物質の漏えいに対し、<u>制御建屋中央制御室換気設備により、中央制御室の居住性を損なわない設計とする。外①-11</u></p> <p>(v) 環境条件等                      1) 環境条件                      i) <u>常設重大事故等対処設備敷地内の化学物質漏えいに対して屋外の常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>ii) <u>可搬型重大事故等対処設備敷地内の化学物質漏えいに対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>への受入れの際に運搬される化学物質がある。再処理事業所内において化学物質を貯蔵する施設については化学物質が漏えいし難い設計とするため、人為事象として試薬建屋への受入れの際に運搬される化学物質の漏えいを想定する。これらの化学物質の漏えいによる影響としては再処理施設に直接被水すること等による安全機能への影響及び漏えいした化学物質の反応等によって発生する有毒ガスによる人体への影響が考えられる。外⇩</p> <p>屋外で運搬又は受入れ時に化学物質の漏えいが発生した場合については、12条「化学薬品の漏えいによる損傷の防止」で整理する。外⇩</p> <p>(3) 環境条件等                      a. 環境条件                      (a) <u>常設重大事故等対処設備化学物質の漏えいについては、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>(b) <u>可搬型重大事故等対処設備化学物質の漏えいについては、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>一方、人体への影響の観点から、再処理施設の運転員に対する影響を想定し、<u>制御建屋中央制御室換気設備は、外気の連絡を遮断し制御建屋の中央制御室内空気の再循環運転を行うことができる設計とする。外①-11</u>再循環運転については、<u>中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を考慮する。外⇩これにより、再処理事業所内において化学物質の漏えいが発生した場合においても、再循環運転を行うことで中央制御室の居住性を損なわない設計とする。また、使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に</u></p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (21 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p><del>また、使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員への影響を防止することができる設計とする。外①-11</del></p> <p>なお、<del>再処理事業所内における化学物質の漏えいが発生した場合は、制御建屋中央制御室換気設備の外気の連絡を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環する措置を講ずること、又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の外気の連絡口を遮断する措置を講ずることにより、運転員への影響を防止するよう保安規定に定め、管理する。外①-13</del></p>		<p><del>については、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員への影響を防止することで再処理施設の安全機能を損なわない設計とする。外①-11</del></p> <p>上記以外の建屋については、安全機能維持の観点から運転員の居住性を考慮する必要はない。外①</p> <p>1.7.9.6 手順等 有毒ガスが発生した場合、必要に応じて制御建屋中央制御室換気設備の外気の連絡を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環する措置を講ずることにより、運転員への影響を防止するよう手順を整備する。外①-13</p>		
	<p>c. 必要機能を損なわないための運用上の措置</p> <p>竜巻，外部火災，落雷及び火山の影響以外の自然現象並びに航空機落下，爆発及び近隣工場等の火災以外の人為による事象に対する防護措置との組合せにより安全機能や重大事故等の対処に必要な機能を損なわないための運用上の措置として，以下を保安規定に定めて，管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受電開閉設備については碍子部分の絶縁性の維持を行う手順を整備すること</li> <li>除雪を適宜実施すること</li> <li>有毒ガスが発生した場合は，運転員への影響を防止するため，中央制御室換気設備の外気の連絡を遮断し，中央制御室内空気を再循環すること</li> <li>再処理事業所内における化学物質の漏えいが発生した場合は，運転員への影響を防止するため，中央制御室換気設備の外気の連絡を遮断し，中央制御室内の空気を再循環すること</li> </ul>	<p>火山の影響（降下火砕物による積載荷重）及び積雪に対して可搬型重大事故等対処設備は，火山の影響（降下火砕物による積載荷重）に対しては除灰及び可搬型重大事故等対処設備を屋内への配備，積雪に対しては除雪を踏まえて影響がないよう機能を維持する。</p>	<p>積雪及び火山の影響に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は，積雪に対しては除雪する手順を，火山の影響（降下火砕物による積載荷重，フィルタの目詰まり等）に対してはフィルタ交換，清掃及び除灰する手順を整備する。</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (22 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>外◇</p> <p>1.9.9 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>第九条 安全機能を有する施設は，想定される自然現象 (地震及び津波を除く。次項において同じ。) が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は，当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 安全機能を有する施設は，工場等内又はその周辺において想定される再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの (故意によるものを除く。) に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>適合のための設計方針 第1項及び第2項について 安全機能を有する施設は，設計基準において想定される自然現象 (地震及び津波を除く。) に対して再処理施設の安全性を損なわない設計とする。また，安全上重要な施設は，想定される自然現象により作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮する。外◇</p> <p>(1) 風 (台風) 敷地付近の気象観測所で観測された日最大瞬間風速は，八戸特別地域気象観測所での観測記録 (1951年～2018年3月) で41.7m/s (2017年9月18日) である。安全機能を有する施設の設計に当たっては，この観測値を考慮し，建築基準法に基づく風荷重に対して安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは風 (台風) による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで，その安全機能を損なわない設計とする。外◇</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (23 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>(2) 竜巻</p> <p>日本で過去 (1961 年～2013 年 12 月) に発生した最大の竜巻から，設計竜巻の最大風速は 92m/s となるが，竜巻に対する設計に当たっては，蓄積されている知見の少なさといった不確定要素を考慮し，将来の竜巻発生に関する不確実性を踏まえ，基準竜巻の最大風速を安全側に切り上げて，設計竜巻の最大風速を 100m/s とし，安全機能を有する施設の安全機能を損なわないよう，飛来物の発生防止対策及び竜巻防護対策を行う。</p> <p>外◇</p> <p>a. 飛来物の発生防止対策</p> <p>竜巻により再処理事業所内の資機材が飛来物となり，安全機能を有する施設の安全機能を損なわないよう，以下の対策を行う。</p> <p>(a) 飛来物となる可能性のあるものを固定，固縛，建屋収納又は敷地から撤去する。</p> <p>(b) 車両の周辺防護区域内への入構の管理，竜巻の襲来が予想される場合の車両の固縛又は飛来対策区域外の退避場所への退避を行う。外◇</p> <p>b. 竜巻防護対策</p> <p>安全機能を有する施設は，設計荷重 (竜巻) に対して安全機能を損なわない設計とすること，若しくは竜巻による損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。安全上重要な施設は，竜巻防護対象施設とし，建物の外壁及び屋根により建物全体で適切に防護することにより安全機能を損なわない設計とすることを基本とする。屋外に設置される竜巻防護対象施設や，建物・構築物による防護が期待できない竜巻防護対象施設については，設備による竜巻防護対策として，飛来物防護板及び飛来物防護ネットを設置することにより安全機能を損なわない設計とする。外◇</p> <p>竜巻の発生に伴い，降雹が考えられるが，降雹による影響は竜巻防護設計にて想定している設計飛来物の影響に包絡される。また，冬季における竜巻の発生を想定し，積雪による荷重を適切に考慮す</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (24 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>る。外◇</p> <p>(3) 凍結 敷地付近の気象観測所で観測された日最低気温は、むつ特別地域気象観測所での観測記録 (1935年～2018年3月) によれば-22.4℃ (1984年2月18日)、八戸特別地域気象観測所での観測記録 (1937年～2018年3月) によれば-15.7℃ (1953年1月3日) である。安全機能を有する施設の設計に当たっては、これらの観測値並びに敷地内及び敷地周辺の観測値を適切に考慮するため、六ヶ所地域気象観測所の観測値を参考にし、安全機能を確保すること若しくは凍結による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。 外◇</p> <p>(4) 高温 敷地付近の気象観測所で観測された日最高気温は、むつ特別地域気象観測所での観測記録 (1935年～2018年3月) によれば34.7℃ (2012年7月31日)、八戸特別地域気象観測所での観測記録 (1937年～2018年3月) によれば37.0℃ (1978年8月3日) である。安全機能を有する施設の設計に当たっては、これらの観測値並びに敷地内及び敷地周辺の観測値を適切に考慮するため、六ヶ所地域気象観測所の観測値を参考にし、安全機能を確保すること若しくは高温による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。 外◇</p> <p>(5) 降水 敷地付近の気象観測所で観測された日最大降水量は、八戸特別地域気象観測所での観測記録 (1937年～2018年3月) で160.0mm (1982年5月21日)、むつ特別地域気象観測所での観測記録 (1937年～2018年3月) で162.5mm (1981年8月22日及び2016年8月17日)、六ヶ所地域気象観測所での観測記</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (25 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>録 (1976年4月～2020年3月) で 208mm (1990年10月26日) である。また、敷地付近で観測された日最大1時間降水量は、八戸特別地域気象観測所での観測記録 (1937年～2018年3月) で 67.0mm (1969年8月5日)、むつ特別地域気象観測所での観測記録 (1937年～2018年3月) で 51.5mm (1973年9月24日)、六ヶ所地域気象観測所での観測記録 (1976年4月～2020年3月) で 46mm (1990年10月26日) である。安全機能を有する施設の設計に当たっては、これらの観測記録を適切に考慮し、安全機能を確保すること若しくは降水による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。外◇</p> <p>(6) 積雪 敷地付近の気象観測所で観測された最深積雪は、むつ特別地域気象観測所での観測記録 (1935年～2018年3月) によれば 170cm (1977年2月15日) であるが、六ヶ所地域気象観測所での観測記録 (1973年～2002年) による最深積雪量は 190cm (1977年2月) である。したがって、積雪荷重に対しては、これを考慮するとともに、建築基準法に基づき、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは積雪による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。外◇</p> <p>(7) 落雷 安全機能を有する施設の設計においては、落雷によってもたらされる影響及び再処理施設の特徴を考慮し、直撃雷に対する設計対処施設及び間接雷に対する設計対処施設を選定して耐雷設計を行う。耐雷設計においては、再処理施設が立地する地域の気候、再処理事業所及びその周辺で過去に観測された落雷データを踏まえるとともに、観測値に安全余裕を見込んで、想定する落雷の規模を 270kA とする。外◇</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (26 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>直撃雷に対する設計対処施設は、「原子力発電所の耐雷指針」(JEAG 4608-2007)，建築基準法及び消防法に基づき，日本産業規格に準拠した避雷設備を設置する設計とするとともに，避雷設備を構内接地系と接続することにより，接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る。</p> <p>間接雷による雷サージ抑制設計としては，270kAの主排気筒への落雷の影響に対して安全機能を損なわない設計とすること，若しくは落雷による損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。外◇</p> <p>(8) 火山の影響</p> <p>安全機能を有する施設は，火山の影響が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とする。外◇</p> <p>安全上重要な施設は，再処理施設の運用期間中において再処理施設の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として設定した層厚55cm，密度1.3g/cm<sup>3</sup>(湿潤状態)の降下火砕物に対し，以下のような設計とすることにより安全機能を損なわない設計とする。外◇</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 構造物への静的負荷に対して安全余裕を有する設計とすること</li> <li>b. 構造物への粒子の衝突に対して影響を受けない設計とすること</li> <li>c. 構造物，換気系，電気系，計測制御系及び安全圧縮空気系に対する機械的影響(閉塞)に対して降下火砕物が侵入し難い設計とすること</li> <li>d. 構造物，換気系，電気系，計測制御系及び安全圧縮空気系に対する機械的影響(磨耗)に対して磨耗し難い設計とすること</li> <li>e. 構造物，換気系，電気系，計測制御系及び安全圧縮空気系に対する化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすること</li> <li>f. 敷地周辺の大気汚染に対して制御建屋中央制御室換気設備は降下火砕物が侵入し難く，さらに外気を遮断できる設計とすること</li> <li>g. 電気系及び計測制御系の絶縁低下に対して，換気設備は降下火砕物が侵入</li> </ul>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (27 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>し難い設計とすること</p> <p>h. 降下火砕物による静的負荷や腐食等の影響に対して降下火砕物の除去や換気設備外気取入口のフィルタの交換又は清掃並びに換気設備の停止又は循環運転の実施により安全機能を損なわない設計とすること外◇</p> <p>その他の安全機能を有する施設については，降下火砕物に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，安全機能を損なわない設計とする。外◇</p> <p>さらに，降下火砕物による間接的影響である7日間の外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し，再処理施設の安全性を維持するために必要となる電源の供給が継続できるようにすることにより安全機能を損なわない設計とする。外◇</p> <p>(9) 生物学的事象</p> <p>安全機能を有する施設は，生物学的事象として敷地周辺の生物の生息状況の調査に基づいて鳥類，昆虫類，小動物，魚類，底生生物及び藻類の再処理施設への侵入を防止又は抑制することにより，安全機能を損なわない設計とする。換気設備の外気取入口，ガラス固化体貯蔵設備の冷却空気入口シャフト及び冷却空気出口シャフト，屋外に設置する電気設備並びに給水処理設備に受け入れる水の取水口には，対象生物の侵入を防止又は抑制するための措置を施し，安全機能を損なわない設計とする。外◇</p> <p>(10) 森林火災</p> <p>安全機能を有する施設は，森林火災の影響が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とすること，若しくは森林火災による損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。外◇</p> <p>森林火災については，FARSITEによる影響評価により算出される最大火線強度に基づいた防火帯幅を敷地内に確</p>		



基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (28 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>保する設計とする。外◇</p> <p>また、火炎からの離隔距離の確保等により、外部火災防護対象施設を収納する建屋外壁等の温度を許容温度以下とすることで、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。上記に含まれない安全機能を有する施設については、森林火災により損傷した場合を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障が生じない期間に修理を行うこと又はそれらを組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。外◇</p> <p>森林火災により発生するばい煙の影響に対しては、外部火災防護対象施設を収納する建屋の換気設備、外気を直接設備内に取り込む外部火災防護対象施設は、フィルタによりばい煙の侵入を防止する設計とするか、ばい煙が侵入しても閉塞を防止する構造とし、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。外◇</p> <p>制御建屋の中央制御室については、制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環する措置を講じ、運転員の居住性を確保する設計とする。また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員への影響を防止する設計とする。外◇</p> <p>(11) 塩害 再処理施設は海岸から約5km離れており、塩害の影響は小さいと考えられるが、換気設備の給気系への粒子フィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電開閉設備の絶縁性の維持対策により、安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。外◇</p> <p>(12) 異種の自然現象の重畳及び自然現象と設計基準事故の組合せ 再処理施設の設計において考慮する自然現象については、その特徴を考慮し、必要に応じて異種の自然現象の重畳を想定する。外④-2 重畳を想定する組合せの検討に当たっては、同時に発生する可能性が極めて低い。外◇</p> <p>組合せ、再処理施設に及ぼす影響モード</p>		<p>外④-2 (P5～)</p>

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (29 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>が異なる組合せ及び一方の自然現象の評価に包絡される組合せを除外し，積雪及び風（台風），積雪及び竜巻，積雪及び火山の影響（降灰），積雪及び地震，風（台風）及び火山の影響（降灰）並びに風（台風）及び地震の組合せを考慮する。また，安全上重要な施設は，自然現象又はその組合せにより安全機能を損なわない設計とする。安全上重要な施設の安全機能を損なわなければ設計基準事故に至らないため，安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象又はその組合せと設計基準事故に因果関係はない。したがって，因果関係の観点からは，安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を組み合わせる必要はなく，安全上重要な施設は，個々の自然現象又はその組合せに対して安全機能を損なわない設計とする。また，安全上重要な施設は，設計基準事故の影響が及ぶ期間に発生すると考えられる自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力を適切に考慮する設計とする。外◇</p> <p>第3項について</p> <p>安全機能を有する施設は，設計基準において想定される人為事象に対して再処理施設の安全性を損なわない設計とする。外◇</p> <p>(1) 航空機落下</p> <p>航空機落下評価ガイド等に基づき，工程単位で航空機落下に対する防護設計の要否を確認することとし，安全機能を有する施設のうち安全上重要な施設を収納する建屋及び安全機能の維持に必要な施設を対象に航空機落下確率評価を行った。外◇</p> <p>建物全体を外壁及び屋根により保護する設計とする建物・構築物については1/10の係数を適用した。最大の標的面積となるウラン・プルトニウム混合脱硝のウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び安全機能の維持に必要な施設を対象とした場合，計器飛行方式民間航空機の航空機落下確率は<math>2.3 \times 10^{-10}</math>（回／</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (30 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>年)，自衛隊機又は米軍機の航空機落下確率は<math>4.5 \times 10^{-8}</math> (回/年)，航空機落下確率の総和は，<math>4.6 \times 10^{-8}</math> (回/年) となり，防護設計の判断基準である<math>10^{-7}</math> (回/年) を超えないことから，追加の防護設計は必要ない。外◇</p> <p>(2) 爆発 安全機能を有する施設は，敷地内又はその周辺において想定される爆発に対して安全機能を損なわない設計とすること，若しくは爆発による損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。敷地周辺 10k m の範囲内に存在する石油コンビナートとしては，石油備蓄基地があるが，危険物のみを有する施設であり，爆発の影響評価の対象となる高圧ガスを貯蔵していない。外◇ 敷地周辺 10k m の範囲内に存在する高圧ガス貯蔵施設としては，敷地内に設置されるMOX燃料加工施設の第1高圧ガストレーラ庫を対象とする。外◇ MOX燃料加工施設の第1高圧ガストレーラ庫は，高圧ガス保安法に基づき，着火源を排除するとともに爆発時に発生する爆風や飛来物が上方向に開放される構造として設計することから，外部火災防護対象施設を収納する建屋等に対して影響を与えない設計とする。また，外部火災防護対象施設を収納する建屋等は危険限界距離以上の離隔を確保し，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。外◇</p> <p>(3) 近隣の産業施設の火災及び航空機墜落による火災 a. 近隣の産業施設の火災 安全機能を有する施設は，敷地内又はその周辺において想定される近隣の産業施設の火災に対して安全機能を損なわない設計とすること，若しくは近隣の産業施設の火災による損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。敷地周辺 10k m の範囲内に存在する石油コンビナートとしては，再処理</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (31 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>施設に与える影響が大きい石油備蓄基地 (敷地西方向約0.9km)を対象とする。石油備蓄基地の原油タンク火災による輻射強度を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、外部火災防護対象施設を収納する建屋外壁等の温度を許容温度以下とすることで、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。外◇</p> <p>また、敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の火災による輻射強度を考慮した場合においても、外部火災防護対象施設を収納する建屋の外壁温度等を許容温度以下とすること等により外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。外◇</p> <p>b. 航空機墜落による火災 安全機能を有する施設は、敷地内又はその周辺において想定される航空機墜落による火災に対して安全機能を損なわない設計とすること、若しくは航空機墜落による火災による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。外◇</p> <p>航空機墜落による火災については、建屋外壁等の外部火災防護対象施設を収納する建屋等への影響が厳しい地点に墜落した場合を想定し、火災からの輻射強度の影響により、建屋外壁等の温度上昇を考慮した場合においても、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。また、熱影響により外部火災防護対象施設の安全機能を損なうおそれがある場合には、耐火被覆又は遮熱板等の対策を講ずることにより安全機能を損なわない設計とする。さらに、航空機墜落による火災と危険物貯蔵施設等の火災及び爆発との重畳を考慮した場合においても、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。外◇</p> <p>c. 二次的影響 (ばい煙及び有毒ガス) 安全機能を有する施設は、敷地内又はその周辺において想定される近隣の産業施設の火災及び航空機墜落による火災により発生する二次的影響 (ばい煙及び有毒ガス) に対して安全機能を損なわない</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (32 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>設計とする。近隣の産業施設の火災及び航空機墜落による火災により発生するばい煙の影響に対しては、外部火災防護対象施設を収納する建屋の換気設備、外気を直接設備内に取り込む外部火災防護対象施設は、フィルタによりばい煙の侵入を防止する設計とするか、ばい煙が侵入しても閉塞を防止する構造とし、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。外◇</p> <p>制御建屋の中央制御室については、制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環する措置を講じ、運転員の居住性を確保する設計とする。また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員への影響を防止する設計とする。外◇</p> <p>(4) 有毒ガス</p> <p>安全機能を有する施設は、敷地内及び敷地周辺で発生する有毒ガスに対して安全機能を損なわない設計とする。また、再処理施設は、想定される有毒ガスの発生に対し、制御建屋中央制御室換気設備により、中央制御室の居住性を損なわない設計とする。再処理施設周辺の固定施設で発生する可能性のある有毒ガスとしては、六ヶ所ウラン濃縮工場から漏えいする六ふっ化ウランが加水分解して発生するふっ化ウラニル及びふっ化水素を想定する。これらの有毒ガスが、再処理施設の安全機能に直接影響を及ぼすことは考えられない。また、六ヶ所ウラン濃縮工場において六ふっ化ウランを正圧で扱う工程における漏えい事故が発生したと仮定しても、六ふっ化ウランが加水分解して発生するふっ化ウラニル及びふっ化水素の濃度は公衆に対する影響が十分に小さい値となることから、六ヶ所ウラン濃縮工場の敷地外に立地する再処理施設の運転員に対しても影響を及ぼすことはない。外◇</p> <p>再処理施設周辺の可動施設から発生する有毒ガスについては、敷地周辺には鉄道路線がないこと、最も近接する幹線道路については中央制御室が設置される制御建屋までは約700m離れていること及び海岸から再処理施設までは約5km離れていることから、幹線道路及び船舶航</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (33 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>路にて運搬される有毒ガスが漏えいしたとしても，再処理施設の安全機能及び運転員に影響を及ぼすことは考え難い。外</p> <p>◇</p> <p>万一，六ヶ所ウラン濃縮工場又は可動施設から発生した有毒ガスが中央制御室に到達するおそれがある場合には，必要に応じて制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し，制御建屋の中央制御室内空気を再循環する措置を講ずることにより，運転員への影響を防止することで再処理施設の安全機能を損なわない設計とする。使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても，必要に応じて外気との連絡口を遮断し，運転員への影響を防止することで再処理施設の安全機能を損なわない設計とする。外</p> <p>◇</p> <p>(5) 電磁的障害</p> <p>計測制御設備のうち安全上重要な施設の安全機能を維持するために必要な計測制御設備及び安全保護回路は，日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに，電氣的及び物理的な独立性を持たせることにより，安全機能を損なわない設計とする。安全上重要な施設以外の計測制御設備については，その機能の喪失を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，代替設備による機能の確保ができない場合は当該機能を必要とする運転を停止すること，安全上支障の生じない期間に修理を行うこと又はそれらを組み合わせることにより，安全機能を損なわない設計とする。外</p> <p>◇</p> <p>(6) 再処理事業所内における化学物質の漏えい</p> <p>安全機能を有する施設は，想定される再処理事業所内における化学物質の漏えいに対し，安全機能を損なわない設計とする。再処理事業所内にて運搬及び貯蔵又は使用される化学物質としては，試薬建屋の機器に内包される化学薬品，各建屋の機器に内包される化学薬品並びに試薬建屋への受入れの際に運搬される化学物質がある。外</p> <p>◇</p> <p>このうち，人為事象として試薬建屋への受入れの際に運搬される化学物質の漏えいを想定する。これらの化学物質の漏えいによる影響としては，安全機能を有</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止(その他)) (34 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>する施設に直接被水すること等による安全機能への影響及び漏えいした化学物質の反応等によって発生する有毒ガスによる人体への影響が考えられる。このうち、屋外で運搬又は受入れ時に化学物質の漏えいが発生した場合については、12条「化学薬品の漏えいによる損傷の防止」にて整理する。外◇</p> <p>人体への影響の観点から、再処理施設の運転員に対する影響を想定し、制御建屋中央制御室換気設備は外気の連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気の再循環運転を行うことができる設計とする。また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室についても、必要に応じて外気との連絡口を遮断し制御室内空気の再循環運転を行うことができる設計とする。外◇</p>		

## 設工認申請書 各条文の設計の考え方

第八条 外部からの衝撃による損傷の防止（共通・その他）					
1. 技術基準の条文，解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	設工認資料作成の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
外①	外部からの衝撃による損傷の防止（八条）	技術基準の要求を受けている内容	1～3	-	a
外②	設計基準事故時に生じる応力との組合せ	事業指定の要求を受けている内容	1～3	-	a
外③	安全機能を有する施設以外の施設又は設備等への措置	事業指定の要求を受けている内容	1～3	-	a
外④	自然現象の組合せ	事業指定の要求を受けている内容	1	-	a
外⑤	設計上考慮する自然現象または人為事象	事業指定での約束事項を反映	1～3	-	a
外⑥	防護する対象	事業指定での約束事項を反映	1～3	-	a
外⑦	重大事故等対処施設への措置	技術基準の影響を受けている内容	-	-	a
2. 事業変更許可申請書の本文のうち，基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
外㊶	添付書類六を基本とした記載	具体的な設計方針となっている添六を採用するため記載しない。	-		
外㊷	塩害	塩害の起こる環境についての一般的な説明であって，設計の方針に関係しない。	-		
外㊸	電磁的障害	具体的な設計方針となっている添付書類五の記載を採用するため記載しない。	-		
外㊹	考慮しない自然現象及び人為事象	許可時において，立地的要因から除外した自然現象及び人為事象であり，記載しない。	-		
3. 事業変更許可申請書の添六のうち，基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
外㊺	規則内容	規則内容の説明であることから記載しない。	-		
外㊻	風応力と竜巻応力の包絡関係	風応力を設計上考慮しないことを説明する記述であるため，設計の方針に記載しない。	a		
外㊼	火山の影響	「八条（火山）」と重複記載。	-		
外㊽	森林火災，爆発，近隣の産業施設の火災，航空機墜落による火災	「八条（外部火災）」と重複記載。	-		
外㊾	気象データ	気象データは設計基準事象の荷重を定める検討過程であることから記載しない。	-		
外㊿	自然現象又は人為事象の選定過程	自然現象又は人為事象の選定に係る検討過程であることから記載しない。	-		
外㊽	竜巻	「八条（竜巻）」と重複記載。	-		
外㊽	落雷	「八条（落雷）」と重複記載。	-		
外㊽	塩害	塩害の起こる環境についての一般的な説明であって，	-		



## 設工認申請書 各条文の設計の考え方

		設計の方針に関係しない。	
外	生物学的事象の対象生物の選定	設計基準事象の荷重を定める検討過程であることから記載しない。	—
外	有毒ガスの条件	有毒ガスのうち設計対象としない範囲についての説明であるため、設計の方針に記載しない。	—
外	自然現象と設計基準事故時の応力の組合せの検討過程	自然現象と設計基準事故時の応力の組合せの検討過程の説明であることから記載しない。	—
外	再循環運転の詳細条件	換気設備の運用に関する詳細な管理条件であることから記載しない。	—
外	本文と添六における同じ趣旨の記載	本文と添六又は添六間での重複記載であることから記載しない。	—

4. 添付書類等	
No.	書類名
a	VI-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書

## 別紙 2

基本設計方針を踏まえた添付書類の  
記載及び申請回次の展開

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開  
(第八条 外部からの衝撃による損傷の防止(その他))

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (貯蔵庫共用)												
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載						
1	3.3外部からの衝撃による損傷の防止 安全機能を有する施設は、外部からの衝撃のうち自然現象による損傷の防止において、敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定される風(台風)、竜巻、凍結、高温、降雪、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害の自然現象(地震及び津波を除く。)又は地震及び津波を含む組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものもたらす環境条件及びその結果として再処理施設で生じ得る環境条件において、その安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適用上の適切な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-1-1 再処理施設による損傷の防止に関する基本方針 2.1 自然現象	【2.1 自然現象】 安全機能を有する施設は、外部からの衝撃のうち自然現象による損傷の防止において、敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定される風(台風)、竜巻、凍結、高温、降雪、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害の自然現象(地震及び津波を除く。)又は地震を含む自然現象の組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものもたらす環境条件及びその結果として再処理施設で生じ得る環境条件において、その安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講ずる。	○	基本方針		VI-1-1-1-1-1 再処理施設による損傷の防止に関する基本方針 2.1 自然現象	【2.1 自然現象】 安全機能を有する施設は、外部からの衝撃のうち自然現象による損傷の防止において、敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定される風(台風)、竜巻、凍結、高温、降雪、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害の自然現象(地震及び津波を除く。)又は地震を含む自然現象の組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものもたらす環境条件及びその結果として再処理施設で生じ得る環境条件において、その安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講ずる。											第1回申請と同一	
2	安全機能を有する施設は、外部からの衝撃のうち人為による損傷(航空機落下)、爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、船舶、有毒ガス、電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えいにより再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)(以下「人為事象」という。))に対してその安全性が損なわれないよう、防護措置又は対象とする発生源から一定の距離を置くこと等によるその他の適切な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言 定義	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-1-1 再処理施設による損傷の防止に関する基本方針 2.2 人為事象	【2.2 人為事象】 安全機能を有する施設は、外部からの衝撃のうち再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)(以下「人為事象」という。))による損傷の防止において、敷地内又はその周辺の状況、危険物を搭載した車両、船舶、有毒ガス、航空機落下、電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えいに対してその安全機能が損なわれないよう、防護措置その他、対象となる発生源から一定の距離を置くことによる適切な措置を講じる。	○	基本方針		VI-1-1-1-1-1 再処理施設による損傷の防止に関する基本方針 2.2 人為事象	【2.2 人為事象】 安全機能を有する施設は、外部からの衝撃のうち再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)(以下「人為事象」という。))による損傷の防止において、敷地内又はその周辺の状況、危険物を搭載した車両、船舶、有毒ガス、航空機落下、電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えいに対してその安全機能が損なわれないよう、防護措置その他、対象となる発生源から一定の距離を置くことによる適切な措置を講じる。											第1回申請と同一	
3	外部からの衝撃に対する影響評価及び安全性を損なうおそれがある場合の防護措置等においては、波及的影響を及ぼすおそれのある施設についても考慮する。	冒頭宣言 定義	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-1-1 再処理施設による損傷の防止に関する基本方針 2.1 自然現象  2.2 人為事象	また、外部からの衝撃に対して安全性を損なうおそれがある場合の防護措置等においては、波及的影響を及ぼすおそれのある施設についても考慮する。	○	基本方針		VI-1-1-1-1-1 再処理施設による損傷の防止に関する基本方針 2.1 自然現象  2.2 人為事象	また、外部からの衝撃に対して安全性を損なうおそれがある場合の防護措置等においては、波及的影響を及ぼすおそれのある施設についても考慮する。											第1回申請と同一	
4	また、想定される自然現象(地震及び津波を除く。))及び人為事象に対する防護措置には、安全機能を有する施設が安全性を損なわないために必要な安全機能を有する施設以外の施設又は設備等(重大事故等対処設備を含む。))への措置を含める。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-1-1 再処理施設による損傷の防止に関する基本方針 2.1 自然現象  2.2 人為事象	【2.1 自然現象】 また、想定される自然現象(地震及び津波を除く。))に対する防護措置には、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な安全機能を有する施設以外の施設又は設備等(重大事故等対処設備を含む。))への措置を含める。  【2.2 人為事象】 また、想定される人為事象に対する防護措置には、安全上重要な施設がその安全性を損なわないために必要な安全上重要な施設以外の施設又は設備等(重大事故等対処設備を含む。))への措置を含める。	○	基本方針		VI-1-1-1-1-1 再処理施設による損傷の防止に関する基本方針 2.1 自然現象  2.2 人為事象	【2.1 自然現象】 また、想定される自然現象(地震及び津波を除く。))に対する防護措置には、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な安全機能を有する施設以外の施設又は設備等(重大事故等対処設備を含む。))への措置を含める。  【2.2 人為事象】 また、想定される人為事象に対する防護措置には、安全上重要な施設がその安全性を損なわないために必要な安全上重要な施設以外の施設又は設備等(重大事故等対処設備を含む。))への措置を含める。											第1回申請と同一	
5	重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止において、想定される自然現象(地震及び津波を除く。))及び人為事象に対して、「9.1.2 多様性、位置的分散等」、「9.1.3 悪影響防止等」及び「9.1.5 環境条件等」の基本設計方針に基づき、必要な機能が損なわれないことがないよう、防護措置その他の適切な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-1-1 再処理施設による損傷の防止に関する基本方針 2.1 自然現象  2.2 人為事象	【2.1 自然現象】 重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止において、添付書類「VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に基づき、想定される自然現象(地震及び津波を除く。))に対して、位置的分散、悪影響防止、環境条件等を考慮し、必要な機能が損なわれないことがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じる。  【2.2 人為事象】 重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止において、添付書類「VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に基づき、想定される人為事象に対して、位置的分散、悪影響防止、環境条件等を考慮し、必要な機能が損なわれないことがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じる。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4建屋、E施設共用)						第3 Gr						
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更③)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2エーティライ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類
1	3.3外部からの衝撃による損傷の防止 安全機能を有する施設は、外部からの衝撃のうち自然現象による損傷の防止において、敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定される風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害の自然現象(地震及び津波を除く。)又は地震及び津波を含む組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものもたらす環境条件及びその結果として再処理施設で生じ得る環境条件において、その安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適用上の適切な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言			第1回申請と同一										第1回申請と同一
2	安全機能を有する施設は、外部からの衝撃のうち人為による損傷の防止において、敷地又はその周辺において想定される飛来物(航空機落下)、爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、船舶、有毒ガス、電磁的障害及び再処理施設内における化学物質の漏えいにより再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。)(以下「人為事象」という。)に対してその安全性が損なわれないよう、防護措置又は対象とする発生源から一定の距離を置くこと等によるその他の適切な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言 定義			第1回申請と同一										第1回申請と同一
3	外部からの衝撃に対する影響評価及び安全性を損なうおそれがある場合の防護措置等においては、波及的影響を及ぼすおそれのある施設についても考慮する。	冒頭宣言 定義			第1回申請と同一										第1回申請と同一
4	また、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)及び人為事象に対する防護措置には、安全機能を有する施設が安全性を損なわないために必要な安全機能を有する施設以外の施設又は設備等(重大事故等対処設備を含む。)への措置を含める。	冒頭宣言			第1回申請と同一										第1回申請と同一
5	重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止において、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)及び人為事象に対して、「9.1.2 多様性、位置的分散等」、「9.1.3 悪影響防止等」及び「9.1.5 環境条件等」の基本設計方針に基づき、必要な機能が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	○		重大事故等対処設備			VI-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 2.1 自然現象  2.2 人為事象							第2回(主要4建屋、E施設共用)申請と同一

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr					第2 Gr (貯蔵庫共用)									
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載				
6	自然現象及び人為事象の組合せにおいては、地震、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災等を考慮し、複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せとして、積雪及び風（台風）、積雪及び竜巻、積雪及び火山の影響（降下火砕物）、積雪及び地震、風（台風）及び火山の影響（降下火砕物）並びに風（台風）及び地震の組合せを、施設の形状、配置に応じて考慮する。	定義	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 2.3 組合せ 4.1 自然現象の組合せについて	【2.3 組合せ】 地震を含む自然現象の組合せについて、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある自然現象の組合せは、事業指定（変更許可）を受けたとおり、積雪及び風（台風）、積雪及び竜巻、積雪及び火山の影響（降下火砕物）積雪及び地震、風（台風）及び火山の影響（降下火砕物）並びに風（台風）及び地震の組合せを、施設の形状、配置に応じて考慮する。  【4.1 自然現象の組合せについて】 外部事象防護対象施設の安全機能及び重大事故等対処設備の機能が損なわれないことを広く確認する観点から、地震を含めた自然現象の組合せについて、敷地及びその近傍の地学、気象学的背景を踏まえて検討する。	○	基本方針		VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 2.3 組合せ 4.1 自然現象の組合せについて	【2.3 組合せ】 地震を含む自然現象の組合せについて、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある自然現象の組合せは、事業指定（変更許可）を受けたとおり、積雪及び風（台風）、積雪及び竜巻、積雪及び火山の影響（降下火砕物）、積雪及び地震、風（台風）及び火山の影響（降下火砕物）並びに風（台風）及び地震の組合せを、施設の形状、配置に応じて考慮する。  【4.1 自然現象の組合せについて】 外部事象防護対象施設の安全機能及び重大事故等対処設備の機能が損なわれないことを広く確認する観点から、地震を含めた自然現象の組合せについて、敷地及びその近傍の地学、気象学的背景を踏まえて検討する。	○	基本方針		第1回申請と同一						
7	最新の科学的技術的知見を踏まえ、外部事象防護対象施設のうち、特に自然現象（地震及び津波を除く。）の影響を受けやすく、かつ、代替手段によってその機能の維持が困難であるか、又はその修復が著しく困難な構造物、系統及び機器は、大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象（地震及び津波を除く。）により作用する衝撃が設計基準事故時に生じる応力と重なり合わない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 2.3 組合せ	科学的技術的知見を踏まえ、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備のうち、特に自然現象（地震及び津波を除く。）の影響を受けやすく、かつ、代替手段によってその機能が維持が困難であるか、又はその修復が著しく困難な構造物、系統及び機器は、当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象（地震及び津波を除く。）により作用する衝撃が設計基準事故及び重大事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。	○	基本方針		VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 2.3 組合せ	科学的技術的知見を踏まえ、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備のうち、特に自然現象（地震及び津波を除く。）の影響を受けやすく、かつ、代替手段によってその機能が維持が困難であるか、又はその修復が著しく困難な構造物、系統及び機器は、当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象（地震及び津波を除く。）により作用する衝撃が設計基準事故及び重大事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。	○	基本方針		第1回申請と同一						
8	また、建屋内の重大事故等対処設備のうち、特に自然現象（地震及び津波を除く。）の影響を受けやすく、かつ、代替手段によってその機能の維持が困難であるか、又はその修復が著しく困難な構造物、系統及び機器に対しては、建屋内に設置することにより大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象（地震及び津波を除く。）により作用する衝撃が重大事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 2.3 組合せ	科学的技術的知見を踏まえ、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備のうち、特に自然現象（地震及び津波を除く。）の影響を受けやすく、かつ、代替手段によってその機能が維持が困難であるか、又はその修復が著しく困難な構造物、系統及び機器は、当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象（地震及び津波を除く。）により作用する衝撃が設計基準事故及び重大事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。	○	基本方針		VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 2.3 組合せ	科学的技術的知見を踏まえ、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備のうち、特に自然現象（地震及び津波を除く。）の影響を受けやすく、かつ、代替手段によってその機能が維持が困難であるか、又はその修復が著しく困難な構造物、系統及び機器は、当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象（地震及び津波を除く。）により作用する衝撃が設計基準事故及び重大事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。	○	基本方針		第1回申請と同一						
9	屋外の重大事故等対処設備は、重大事故等において、万が一、使用中に機能を喪失した場合であっても、可搬型重大事故等対処設備によるバックアップが可能となるように位置的分散を考慮して可搬型重大事故等対処設備を複数保管する設計とすることにより、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）により作用する衝撃が重大事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 2.3 組合せ	屋外で使用する重大事故等対処設備は、重大事故等において、万が一、使用中に機能を喪失した場合であっても、可搬型重大事故等対処設備によるバックアップが可能となるように位置的分散を考慮して可搬型重大事故等対処設備を複数保管する設計とすることにより、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）による作用する衝撃が重大事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。	○	基本方針		VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 2.3 組合せ	屋外で使用する重大事故等対処設備は、重大事故等において、万が一、使用中に機能を喪失した場合であっても、可搬型重大事故等対処設備によるバックアップが可能となるように位置的分散を考慮して可搬型重大事故等対処設備を複数保管する設計とすることにより、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）による作用する衝撃が重大事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。	○	基本方針		第1回申請と同一						
10	具体的には、建屋内に設置される外部事象防護対象施設については、建屋によって地震を除く自然現象の影響を防止することにより、設計基準事故が発生した場合でも、地震を除く自然現象による影響を受けない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	同上	同上	○	基本方針		同上	同上	同上	○	基本方針		第1回申請と同一					
11	また、建屋内に設置される重大事故等対処設備については、建屋によって地震を除く自然現象の影響を防止することにより、重大事故等が発生した場合でも、地震を除く自然現象による影響を受けない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	同上	同上	○	基本方針		同上	同上	同上	○	基本方針		第1回申請と同一					
12	屋外で使用する重大事故等対処設備について、竜巻に対しては位置的分散を考慮した配置並びに竜巻防護設計によって保管中に機能を損なわない設計とし、火山の影響に対しては建屋内に配備して使用するなど、重大事故等が発生した場合でも、重大事故等時の荷重と地震を除く自然現象による衝撃を同時に考慮する必要のない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	同上	同上	○	基本方針		同上	同上	同上	○	基本方針		第1回申請と同一					
13	したがって、地震を除く自然現象による衝撃と設計基準事故又は重大事故等時の荷重は重なることのない設計とする。	冒頭宣言	施設共通 基本設計方針	基本方針	同上	同上	○	基本方針		同上	同上	同上	○	基本方針		第1回申請と同一					
14	また、外部衝撃の損傷の防止の設計条件に係る新知見の収集を実施するとともに、新知見が得られた場合に影響評価を行うこと、外部衝撃に対する防護措置との組合せにより安全機能や重大事故等に必要機能を損なわないための、換気設備の停止、フィルタの交換、清掃、使用済燃料の再処理を停止すること等、の運用上の措置を保安規定に定めて、管理する。	定義	基本方針	基本方針	—	(本記載は冒頭宣言として記載しており、外部火災、火山、有毒ガス及び再処理事業所内における化学物質の漏えいの事象においては措置を別途記載していることから、ここでの添付書類への展開は行わない。)	○	基本方針		—	—	—	○	基本方針							

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4 種屋、E施設共用)						第3 Gr						
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更③)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2エーティライ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類
6	自然現象及び人為事象の組合せにおいては、地震、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災等を考慮し、複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せとして、積雪及び風(台風)、積雪及び竜巻、積雪及び火山の影響(降下火砕物)、積雪及び地震、風(台風)及び火山の影響(降下火砕物)並びに風(台風)及び地震の組合せを、施設の形状、配置に応じて考慮する。	定義			第1回申請と同一										第1回申請と同一
7	最新の科学的技術的知見を踏まえ、外部事象防護対象施設のうち、特に自然現象(地震及び津波を除く。)の影響を受けやすく、かつ、代替手段によってその機能の維持が困難であるか、又はその修復が著しく困難な構造物、系統及び機器は、大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象(地震及び津波を除く。)により作用する衝撃が設計基準事故時に生じる応力と重なり合わない設計とする。	冒頭宣言			第1回申請と同一										第1回申請と同一
8	また、建屋内の重大事故等対処設備のうち、特に自然現象(地震及び津波を除く。)の影響を受けやすく、かつ、代替手段によってその機能の維持が困難であるか、又はその修復が著しく困難な構造物、系統及び機器に対しては、建屋内に設置することにより大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象(地震及び津波を除く。)により作用する衝撃が重大事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。	冒頭宣言			第1回申請と同一										第1回申請と同一
9	屋外の重大事故等対処設備は、重大事故等において、万一、使用中に機能を喪失した場合であっても、可搬型重大事故等対処設備によるバックアップが可能となるように位置的分散を考慮して可搬型重大事故等対処設備を複数保管する設計とすることにより、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)により作用する衝撃が重大事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。	冒頭宣言			第1回申請と同一										第1回申請と同一
10	具体的には、建屋内に設置される外部事象防護対象施設については、建屋によって地震を除く自然現象の影響を防止することにより、設計基準事故が発生した場合でも、地震を除く自然現象による影響を受けない設計とする。	冒頭宣言			第1回申請と同一										第1回申請と同一
11	また、建屋内に設置される重大事故等対処設備については、建屋によって地震を除く自然現象の影響を防止することにより、重大事故等が発生した場合でも、地震を除く自然現象による影響を受けない設計とする。	冒頭宣言			第1回申請と同一										第1回申請と同一
12	屋外で使用する重大事故等対処設備について、竜巻に対しては位置的分散を考慮した配置並びに竜巻防護設計によって保管中に機能を損なわない設計とし、火山の影響に対しては建屋内に配備して使用するなど、重大事故等が発生した場合でも、重大事故等時の荷重と地震を除く自然現象による衝撃を同時に考慮する必要のない設計とする。	冒頭宣言			第1回申請と同一										第1回申請と同一
13	したがって、地震を除く自然現象による衝撃と設計基準事故又は重大事故等時の荷重は重なることのない設計とする。	冒頭宣言			第1回申請と同一										第1回申請と同一
14	また、外部衝撃の損傷の防止の設計条件に係る新知見の収集を実施するとともに、新知見が得られた場合に影響評価を行うこと、外部衝撃に対する防護措置との組合せにより安全機能や重大事故等に必要機能を損なわないための、換気設備の停止、フィルタの交換、清掃、使用済燃料の再処理を停止すること等、の運用上の措置を保安規定に定めて、管理する。	定義	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-



項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4建屋、E施設共用)						第3 Gr						
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更③)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2エアーティライ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類
15	3.3.1 竜巻、外部火災、落雷及び火山の影響以外の自然現象並びに航空機落下、爆発及び近隣工場等の火災以外の人為による事象(1) 外部からの衝撃より防護すべき施設 想定される自然現象(地震及び津波を除く。)又は人為事象から防護する施設(以下「外部事象防護対象施設」という。)として、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器とし、外部からの衝撃により安全機能を損なわない設計とする。	定義			第1回申請と同一										第1回申請と同一
16	上記に含まれない安全機能を有する施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)又は人為事象に対して機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障の生じない期間に修理を行うこと又はそれらを組み合わせることで、安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言			第1回申請と同一										【2.1 自然現象】 また、上記に含まれない安全機能を有する施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)に対して機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理等を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。
17	なお、使用済燃料輸送容器に使用済燃料が収納された使用済燃料収納キャスクは再処理施設内に一時的に保管されることを踏まえ、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)又は人為事象により使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。	冒頭宣言							○	使用済燃料輸送容器管理建屋(使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫)				【2.2 人為事象】 また、上記に含まれない安全機能を有する施設は、想定される人為事象に対して機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理等を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。	
18	さらに、重大事故等対処設備についても、外部からの衝撃に対し、必要な機能を損なわないよう、防護措置その他の適切な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	○		重大事故等対処設備									第2回(主要4建屋、E施設共用)申請と同一	



項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 G r				第2 G r (貯蔵庫共用)				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表
19	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち、安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと、又はそれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止することを保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言 運用要求	基本方針	基本方針 対象選定	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 2.1 自然現象 2.2 人為事象	【2.1 自然現象】 また、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対する防護措置には、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な安全機能を有する施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。 【2.2 人為事象】 また、想定される人為事象に対する防護措置には、安全上重要な施設がその安全性を損なわないために必要な安全上重要な施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	(2) 設計方針 外部事象防護対象施設及びそれらを取納する建屋（以下、「外部事象防護対象施設等」という。）並びに重大事故等対処設備は、以下の自然現象（地震及び津波を除く。）及び人為事象に係る設計方針に基づき機械的強度を有すること等により、安全機能や重大事故等に対処するための必要な機能を損なわないよう設計する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1 自然現象 3.2 人為事象	【3.1 自然現象】 外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備は想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対しても、その安全機能を損なうおそれがないよう設計するとともに、必要に応じて、運転管理等の運用上の措置を含む適切な措置を講じる。 設計上考慮する自然現象（地震及び津波を除く。）は、事業指定（変更許可）を受けた以下の11事象とする。 【3.2 人為事象】 外部事象防護対象施設は想定される人為事象に対しても、その安全機能を損なうおそれがないよう設計するとともに、必要に応じて、運転管理等の運用上の措置を含む適切な措置を講じる。 設計上考慮する人為事象は、事業指定（変更許可）を受けた以下の6事象とする。	○	基本方針	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1 自然現象 3.2 人為事象	【3.1 自然現象】 外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備は想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対しても、その安全機能を損なうおそれがないよう設計するとともに、必要に応じて、運転管理等の運用上の措置を含む適切な措置を講じる。 設計上考慮する自然現象（地震及び津波を除く。）は、事業指定（変更許可）を受けた以下の11事象とする。 【3.2 人為事象】 外部事象防護対象施設は想定される人為事象に対しても、その安全機能を損なうおそれがないよう設計するとともに、必要に応じて、運転管理等の運用上の措置を含む適切な措置を講じる。	第1回申請と同じ	-	-	-	-
21	自然現象（地震及び津波を除く。）のうち森林火災、人為事象のうち火災及び爆発、近隣工場等の火災及び航空機墜落による火災の設計方針については「3.3.3 外部火災」の設計方針に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	-	(本記載は施設共通の方針として記載しており、個別の申請対象機器についての設計は他の条項で別途記載していることから、ここでの添付書類への展開は行わない。)	○	基本方針	-	(本記載は施設共通の方針として記載しており、個別の申請対象機器についての設計は他の条項で別途記載していることから、ここでの添付書類への展開は行わない。)	第1回申請と同じ	-	-	-	-
22	また、人為事象のうち、航空機落下に対する設計方針については、「3.3.6 航空機落下の設計方針」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	-	(本記載は施設共通の方針として記載しており、個別の申請対象機器についての設計は他の条項で別途記載していることから、ここでの添付書類への展開は行わない。)	○	基本方針	-	(本記載は施設共通の方針として記載しており、個別の申請対象機器についての設計は他の条項で別途記載していることから、ここでの添付書類への展開は行わない。)	第1回申請と同じ	-	-	-	-
23	なお、危険物を搭載した車両に対する設計方針のうち、再処理事業所屋外での運搬又は受入れ時に化学薬品の漏えいが発生した場合については、「b. 人為事象 (c) 再処理事業所内における化学物質の漏えい」の中で扱う。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	-	(本記載は施設共通の方針として記載しており、個別の申請対象機器についての設計はb. (c) で別途記載していることから、ここでの添付書類への展開は行わない。)	○	基本方針	-	(本記載は施設共通の方針として記載しており、個別の申請対象機器についての設計はb. (c) で別途記載していることから、ここでの添付書類への展開は行わない。)	第1回申請と同じ	-	-	-	-
24	a. 竜巻、外部火災及び火山の影響以外の自然現象 (a) 風 (台風) 安全機能を有する施設は、風 (台風) に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは風 (台風) による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせること、その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 運用要求	基本方針	基本方針	-	(本記載は施設共通の方針として記載しており、個別の申請対象機器についての設計は次項で別途記載していることから、ここでの添付書類への展開は行わない。)	○	基本方針	-	(本記載は施設共通の方針として記載しており、個別の申請対象機器についての設計は次項で別途記載していることから、ここでの添付書類への展開は行わない。)	第1回申請と同じ	-	-	-	-
25	外部事象防護対象施設等は、建築基準法に基づき算出する風荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン脱硝建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、ウラン酸化物貯蔵建屋、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、第1ガラス固化体貯蔵建屋、チャンネルボックス・バーナブルボイズン処理建屋、ハル・エンドピース貯蔵建屋、制御建屋、分析建屋、非常用電源建屋、主排気筒管理建屋  主排気筒 塔槽類廃ガス処理設備 (ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備) 塔槽類廃ガス処理設備 (高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備) 換気設備 (前処理建屋換気設備) 換気設備 (分離建屋換気設備) 換気設備 (精製建屋換気設備) 換気設備 (ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備) 換気設備 (高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備) 安全冷却水系 (安全冷却水系)	設計方針 評価条件 評価方法 評価 (強度計算)	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (1) 風 (台風) 4.2 組合せを考慮した荷重評価について	3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (1) 風 (台風) 4.2 組合せを考慮した荷重評価について 敷地付近で観測された日最大瞬間風速は、八戸特別地域気象観測所での観測記録 (1951年～2018年3月) で41.7m/s (2017年9月18日) である。外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設を取納する建屋 (以下、「外部事象防護対象施設等」という。) の設計に当たっては、この観測値を基準とし、建築基準法及び平成12年5月31日建設省告示第1454号「Eの数値を算出する方法並びにV0及び風力係数の数値を定める件」に基づき算出する風荷重に対して機械的強度を有する設計とすることにより安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。ただし、建築基準法及び告示に基づき算出する風荷重は、設計竜巻の最大風速 (100m/s) による風荷重を大きく下回るため、風 (台風) に対する安全設計は竜巻に対する設計の中で確認する。	○	安全冷却水系 (安全冷却水系)	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (1) 風 (台風) 4.2 組合せを考慮した荷重評価について	3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (1) 風 (台風) 4.2 組合せを考慮した荷重評価について 敷地付近で観測された日最大瞬間風速は、八戸特別地域気象観測所での観測記録 (1951年～2018年3月) で41.7m/s (2017年9月18日) である。外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設を取納する建屋 (以下、「外部事象防護対象施設等」という。) の設計に当たっては、この観測値を基準とし、建築基準法及び平成12年5月31日建設省告示第1454号「Eの数値を算出する方法並びにV0及び風力係数の数値を定める件」に基づき算出する風荷重に対して機械的強度を有する設計とすることにより安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。ただし、建築基準法及び告示に基づき算出する風荷重は、設計竜巻の最大風速 (100m/s) による風荷重を大きく下回るため、風 (台風) に対する安全設計は竜巻に対する設計の中で確認する。	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4建屋、E施設共用)						第3 Gr									
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更③)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2エーティティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載		
19	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち、安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと、又はそれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止することを保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言 運用要求	○		重大事故等対処設備		VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 2.1 自然現象 2.2 人為事象	【2.1 自然現象】 また、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対する防護措置には、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な安全機能を有する施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。 【2.2 人為事象】 また、想定される人為事象に対する防護措置には、安全上重要な施設がその安全性を損なわないために必要な安全上重要な施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。							第2回（主要4建屋、E施設共用）申請と同一			
20	(2) 設計方針 外部事象防護対象施設及びそれらを収納する建屋（以下、「外部事象防護対象施設等」という。）並びに重大事故等対処設備は、以下の自然現象（地震及び津波を除く。）及び人為事象に係る設計方針に基づき機械的強度を有すること等により、安全機能や重大事故等に対処するための必要な機能を損なわないよう設計する。	冒頭宣言					第1回申請と同一								第1回申請と同一			
21	自然現象（地震及び津波を除く。）のうち森林火災、人為事象のうち火災及び爆発、近隣工場等の火災及び航空機墜落による火災の設計方針については「3.3.3 外部火災」の設計方針に基づく設計とする。	冒頭宣言					第1回申請と同一								第1回申請と同一			
22	また、人為事象のうち、航空機落下に対する設計方針については、「3.3.6 航空機落下の設計方針」に基づく設計とする。	冒頭宣言					第1回申請と同一								第1回申請と同一			
23	なお、危険物を搭載した車両に対する設計方針のうち、再処理事業所屋外での運搬又は受入れ時に化学薬品の漏えいが発生した場合については、「b. 人為事象 (c) 再処理事業所内における化学物質の漏えい」の中で取り扱う。	冒頭宣言					第1回申請と同一								第1回申請と同一			
24	a. 竜巻、外部火災及び火山の影響以外の自然現象 (a) 風 (台風) 安全機能を有する施設は、風 (台風) に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは風 (台風) による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせること、その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 運用要求					第1回申請と同一								第1回申請と同一			
25	外部事象防護対象施設等は、建築基準法に基づき算出する風荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	○		前処理建屋、分離建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、非常用電源建屋 安全冷却水系 (安全冷却水系)		VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (1) 風 (台風) 4.2 組合せを考慮した荷重評価について	3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (1) 風 (台風) 4.2 組合せを考慮した荷重評価について 日最大瞬間風速は、八戸特別地域気象観測所での観測記録 (1951年～2018年3月) で41.7m/s (2017年9月18日) である。外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設を収納する建屋 (以下、「外部事象防護対象施設等」という。) の設計に当たっては、この観測値を基準とし、建築基準法及び平成12年5月31日建設省告示第1454号「E」の数値を算出する方法並びにV0及び風力係数の数値を定める件」に基づき算出する風荷重に対して機械的強度を有する設計とすることにより安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。ただし、建築基準法及び告示に基づき算出する風荷重は、設計竜巻の最大風速 (100m/s) による風荷重を大きく下回るため、風 (台風) に対する安全設計は竜巻に対する設計の中で確認する。	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、安全冷却水系 (安全冷却水系)					精製建屋、ウラン脱硝建屋、ウラン酸化物貯蔵建屋、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋、第1ガラス固化体貯蔵建屋、低レベル廃液処理建屋、チャンネルボックス・バーナブルボイス処理建屋、ハル・エンドピース貯蔵建屋、制御建屋、分析建屋、主排気筒管理建屋 主排気筒 塔槽類廃ガス処理設備 (ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備) 塔槽類廃ガス処理設備 (高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備) 換気設備 (前処理建屋換気設備) 換気設備 (分離建屋換気設備) 換気設備 (精製建屋換気設備) 換気設備 (ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備) 換気設備 (高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備)		VI-1-1-1-1-1 再処理施設に対する具体的な設計上の考慮 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (1) 風 (台風) 4.2 組合せを考慮した荷重評価について	3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (1) 風 (台風) 4.2 組合せを考慮した荷重評価について 日最大瞬間風速は、八戸特別地域気象観測所での観測記録 (1951年～2018年3月) で41.7m/s (2017年9月18日) である。外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設を収納する建屋 (以下、「外部事象防護対象施設等」という。) の設計に当たっては、この観測値を基準とし、建築基準法及び平成12年5月31日建設省告示第1454号「E」の数値を算出する方法並びにV0及び風力係数の数値を定める件」に基づき算出する風荷重に対して機械的強度を有する設計とすることにより安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。ただし、建築基準法及び告示に基づき算出する風荷重は、設計竜巻の最大風速 (100m/s) による風荷重を大きく下回るため、風 (台風) に対する安全設計は竜巻に対する設計の中で確認する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (貯蔵庫共用)							
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
26	重大事故等対処設備は、建屋内へ設置若しくは風荷重に対して機械的強度を有する設計としたうえで屋外に設置する又は外部事象防護対象施設等と位置的分散を図り設置する設計とする。	設置要求 評価要求	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 射源建屋 主排気筒管理建屋 緊急時対策建屋 第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所  主排気筒 換気設備 (前処理建屋換気設備) 換気設備 (分離建屋換気設備) 換気設備 (精製建屋換気設備) 換気設備 (ウラン・プルトニウム混合酸化物建屋換気設備) 換気設備 (高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備)	設計方針 (評価方針) 評価	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (1) 風 (台風)	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (1) 風 (台風)】 重大事故等対処設備は、建屋内への設置若しくは風荷重に対して機械的強度を有する設計としたうえで屋外に設置する又は設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図り設置する設計とする。ただし、建築基準法に基づき算出する風荷重は、設計竜巻の最大風速 (100m/s) による風荷重を大きく下回るため、風 (台風) に対する防護設計は竜巻に対する設計の中で確認する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
27	(h) 凍結 安全機能を有する施設は、凍結に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは凍結による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせること、その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 運用要求	基本方針	基本方針	-	(本記載は施設共通の方針として記載しており、個別の申請対象機器についての設計は次項で別途記載していることから、ここでの添付書類への展開は行わない。)	○	基本方針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	第1回申請と同じ
28	屋外に設置する外部事象防護対象施設のうち凍結のおそれのあるものに対して保温等の凍結防止対策を行うことにより、敷地付近の観測記録を踏まえて設定した設計外気温に対して安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	安全冷却水系 (安全冷却水系)	設計方針 (評価方針) 評価	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (3) 凍結	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (3) 凍結】 外部事象防護対象施設等の設計に当たっては、敷地及び敷地周辺の観測値を適切に考慮するため、観測所気象年報からの六ヶ所地域気象観測所の観測値を参考にした結果、設計上考慮する外気温を-15.7℃とし、これに対して屋外の外部事象防護対象施設で凍結のおそれのあるものは保温等の凍結防止対策を行うことにより安全機能を損なわない設計とする。	○	安全冷却水系 (安全冷却水系)	-	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (3) 凍結	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (3) 凍結】 外部事象防護対象施設等の設計に当たっては、敷地及び敷地周辺の観測値を適切に考慮するため、観測所気象年報からの六ヶ所地域気象観測所の観測値を参考にした結果、設計上考慮する外気温を-15.7℃とし、これに対して屋外の外部事象防護対象施設で凍結のおそれのあるものは保温等の凍結防止対策を行うことにより安全機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-
29	屋外の重大事故等対処設備は、保温等の凍結防止対策を行うことにより、設計外気温に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	設計要求 評価要求	施設共通 基本設計方針 (屋外の重大事故等対処設備)	設計方針 (評価方針) 評価	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (3) 凍結	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (3) 凍結】 屋外の重大事故等対処設備は、設計外気温に対して屋外施設で凍結のおそれのあるものは保温等の凍結防止対策を行うことにより、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30	(c) 高温 安全機能を有する施設は、高温に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは高温による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせること、その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 運用要求	基本方針	基本方針	-	(本記載は施設共通の方針として記載しており、個別の申請対象機器についての設計は次項で別途記載していることから、ここでの添付書類への展開は行わない。)	○	基本方針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	第1回申請と同じ
31	外部事象防護対象施設等は、敷地付近の観測記録を踏まえて設定した設計外気温に対して崩壊熱除去等の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	安全冷却水系 (安全冷却水系)	設計方針 (評価方針) 評価	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (4) 高温	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (4) 高温】 設計上考慮する外気温については、これらの気温の観測値並びに敷地及び敷地周辺の観測値を適切に考慮し、外部事象防護対象施設等の設計においては、むつ特別地域気象観測所の夏季 (6月~9月) の外気温の観測データから算出する超過確率1%に相当する29℃を設計上考慮する外気温とし、崩壊熱除去等の安全機能を損なわない設計とする。	○	安全冷却水系 (安全冷却水系)	-	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (4) 高温	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (4) 高温】 設計上考慮する外気温については、これらの気温の観測値並びに敷地及び敷地周辺の観測値を適切に考慮し、外部事象防護対象施設等の設計においては、むつ特別地域気象観測所の夏季 (6月~9月) の外気温の観測データから算出する超過確率1%に相当する29℃を設計上考慮する外気温とし、崩壊熱除去等の安全機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	第1回申請と同じ
32	屋外の重大事故等対処設備は、設計外気温に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	評価要求	施設共通 基本設計方針 (重大事故等対処設備)	設計方針 (評価方針) 評価	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (4) 高温	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (4) 高温】 重大事故等対処設備は、設計上考慮する外気温に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4建屋、E施設共用)						第3 Gr								
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更③)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認① 第2エアーティライ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認② 海洋放出筒切り離し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
26	重大事故等対処設備は、建屋内へ設置若しくは風荷重に対して機械的強度を有する設計としたうえで屋外に設置する又は外部事象防護対象施設等と位置的分散を図り設置する設計とする。	設置要求 評価要求	○	-	前処理建屋、分離建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、 屋外の重大事故等対処設備	-	VI-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (1) 風 (台風)	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (1) 風 (台風)】 重大事故等対処設備は、建屋内への設置若しくは風荷重に対して機械的強度を有する設計としたうえで屋外に設置する又は設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図り設置する設計とする。ただし、建築基準法に基づき算出する風荷重は、設計電巻の最大風速 (100m/s) による風荷重を大きく下回するため、風 (台風) に対する防護設計は電巻に対する設計の中で確認する。	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	-	精製建屋 削砕建屋 主排気筒管理建屋 緊急時対策建屋 第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所  主排気筒 塔槽類廃ガス処理設備 (ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備) 塔槽類廃ガス処理設備 (高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備) 換気設備 (前処理建屋換気設備) 換気設備 (分離建屋換気設備) 換気設備 (精製建屋換気設備) 換気設備 (ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備) 換気設備 (高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備) 屋外の重大事故等対処設備	-	-	-	VI-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (1) 風 (台風)	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (1) 風 (台風)】 重大事故等対処設備は、建屋内への設置若しくは風荷重に対して機械的強度を有する設計としたうえで屋外に設置する又は設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図り設置する設計とする。ただし、建築基準法に基づき算出する風荷重は、設計電巻の最大風速 (100m/s) による風荷重を大きく下回するため、風 (台風) に対する防護設計は電巻に対する設計の中で確認する。
27	(h) 凍結 安全機能を有する施設は、凍結に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは凍結による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 運用要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
28	屋外に設置する外部事象防護対象施設のうち凍結のおそれのあるものに対して保温等の凍結防止対策を行うことにより、敷地付近の観測記録を踏まえて設定した設計外気温に対して安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	○	-	安全冷却水系 (安全冷却水系)	-	VI-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (3) 凍結	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (3) 凍結】 外部事象防護対象施設等の設計に当たっては、敷地及び敷地周辺の観測値を適切に考慮するため、観測所気象年報からの六ヶ所地域気象観測所の観測値を参考にした結果、設計上考慮する外気温を-15.7℃とし、これに対して屋外の外部事象防護対象施設で凍結のおそれのあるものは保温等の凍結防止対策を行うことにより安全機能を損なわない設計とする。	○	安全冷却水系 (安全冷却水系)	-	-	-	VI-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (3) 凍結	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (3) 凍結】 外部事象防護対象施設等の設計に当たっては、敷地及び敷地周辺の観測値を適切に考慮するため、観測所気象年報からの六ヶ所地域気象観測所の観測値を参考にした結果、設計上考慮する外気温を-15.7℃とし、これに対して屋外の外部事象防護対象施設で凍結のおそれのあるものは保温等の凍結防止対策を行うことにより安全機能を損なわない設計とする。		
29	屋外の重大事故等対処設備は、保温等の凍結防止対策を行うことにより、設計外気温に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	設計要求 評価要求	○	-	屋外の重大事故等対処設備	-	VI-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (3) 凍結	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (3) 凍結】 屋外の重大事故等対処設備は、設計外気温に対して屋外施設で凍結のおそれのあるものは保温等の凍結防止対策を行うことにより、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	第2回 (主要4建屋、E施設共用) 申請と同一		
30	(c) 高温 安全機能を有する施設は、高温に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは高温による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 運用要求	-	-	-	-	第1回申請と同一	-	-	-	-	-	-	-	-	第1回申請と同じ	
31	外部事象防護対象施設等は、敷地付近の観測記録を踏まえて設定した設計外気温に対して崩壊熱除去等の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	○	-	安全冷却水系 (安全冷却水系)	-	VI-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (4) 高温	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (4) 高温】 設計上考慮する外気温については、これらの気温の観測値並びに敷地及び敷地周辺の観測値を適切に考慮し、外部事象防護対象施設等の設計においては、むつ特別地域気象観測所の夏季 (6月～9月) の外気温の観測データから算出する超過確率1%に相当する29℃を設計上考慮する外気温とし、崩壊熱除去等の安全機能を損なわない設計とする。	○	安全冷却水系 (安全冷却水系)	-	-	-	VI-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (4) 高温	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (4) 高温】 設計上考慮する外気温については、これらの気温の観測値並びに敷地及び敷地周辺の観測値を適切に考慮し、外部事象防護対象施設等の設計においては、むつ特別地域気象観測所の夏季 (6月～9月) の外気温の観測データから算出する超過確率1%に相当する29℃を設計上考慮する外気温とし、崩壊熱除去等の安全機能を損なわない設計とする。		
32	屋外の重大事故等対処設備は、設計外気温に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	評価要求	○	-	重大事故等対処設備	-	VI-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (4) 高温	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (4) 高温】 重大事故等対処設備は、設計上考慮する外気温に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	第2回 (主要4建屋、E施設共用) 申請と同一	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (貯蔵庫共用)							
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
33	(d) 降水 安全機能を有する施設は、降水による浸水に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確認すること若しくは降水による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確認すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 運用要求	基本方針	基本方針			○	基本方針										第1回申請と同じ
34	外部事象防護対象施設等及び重大事故等対処設備を収納する建屋は、敷地付近の観測記録を踏まえて設定した降水量に対して、排水溝及び敷地内排水路によって敷地外へ排水するとともに、建屋貫通部の止水処理を行うこと等により、雨水が当該建屋に浸入することを防止すること、安全機能を有する施設の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求 評価要求	基本方針	設計方針 (評価方針) 評価	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (5) 降水	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (5) 降水】 敷地付近で観測された日最大降水量は、八戸特別地域気象観測所での観測記録(1937年～2018年3月)で160.0mm(1982年5月21日)、むつ特別地域気象観測所での観測記録(1937年～2018年3月)で162.5mm(1981年8月22日及び2016年8月17日)である。また、敷地付近で観測された日最大1時間降水量は、八戸特別地域気象観測所での観測記録(1937年～2018年3月)で67.0mm(1969年8月5日)、むつ特別地域気象観測所での観測記録(1937年～2018年3月)で51.5mm(1973年9月24日)である。	○	基本方針	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (5) 降水	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (5) 降水】 敷地付近で観測された日最大降水量は、八戸特別地域気象観測所での観測記録(1937年～2018年3月)で160.0mm(1982年5月21日)、むつ特別地域気象観測所での観測記録(1937年～2018年3月)で162.5mm(1981年8月22日及び2016年8月17日)である。また、敷地付近で観測された日最大1時間降水量は、八戸特別地域気象観測所での観測記録(1937年～2018年3月)で67.0mm(1969年8月5日)、むつ特別地域気象観測所での観測記録(1937年～2018年3月)で51.5mm(1973年9月24日)である。								第1回申請と同じ
35	屋外の重大事故等対処設備は、敷地付近の観測記録を踏まえて設定した降水量に対して防水処理並びに排水溝及び敷地内排水路によって敷地外へ排水すること等により機能を損なわない設計とする。	設置要求 評価要求	施設共通 基本設計方針 (屋外の重大事故等対処設備)	設計方針 (評価方針) 評価	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (5) 降水	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (5) 降水】 屋外の重大事故等対処設備は、降水に対して排水溝及び敷地内排水路によって敷地外へ排水すること等により機能を損なわない設計とする。	○	基本方針	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (5) 降水	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (5) 降水】 屋外の重大事故等対処設備は、降水に対して排水溝及び敷地内排水路によって敷地外へ排水すること等により機能を損なわない設計とする。								
36	(e) 積雪 安全機能を有する施設は、積雪による荷重及び閉塞に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確認すること若しくは積雪による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確認すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 運用要求	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (6) 積雪	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (6) 積雪】 建築基準法施行令第86条に基づく六ヶ所村の垂直積雪量は150cmとなっているが、敷地付近で観測された最深積雪深は、むつ特別地域気象観測所での観測記録(1935年～2018年3月)によれば170cm(1977年2月15日)であり、六ヶ所村統計書における記録(1973年～2002年)による最深積雪深は190cm(1977年2月)である。	○	基本方針	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (6) 積雪	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (6) 積雪】 建築基準法施行令第86条に基づく六ヶ所村の垂直積雪量は150cmとなっているが、敷地付近で観測された最深積雪深は、むつ特別地域気象観測所での観測記録(1935年～2018年3月)によれば170cm(1977年2月15日)であり、六ヶ所村統計書における記録(1973年～2002年)による最深積雪深は190cm(1977年2月)である。								第1回申請と同じ
37	外部事象防護対象施設等は、敷地周辺における積雪記録を踏まえて設定した積雪荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン脱硝建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、ウラン酸化物貯蔵建屋、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、第1ガラス固化体貯蔵建屋、チャンネルボックス・バーナブルボイズン処理建屋、ハル・エンドピース貯蔵建屋、制御建屋、分析建屋、非常用電源建屋、主排気筒管理建屋	設計方針 評価条件 評価方法 評価 (強度評価)	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (6) 積雪 4.2 組合せを考慮した荷重評価について	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (6) 積雪】 したがって、積雪荷重に対しては、六ヶ所村統計書における最深積雪深である190cmを考慮し、外部事象防護対象施設等の安全機能を損なわない設計とする。 【4.2 組合せを考慮した荷重評価について】 自然現象の組合せによる荷重の組合せについては、「IV-1-1-1 耐震設計の基本方針」、「V-4-1-1 電巻防護設計に係る強度計算書作成の基本方針」及び「V-5-1-1 火山防護対象施設の強度計算書作成の基本方針」にて評価する	○	安全冷却水系 (安全冷却水系)	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (6) 積雪 4.2 組合せを考慮した荷重評価について	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (6) 積雪】 したがって、積雪荷重に対しては、六ヶ所村統計書における最深積雪深である190cmを考慮し、外部事象防護対象施設等の安全機能を損なわない設計とする。 【4.2 組合せを考慮した荷重評価について】 自然現象の組合せによる荷重の組合せについては、「IV-1-1-1 耐震設計の基本方針」、「V-4-1-1 電巻防護設計に係る強度計算書作成の基本方針」及び「V-5-1-1 火山防護対象施設の強度計算書作成の基本方針」にて評価する								第1回申請と同じ
38	また、外部事象防護対象施設等の建屋の外気取入口においては防雪フードを設置し、降雪時に雪を取り込み難い設計とするとともに、換気設備の給気系においては給気を加熱することにより、雪の取り込みによる給気系の閉塞に対し、これを防止し、安全機能を損なわない設計とする。	設置要求	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン脱硝建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、ウラン酸化物貯蔵建屋、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、第1ガラス固化体貯蔵建屋、チャンネルボックス・バーナブルボイズン処理建屋、ハル・エンドピース貯蔵建屋、制御建屋、分析建屋、非常用電源建屋、主排気筒管理建屋	設計方針 (評価方針) 評価	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (6) 積雪	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (6) 積雪】 また、外部事象防護対象施設等の建屋の外気取入口においては防雪フードを設置し、降雪時に雪を取り込み難い設計とするとともに、換気設備の給気系においては給気を加熱することにより、雪の取り込みによる給気系の閉塞に対し、これを防止し、安全機能を損なわない設計とする。	○	基本方針	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (6) 積雪	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (6) 積雪】 また、外部事象防護対象施設等の建屋の外気取入口においては防雪フードを設置し、降雪時に雪を取り込み難い設計とするとともに、換気設備の給気系においては給気を加熱することにより、雪の取り込みによる給気系の閉塞に対し、これを防止し、安全機能を損なわない設計とする。								第1回申請と同じ

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4 建屋、E施設共用)						第3 Gr							
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更③)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2エーティティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載
33	(d) 降水 安全機能を有する施設は、降水による浸水に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは降水による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 運用要求														第1回申請と同じ
34	外部事象防護対象施設等及び重大事故等対処設備を収容する建屋は、敷地付近の観測記録を踏まえて設定した降水量に対して、排水溝及び敷地内排水路によって敷地外へ排水するとともに、建屋貫通部の止水処理をすること等により、雨水が当該建屋に浸入することを防止することで、安全機能を有する施設の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求 評価要求														第1回申請と同じ
35	屋外の重大事故等対処設備は、敷地付近の観測記録を踏まえて設定した降水量に対して防水処理並びに排水溝及び敷地内排水路によって敷地外へ排水すること等により機能を損なわない設計とする。	設置要求 評価要求	○		屋外の重大事故等対処設備			VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (5) 降水								第2回(主要4 建屋、E施設共用)申請と同じ
36	(e) 積雪 安全機能を有する施設は、積雪による荷重及び閉塞に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは積雪による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 運用要求														第1回申請と同じ
37	外部事象防護対象施設等は、敷地周辺における積雪記録を踏まえて設定した積雪荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	○		前処理建屋、分離建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、非常用電源建屋 安全冷却水系 (安全冷却水系)			【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (6) 積雪】 したがって、積雪荷重に対しては、六ヶ所村統計書における最深積雪深である190cmを考慮し、外部事象防護対象施設等の安全機能を損なわない設計とする。 【4.2 組合せを考慮した荷重評価について】 自然現象の組合せによる荷重の組合せについては、「IV-1-1-1 耐震設計の基本方針」、「V-4-1 電巻防護設計に係る強度計算書作成の基本方針」及び「V-5-1 火山防護対象施設の強度計算書作成の基本方針」にて評価する	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、 安全冷却水系 (安全冷却水系)						【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (6) 積雪】 したがって、積雪荷重に対しては、六ヶ所村統計書における最深積雪深である190cmを考慮し、外部事象防護対象施設等の安全機能を損なわない設計とする。 【4.2 組合せを考慮した荷重評価について】 自然現象の組合せによる荷重の組合せについては、「IV-1-1-1 耐震設計の基本方針」、「V-4-1 電巻防護設計に係る強度計算書作成の基本方針」及び「V-5-1 火山防護対象施設の強度計算書作成の基本方針」にて評価する
38	また、外部事象防護対象施設等の建屋の外気取入口においては防雪フードを設置し、降雪時に雪を取り込み難い設計とするとともに、換気設備の給気系においては給気を加熱することにより、雪の取り込みによる給気系の閉塞に対し、これを防止し、安全機能を損なわない設計とする。	設置要求	○		前処理建屋、分離建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、非常用電源建屋			【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (6) 積雪】 また、外部事象防護対象施設等の建屋の外気取入口においては防雪フードを設置し、降雪時に雪を取り込み難い設計とするとともに、換気設備の給気系においては給気を加熱することにより、雪の取り込みによる給気系の閉塞に対し、これを防止し、安全機能を損なわない設計とする。	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋						【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (6) 積雪】 また、外部事象防護対象施設等の建屋の外気取入口においては防雪フードを設置し、降雪時に雪を取り込み難い設計とするとともに、換気設備の給気系においては給気を加熱することにより、雪の取り込みによる給気系の閉塞に対し、これを防止し、安全機能を損なわない設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr					第2 Gr (貯蔵庫共用)						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
39	重大事故等対処設備は、積雪荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	評価要求	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合有機化合物貯蔵建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 制御建屋 主排気筒管理建屋 緊急時対策建屋 第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所  主排気筒 換気設備 (前処理建屋換気設備) 換気設備 (分離建屋換気設備) 換気設備 (精製建屋換気設備) 換気設備 (ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備) 換気設備 (高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備)	設計方針 評価条件 評価方法 評価 (強度計算)	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (6) 積雪	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮】 (6) 積雪 重大事故等対処設備は、積雪荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40	屋外の可搬型重大事故等対処設備は、除雪により、積雪荷重に対してその必要な機能が損なうおそれがない設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針 (屋外の重大事故等対処設備)	基本方針	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (6) 積雪	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮】 (6) 積雪 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、除雪により、積雪荷重に対してその必要な機能を損なうおそれがない設計とする。なお、除雪を適宜実施することを保安規定に定めて管理する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
41	(f) 生物学的事象 安全機能を有する施設は、生物学的事象として敷地周辺の生物の生息状況の調査に基づいて、鳥類、昆虫類、小動物、魚類、底生生物及び藻類の再処理施設への侵入を防止又は抑制することにより、生物学的事象に対し、安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (9) 生物学的事象	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮】 (9) 生物学的事象 生物学的事象としては、敷地周辺の生物の生息状況の調査に基づいて鳥類、昆虫類、小動物、魚類、底生生物及び藻類を対象生物に選定し、これらの生物が再処理施設へ侵入することを防止又は抑制することにより、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	○	基本方針	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (9) 生物学的事象	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮】 (9) 生物学的事象 生物学的事象としては、敷地周辺の生物の生息状況の調査に基づいて鳥類、昆虫類、小動物、魚類、底生生物及び藻類を対象生物に選定し、これらの生物が再処理施設へ侵入することを防止又は抑制することにより、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-
42	外部事象防護対象施設等は、換気設備の外気取入口並びにガラス固化体貯蔵設備の冷却空気取入口シャフト及び冷却空気取出口シャフトにバードスクリーン又はフィルタを設置すること、及び屋外に設置する電気設備は、密封構造、メッシュ構造、シール処理を施す構造又はこれらの組み合わせによって、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入に対し、これを防止又は抑制する設計とする。	設置要求	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、 前処理建屋、 分離建屋、 精製建屋、 ウラン脱硝建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、 ウラン・プルトニウム混合有機化合物貯蔵建屋 ウラン・プルトニウム混合有機化合物貯蔵建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋、 第1ガラス固化体貯蔵建屋、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋、ハル・エンドピース貯蔵建屋、 制御建屋、分析建屋、非常用電源建屋、 主排気筒管理建屋	設計方針 (評価方針) 評価	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (9) 生物学的事象	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮】 (9) 生物学的事象 換気設備の外気取入口、ガラス固化体貯蔵設備の冷却空気取入口シャフト及び冷却空気取出口シャフト、屋外に設置する電気設備並びに給水処理設備に受け入れる水の取水口には、対象生物の侵入を防止又は抑制するための措置を施す設計とする。  具体的には、換気設備の外気取入口並びにガラス固化体貯蔵設備の冷却空気取入口シャフト及び冷却空気取出口シャフトにはバードスクリーン又はフィルタを設置することにより、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を防止又は抑制する設計とする。 屋外に設置する電気設備は、密封構造、メッシュ構造及びシール処理を施す構造又はこれらを組み合わせることにより、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を防止又は抑制する設計とする。	○	基本方針【施設共通 基本設計方針】	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (9) 生物学的事象	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮】 (9) 生物学的事象 換気設備の外気取入口、ガラス固化体貯蔵設備の冷却空気取入口シャフト及び冷却空気取出口シャフト、屋外に設置する電気設備並びに給水処理設備に受け入れる水の取水口には、対象生物の侵入を防止又は抑制するための措置を施す設計とする。  具体的には、換気設備の外気取入口並びにガラス固化体貯蔵設備の冷却空気取入口シャフト及び冷却空気取出口シャフトにはバードスクリーン又はフィルタを設置することにより、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を防止又は抑制する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-
43	給水処理設備は、二又川から水を受け入れる取水口にスクリーンを設置し、魚類及び底生生物の侵入並びに藻類の取込みに対し、これを防止又は抑制する設計とする。	設置要求	-	設計方針	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (9) 生物学的事象	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮】 (9) 生物学的事象 給水処理設備は、二又川から水を受け入れる取水口にスクリーンを設置し、魚類及び底生生物の侵入並びに藻類の取込みに対し、これを防止又は抑制する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
44	重大事故等対処設備は、生物学的事象に対して、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	設置要求 評価要求	屋外の重大事故等対処設備	設計方針 (評価方針) 評価	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (9) 生物学的事象	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮】 (9) 生物学的事象 重大事故等対処設備は、生物学的事象に対して、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4 建屋, E施設共用)						第3 Gr							
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更③)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2エアーティライ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載
39	重大事故等対処設備は、積雪荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	評価要求	○		前処理建屋、分離建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋。			VI-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (6) 積雪	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	精製建屋 制卸建屋 主排気筒管理建屋 緊急時対策建屋 第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所  主排気筒 換気設備 (前処理建屋換気設備) 換気設備 (分離建屋換気設備) 換気設備 (精製建屋換気設備) 換気設備 (ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備) 換気設備 (高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備)	-	-		VI-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (6) 積雪	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (6) 積雪】 重大事故等対処設備は、積雪荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。
40	屋外の可搬型重大事故等対処設備は、除雪により、積雪荷重に対してその必要な機能が損なうおそれがない設計とする。	運用要求	○		屋外の重大事故等対処設備			VI-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (6) 積雪								【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (6) 積雪】 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、除雪により、積雪荷重に対してその必要な機能を損なうおそれがない設計とする。なお、除雪を適宜実施することを保安規定に定めて管理する。
41	(f) 生物学的事象 安全機能を有する施設は、生物学的事象として敷地周辺の生物の生息状況の調査に基づいて、鳥類、昆虫類、小動物、魚類、底生生物及び藻類の再処理施設への侵入を防止又は抑制することにより、生物学的事象に対し、安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
42	外部事象防護対象施設等は、換気設備の外気取入口並びにガラス固化体貯蔵設備の冷却空気取入口シャフト及び冷却空気出口シャフトにバードスクリーン又はフィルタを設置すること、及び屋外に設置する電気設備は、密封構造、メッシュ構造、シール処理を施す構造又はこれらの組み合わせによって、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入に対し、これを防止又は抑制する設計とする。	設置要求	○	屋外の電気設備	前処理建屋、分離建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、非常用電源建屋。			VI-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (9) 生物学的事象	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	精製建屋、ウラン脱硝建屋、ウラン酸化物貯蔵建屋、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋、第1ガラス固化体貯蔵建屋、チャンネルボックス・バーナブルボイスン処理建屋、ハル・エンドピース貯蔵建屋、制卸建屋、分析建屋、主排気筒管理建屋	-	-		VI-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (9) 生物学的事象	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (9) 生物学的事象】 換気設備の外気取入口、ガラス固化体貯蔵設備の冷却空気取入口シャフト及び冷却空気出口シャフト、屋外に設置する電気設備並びに給水処理設備に受け入れる水の取水口には、対象生物の侵入を防止又は抑制するための措置を施す設計とする。
43	給水処理設備は、二又川から水を受け入れる取水口にスクリーンを設置し、魚類及び底生生物の侵入並びに藻類の取込みに対し、これを防止又は抑制する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
44	重大事故等対処設備は、生物学的事象に対して、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	設置要求 評価要求	○	-	屋外の重大事故等対処設備			VI-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (9) 生物学的事象								【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (9) 生物学的事象】 重大事故等対処設備は、生物学的事象に対して、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。



基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開  
(第八条 外部からの衝撃による損傷の防止(その他))

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr					第2 Gr (貯蔵庫共用)				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類
45	(g) 塩害 外部事象防護対象施設を収納する建屋の換気設備の給気系及び制御室換気設備の給気系にはフィルタを設置し、屋内の施設への塩害の影響に対し、これを防止する設計とする。	冒頭宣言	換気設備 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備)、換気設備 (前処理建屋換気設備)、換気設備 (分離建屋換気設備)、換気設備 (精製建屋換気設備)、換気設備 (ウラン脱硝建屋換気設備)、換気設備 (ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備)、換気設備 (ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備)、換気設備 (ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備)、換気設備 (高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備)、  換気設備 (第1ガラス固化体貯蔵建屋換気設備)、換気設備 (チャンネルボックス・バーナブルボイラ処理建屋換気設備)、換気設備 (ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備)、換気設備 (非常用電源建屋換気設備)、 主排気筒管理建屋 制御室換気設備	基本方針	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (10)塩害	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (10)塩害】 一般に大気中の塩分量は、平野部で海岸から200m付近までは多く、数百mの付近で激減する傾向がある。再処理施設は海岸から約5km離れており、塩害の影響は小さいと考えられるが、外部事象防護対象施設を収納する建屋の換気設備の給気系には粒子フィルタを設置することにより、屋内の施設への塩害の影響を防止する設計とする。	○	基本方針	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (10)塩害	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (10)塩害】 一般に大気中の塩分量は、平野部で海岸から200m付近までは多く、数百mの付近で激減する傾向がある。再処理施設は海岸から約5km離れており、塩害の影響は小さいと考えられるが、外部事象防護対象施設を収納する建屋の換気設備の給気系には粒子フィルタを設置することにより、屋内の施設への塩害の影響を防止する設計とする。	-	-	-	-	-	-
46	また、直接外気を取り込むガラス固化体貯蔵設備の取納管及び通風管には防食処理 (アルミニウム溶射) を施す設計とする。屋外の施設にあつては、塗装すること及び腐食し難い金属を用いることにより腐食に対し、これを防止するとともに、受電開閉設備については端子部分の絶縁を確保するために洗浄が行える設計とする。	機能要求①	ガラス固化体貯蔵設備 電気設備 (受電開閉設備)	設計方針 (評価方針) 評価	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (10)塩害	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (10)塩害】 また、直接外気を取り込むガラス固化体貯蔵設備の取納管及び通風管には防食処理 (アルミニウム溶射) を施す設計とする。以上のことから、塩害により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。また、受電開閉設備については端子部分の絶縁性の維持を行う手順を整備することを保安規定に定める。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
47	重大事故等対処設備を収納する建屋は、換気設備へのフィルタの設置により、屋内の重大事故等対処設備への影響を防止する設計とする。屋外の重大事故等対処設備は、塗装すること及び腐食し難い金属を用いることにより腐食を防止する設計とする。また、受電開閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等対処設備が塩害に対し重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求 運用要求	換気設備 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備)、換気設備 (前処理建屋換気設備)、換気設備 (分離建屋換気設備)、換気設備 (精製建屋換気設備)、換気設備 (ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備)、換気設備 (高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備) 制御室換気設備 主排気筒管理建屋 緊急時対策建屋 電気設備 (受電開閉設備)	設計方針 (評価方針) 評価	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (10)塩害	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (10)塩害】 重大事故等対処設備を収納する建屋は、換気設備の建屋給気ユニットへ粒子フィルタを設置し、屋内の重大事故等対処設備への影響を防止する設計とする。屋外の重大事故等対処設備は、塗装すること及び腐食し難い金属を用いることにより腐食を防止する設計とする。また、受電開閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等対処設備が塩害に対し重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
48	b. 人為事象 (n) 有毒ガス 安全機能を有する施設は、再処理事業所内及びその周辺で発生する有毒ガスに対して安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.2.1 人為事象に対する具体的な設計上の配慮 (3) 有毒ガス	【3.2.1 人為事象に対する具体的な設計上の配慮 (3) 有毒ガス】 再処理施設周辺の可動施設から発生する有毒ガスについては、敷地周辺には鉄道路線がないこと、最も近接する幹線道路については中央制御室が設置されている制御建屋までは約700m離れていること及び海岸から再処理施設までは約5km離れていることから、幹線道路及び船舶航路にて運搬される有毒ガスが漏えいしたとしても、中央制御室の居住性に影響を及ぼすことは考え難い。	○	基本方針	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.2.1 人為事象に対する具体的な設計上の配慮 (3) 有毒ガス	【3.2.1 人為事象に対する具体的な設計上の配慮 (3) 有毒ガス】 再処理施設周辺の可動施設から発生する有毒ガスについては、敷地周辺には鉄道路線がないこと、最も近接する幹線道路については中央制御室が設置されている制御建屋までは約700m離れていること及び海岸から再処理施設までは約5km離れていることから、幹線道路及び船舶航路にて運搬される有毒ガスが漏えいしたとしても、中央制御室の居住性に影響を及ぼすことは考え難い。	第1回申請と同一					
49	再処理施設は、想定される有毒ガスの発生に対し、中央制御室換気設備により、制御室の居住性を損なわない設計とする。	冒頭宣言	制御室換気設備	設計方針												
50	具体的には、中央制御室換気設備は、有毒ガス発生時において外気の連絡を遮断し中央制御室内空気の再循環運転を行うことができる設計とする。	機能要求①	制御室換気設備	設計方針	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.2.1 人為事象に対する具体的な設計上の配慮 (3) 有毒ガス	【3.2.1 人為事象に対する具体的な設計上の配慮 (3) 有毒ガス】 制御建屋中央制御室換気設備は、有毒ガス発生時において外気の連絡を遮断し制御建屋中央制御室内空気の再循環運転を行うことができる設計とする。また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員への影響を防止することができる設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4 建屋、E施設共用)						第3 Gr								
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更③)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認① 第2エーティティ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認② 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
45	(g) 塩害 外部事象防護対象施設を収納する建屋の換気設備の給気系及び制御室換気設備の給気系にはフィルタを設置し、屋内の施設への塩害の影響に対し、これを防止する設計とする。	冒頭宣言	○	-	換気設備 (前処理建屋給気系), 換気設備 (分離建屋給気系), 換気設備 (ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋給気系), 換気設備 (高レベル廃液ガラス固化建屋給気系)	-	仕様表	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (10)塩害	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (10)塩害】 一般に大気中の塩分量は、平野部で海岸から200m付近までは多く、数百mの付近で激減する傾向がある。再処理施設は海岸から約5km離れており、塩害の影響は小さいと考えられるが、外部事象防護対象施設を収納する建屋の換気設備の給気系には粒子フィルタを設置することにより、屋内の施設への塩害の影響を防止する設計とする。	○	換気設備 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋給気系) 制御室換気設備	換気設備 (精製建屋給気系), 換気設備 (制御建屋給気系), 換気設備 (ウラン脱硝建屋給気系),	-	-	仕様表	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (10)塩害	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (10)塩害】 一般に大気中の塩分量は、平野部で海岸から200m付近までは多く、数百mの付近で激減する傾向がある。再処理施設は海岸から約5km離れており、塩害の影響は小さいと考えられるが、外部事象防護対象施設を収納する建屋の換気設備の給気系には粒子フィルタを設置することにより、屋内の施設への塩害の影響を防止する設計とする。
46	また、直接外気を取り込むガラス固化体貯蔵設備の取納管及び通風管には防食処理 (アルミニウム溶射) を施す設計とする。屋外の施設にあつては、塗装すること及び腐食し難い金属を用いることにより腐食に対し、これを防止するとともに、受電閉閉設備については端子部分の絶縁を保持するために洗浄が行える設計とする。	機能要求①		電気設備 (受電閉閉設備)	-		VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (10)塩害	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (10)塩害】 また、直接外気を取り込むガラス固化体貯蔵設備の取納管及び通風管には防食処理 (アルミニウム溶射) を施す設計とする。以上のことから、塩害により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。また、受電閉閉設備については端子部分の絶縁性の維持を行う手順を整備することを保安規定に定める。	○	-	ガラス固化体貯蔵設備	-	-		仕様表	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (10)塩害	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (10)塩害】 また、直接外気を取り込むガラス固化体貯蔵設備の取納管及び通風管には防食処理 (アルミニウム溶射) を施す設計とする。以上のことから、塩害により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。また、受電閉閉設備については端子部分の絶縁性の維持を行う手順を整備することを保安規定に定める。
47	重大事故等対処設備を収納する建屋は、換気設備へのフィルタの設置により、屋内の重大事故等対処設備への影響を防止する設計とする。屋外の重大事故等対処設備は、塗装すること及び腐食し難い金属を用いることにより腐食を防止する設計とする。また、受電閉閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等対処設備が塩害に対し重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求 運用要求	○	電気設備 (受電閉閉設備)	換気設備 (前処理建屋換気設備), 換気設備 (分離建屋換気設備), 換気設備 (ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備), 換気設備 (高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備)	-	仕様表	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (10)塩害	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (10)塩害】 重大事故等対処設備を収納する建屋は、換気設備の建屋給気ユニットへ粒子フィルタを設置し、屋内の重大事故等対処設備への影響を防止する設計とする。屋外の重大事故等対処設備は、塗装すること及び腐食し難い金属を用いることにより腐食を防止する設計とする。また、受電閉閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等対処設備が塩害に対し重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	○	換気設備 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備)	換気設備 (精製建屋換気設備), 制御建屋換気設備 主排気筒管理建屋 緊急時対策建屋	-	-	仕様表	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (10)塩害	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (10)塩害】 重大事故等対処設備を収納する建屋は、換気設備の建屋給気ユニットへ粒子フィルタを設置し、屋内の重大事故等対処設備への影響を防止する設計とする。屋外の重大事故等対処設備は、塗装すること及び腐食し難い金属を用いることにより腐食を防止する設計とする。また、受電閉閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等対処設備が塩害に対し重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。
48	b. 人為事象 (a) 有毒ガス 安全機能を有する施設は、再処理事業所内及びその周辺で発生する有毒ガスに対して安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言					第1回申請と同一									第1回申請と同一	
49	再処理施設は、想定される有毒ガスの発生に対し、中央制御室換気設備により、制御室の居住性を損なわない設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50	具体的には、中央制御室換気設備は、有毒ガス発生時において外気の連絡を遮断し中央制御室内空気の再循環運転を行うことができる設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	制御室換気設備	-	-	-	-	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.2.1 人為事象に対する具体的な設計上の配慮 (3) 有毒ガス	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (貯蔵庫共用)						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
51	(b) 電磁的障害 外部事象防護対象施設のうち電磁的障害に対する考慮が必要な機器は、電磁的障害に対して安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	—	(本記載は施設共通の方針として記載しており、個別の申請対象機器についての設計は次項で別途記載していることから、ここでの添付書類への展開は行わない。)	○	基本方針	—	—	—	(本記載は施設共通の方針として記載しており、個別の申請対象機器についての設計は次項で別途記載していることから、ここでの添付書類への展開は行わない。)	第1回申請と同一				
52	計測制御設備のうち安全上重要な施設の安全機能を維持するために必要な計測制御設備及び安全保護回路は、日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに、電氣的及び物理的な独立性を持たせることにより、安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	施設共通 基本設計方針	設計方針 (電磁的障害)	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.2.1 人為事象に対する具体的な設計上の配慮 (4) 電磁的障害	【3.2.1 人為事象に対する具体的な設計上の配慮 (4) 電磁的障害】 安全上重要な施設の安全機能を維持するために必要な計測制御設備及び安全保護回路は、日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに、電氣的及び物理的な独立性を持たせることにより、安全機能を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
53	計測制御設備のうち重大事故等に対処するために必要な機能を維持するために必要な計測制御設備及び安全保護回路は、日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに、電氣的及び物理的な独立性を持たせることにより、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求①	施設共通 基本設計方針	設計方針 (電磁的障害)	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.2.1 人為事象に対する具体的な設計上の配慮 (4) 電磁的障害	【3.2.1 人為事象に対する具体的な設計上の配慮 (4) 電磁的障害】 重大事故等に対処するために必要な機能を維持するために必要な計測制御設備及び安全保護回路は、日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに、電氣的及び物理的な独立性を持たせることにより、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
54	(c) 再処理事業所内における化学物質の漏えい 安全機能を有する施設が、再処理事業所内に運搬または受入れする化学薬品の漏えいが発生した場合においても、その安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置を講ずることにより、化学薬品の漏えいに対して安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
55	想定される再処理事業所内における化学物質の漏えいについては、「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」に基づき、化学薬品を建屋及び隧道内へ流入させない設計とする。 人体への影響の観点からは、再処理施設の運転員に対する影響を想定し、中央制御室換気設備は、外気の連絡を遮断し中央制御室内空気の再循環運転を行うことができる設計とする。	機能要求①	制御室換気設備	設計方針	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.2.1 人為事象に対する具体的な設計上の配慮 (5) 再処理事業所内における化学物質の漏えい	【3.2.1 人為事象に対する具体的な設計上の配慮 (5) 再処理事業所内における化学物質の漏えい】 再処理施設の運転員に対する影響を想定し、制御建屋中央制御室換気設備は、外気の連絡を遮断し制御建屋の中央制御室内空気の再循環運転を行うことができる設計とする。また、使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員への影響を防止することができる設計とする。	○	基本方針 【施設共通 基本設計方針】	—	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.2.1 人為事象に対する具体的な設計上の配慮 (5) 再処理事業所内における化学物質の漏えい	【3.2.1 人為事象に対する具体的な設計上の配慮 (5) 再処理事業所内における化学物質の漏えい】 再処理施設の運転員に対する影響を想定し、制御建屋中央制御室換気設備は、外気の連絡を遮断し制御建屋の中央制御室内空気の再循環運転を行うことができる設計とする。また、使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員への影響を防止することができる設計とする。	第1回申請と同一					
56	c. 必要機能を損なわないための運用上の措置 竜巻、外部火災、落雷及び火山の影響以外の自然現象並びに航空機落下、爆発及び近隣工場等の火災以外の人為による事象に対する防護措置との組合せにより安全機能や重大事故等の対処に必要な機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。 ・受電開閉設備については碍子部分の絶縁性の維持を行う手順を整備すること	運用要求	電気設備 (受電開閉設備)	基本方針	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の配慮 (10) 塩害	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の配慮 (10) 塩害】 また、受電開閉設備については碍子部分の絶縁性の維持を行う手順を整備することを保安規定に定める。	○	【施設共通 基本設計方針】	—	—	—	—	—	—	—	—	—
57	・除雪を適宜実施すること	運用要求	屋外の重大事故等対処設備	基本方針	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の配慮 (6) 積雪	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の配慮 (6) 積雪】 屋外の可除型重大事故等対処設備は、除雪により、積雪荷重に対してその必要な機能を損なうおそれがない設計とする。なお、除雪を適宜実施することを保安規定に定めて管理する。	○	【施設共通 基本設計方針】	—	—	—	—	—	—	—	—	—
58	・有毒ガスが発生した場合は、運転員への影響を防止するため、制御室換気設備の外気の連絡を遮断し、制御室内空気を再循環すること	運用要求	制御室換気設備	基本方針	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.2.1 人為事象に対する具体的な設計上の配慮 (3) 有毒ガス	【3.2.1 人為事象に対する具体的な設計上の配慮 (3) 有毒ガス】 有毒ガスが発生した場合は、必要に応じて制御建屋中央制御室換気設備の外気の連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環する措置を講ずること、又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の外気の連絡口を必要に応じて遮断する措置を講ずることにより、運転員への影響を防止するよう保安規定に定めて、管理する。	○	【施設共通 基本設計方針】	—	—	—	—	—	—	—	—	—
59	・再処理事業所内における化学物質の漏えいが発生した場合は、運転員への影響を防止するため、制御室換気設備の外気の連絡を遮断し、制御室内空気を再循環すること	運用要求	制御室換気設備	基本方針	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.2.1 人為事象に対する具体的な設計上の配慮 (5) 再処理事業所内における化学物質の漏えい	【3.2.1 人為事象に対する具体的な設計上の配慮 (5) 再処理事業所内における化学物質の漏えい】 有毒ガスが発生した場合は、制御建屋においては、必要に応じて制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し制御建屋の中央制御室内空気を再循環する措置を講ずること、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においては、必要に応じて外気との連絡口を遮断する措置を講ずることにより、運転員への影響を防止する手順を整備することを保安規定に定めて、管理する。	○	【施設共通 基本設計方針】	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4建屋、E施設共用)						第3 Gr							
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更③)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認① 第2エーティティ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認② 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
51	(b) 電磁的障害 外部事象防護対象施設のうち電磁的障害に対する考慮が必要な機器は、電磁的障害に対して安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第1回申請と同一						第1回申請と同一							
52	計測制御設備のうち安全上重要な施設の安全機能を維持するために必要な計測制御設備及び安全保護回路は、日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに、電気的及び物理的な独立性を持たせることにより、安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	計測制御設備	計測制御設備	-	-	-	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.2.1 人為事象に対する具体的な設計上の配慮 (4) 電磁的障害	【3.2.1 人為事象に対する具体的な設計上の配慮】 (4) 電磁的障害 安全上重要な施設の安全機能を維持するために必要な計測制御設備及び安全保護回路は、日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに、電気的及び物理的な独立性を持たせることにより、安全機能を損なわない設計とする。
53	計測制御設備のうち重大事故等に対処するために必要な機能を維持するために必要な計測制御設備及び安全保護回路は、日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに、電気的及び物理的な独立性を持たせることにより、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	計測制御設備	計測制御設備	-	-	-	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.2.1 人為事象に対する具体的な設計上の配慮 (4) 電磁的障害	【3.2.1 人為事象に対する具体的な設計上の配慮】 (4) 電磁的障害 重大事故等に対処するために必要な計測制御設備及び安全保護回路は、日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに、電気的及び物理的な独立性を持たせることにより、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。
54	(c) 再処理事業所内における化学物質の漏えい 安全機能を有する施設が、再処理事業所内にて運搬または受入れする化学薬品の漏えいが発生した場合においても、その安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置を講ずることにより、化学薬品の漏えいに対して安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
55	想定される再処理事業所内における化学物質の漏えいについては、「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」に基づき、化学薬品を建屋及び隧道内へ流入させない設計とする。 人体への影響の観点からは、再処理施設の運転員に対する影響を想定し、中央制御室換気設備は、外気の連絡を遮断し中央制御室内空気の再循環運転を行うことができる設計とする	機能要求①	第1回申請と同一						○	-	制御室換気設備	-	-	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.2.1 人為事象に対する具体的な設計上の配慮 (5) 再処理事業所内における化学物質の漏えい	【3.2.1 人為事象に対する具体的な設計上の配慮】 (5) 再処理事業所内における化学物質の漏えい 再処理施設の運転員に対する影響を想定し、制御建屋中央制御室換気設備は、外気の連絡を遮断し制御建屋の中央制御室内空気の再循環運転を行うことができる設計とする。また、使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員への影響を防止することができる設計とする。	
56	c. 必要機能を損なわないための運用上の措置 竜巻、外部火災、落雷及び火山の影響以外の自然現象並びに航空機墜落、爆発及び近隣工場等の火災以外の人為による事象に対する防護措置との組合せにより安全機能や重大事故等の対処に必要な機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。 ・受電閉設備については端子部分の絶縁性の維持を行う手順を整備すること	運用要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
57	・除雪を適宜実施すること	運用要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
58	・有毒ガスが発生した場合は、運転員への影響を防止するため、制御室換気設備の外気の連絡を遮断し、制御室内空気を再循環すること	運用要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
59	・再処理事業所内における化学物質の漏えいが発生した場合は、運転員への影響を防止するため、制御室換気設備の外気の連絡を遮断し、制御室内空気を再循環すること	運用要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

凡例  
 ・「説明対象」について  
 ○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目  
 △：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目  
 -：当該申請回次で記載しない項目

## 別紙3

### 基本設計方針の添付書類への展開

基本設計方針の添付書類への展開  
(第八条 外部からの衝撃による損傷の防止(その他))

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
1	3.3外部からの衝撃による損傷の防止 安全機能を有する施設は、外部からの衝撃のうち自然現象による損傷の防止において、敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定される風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害の自然現象(地震及び津波を除く。)又は地震及び津波を含む組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として再処理施設で生じ得る環境条件において、その安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の運用上の適切な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針	【自然現象】 安全機能を有する施設は、外部からの衝撃のうち自然現象による損傷の防止において、敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定される風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害の自然現象(地震及び津波を除く。)又は地震を含む自然現象の組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件において、その安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講ずる。	— (基本方針であり、補足説明が必要な事項は特にない)
2	安全機能を有する施設は、外部からの衝撃のうち人為による損傷の防止において、敷地又はその周辺において想定される飛来物(航空機落下)、爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、船舶、有毒ガス、電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えいにより再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)(以下「人為事象」という。))に対してその安全性が損なわれないよう、防護措置又は対象とする発生源から一定の距離を置くこと等によるその他の適切な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言 定義	基本方針	基本方針	2.2 人為事象	【自然現象】 安全機能を有する施設は、外部からの衝撃のうち再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)(以下「人為事象」という。))による損傷の防止において、敷地内又はその周辺の状況を基に想定される爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、船舶、有毒ガス、航空機落下、電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えいに対してその安全機能が損なわれないよう、防護措置その他、対象となる発生源から一定の距離を置くことによる適切な措置を講じる。	— (基本方針であり、補足説明が必要な事項は特にない)
3	外部からの衝撃に対する影響評価及び安全性を損なうおそれがある場合の防護措置等においては、波及的影響を及ぼすおそれのある施設についても考慮する。	冒頭宣言 定義	基本方針	基本方針	2.1 自然現象	また、外部からの衝撃に対して安全性を損なうおそれがある場合の防護措置等においては、波及的影響を及ぼすおそれのある施設についても考慮する。	— (基本方針であり、補足説明が必要な事項は特にない)
4	また、想定される自然現象(地震及び津波を除く。))及び人為事象に対する防護措置には、安全機能を有する施設が安全性を損なわないために必要な安全機能を有する施設以外の施設又は設備等(重大事故等対処設備を含む。))への措置を含める。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	2.1 自然現象 2.1 自然現象 2.2 人為事象	【自然現象】 また、想定される自然現象(地震及び津波を除く。))に対する防護措置には、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な安全機能を有する施設以外の施設又は設備等(重大事故等対処設備を含む。))への措置を含める。 【人為事象】 また、想定される人為事象に対する防護措置には、安全上重要な施設がその安全性を損なわないために必要な安全上重要な施設以外の施設又は設備等(重大事故等対処設備を含む。))への措置を含める。	— (基本方針であり、補足説明が必要な事項は特にない)
5	重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止において、想定される自然現象(地震及び津波を除く。))及び人為事象に対して、「9.1.2 多様性、位置的分散等」、「9.1.3 悪影響防止等」及び「9.1.5 環境条件等」の基本設計方針に基づき、必要な機能が損なわれないことがないよう、防護措置その他の適切な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	2.1 自然現象 2.2 人為事象	【自然現象】 また、想定される自然現象(地震及び津波を除く。))に対する防護措置には、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な安全機能を有する施設以外の施設又は設備等(重大事故等対処設備を含む。))への措置を含める。 【人為事象】 また、想定される人為事象に対する防護措置には、安全上重要な施設がその安全性を損なわないために必要な安全上重要な施設以外の施設又は設備等(重大事故等対処設備を含む。))への措置を含める。	— (基本方針であり、補足説明が必要な事項は特にない)
6	自然現象及び人為事象の組合せにおいては、地震、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災等を考慮し、複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せとして、積雪及び風(台風)、積雪及び竜巻、積雪及び火山の影響(降下火砕物)、積雪及び地震、風(台風)及び火山の影響(降下火砕物)並びに風(台風)及び地震の組合せを、施設の形状、配置に応じて考慮する。	冒頭宣言	施設共通 基本設計方針	基本方針	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 2.3 組合せ 4.1 自然現象の組合せについて	【組合せ】 地震を含む自然現象の組合せについて、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある自然現象の組合せは、事業指定(変更許可)を受けたとおり、積雪及び風(台風)、積雪及び竜巻、積雪及び火山の影響(降下火砕物)、積雪及び地震、風(台風)及び火山の影響(降下火砕物)並びに風(台風)及び地震の組合せを、施設の形状、配置に応じて考慮する。 【自然現象の組合せについて】 外部事象防護対象施設の安全機能及び重大事故等対処設備の機能が損なわれないことを広く確認する観点から、地震を含めた自然現象の組合せについて、敷地及びその近傍の地学、気象学的背景を踏まえて検討する。	— (基本方針であり、補足説明が必要な事項は特にない)
7	最新の科学的技術的知見を踏まえ、外部事象防護対象施設のうち、特に自然現象(地震及び津波を除く。))の影響を受けやすく、かつ、代替手段によってその機能の維持が困難であるか、又はその修復が著しく困難な構築物、系統及び機器は、大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象(地震及び津波を除く。))により作用する衝撃が設計基準事故時に生じる応力と重なり合わない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 2.3 組合せ	科学的技術的知見を踏まえ、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備のうち、特に自然現象(地震及び津波を除く。))の影響を受けやすく、かつ、代替手段によってその機能の維持が困難であるか、又はその修復が著しく困難な構築物、系統及び機器は、当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象(地震及び津波を除く。))により作用する衝撃が設計基準事故及び重大事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。	— (基本方針であり、補足説明が必要な事項は特にない)
8	また、建屋内の重大事故等対処設備のうち、特に自然現象(地震及び津波を除く。))の影響を受けやすく、かつ、代替手段によってその機能の維持が困難であるか、又はその修復が著しく困難な構築物、系統及び機器に対しては、建屋内に設置することにより大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象(地震及び津波を除く。))により作用する衝撃が重大事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 2.3 組合せ	科学的技術的知見を踏まえ、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備のうち、特に自然現象(地震及び津波を除く。))の影響を受けやすく、かつ、代替手段によってその機能の維持が困難であるか、又はその修復が著しく困難な構築物、系統及び機器は、当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象(地震及び津波を除く。))により作用する衝撃が設計基準事故及び重大事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。	— (基本方針であり、補足説明が必要な事項は特にない)
9	屋外の重大事故等対処設備は、重大事故等において、万が一、使用中に機能を喪失した場合であっても、可搬型重大事故等対処設備によるバックアップが可能となるように位置的分散を考慮して可搬型重大事故等対処設備を複数保管する設計とすることにより、想定される自然現象(地震及び津波を除く。))により作用する衝撃が重大事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 2.3 組合せ	屋外で使用する重大事故等対処設備は、重大事故等において、万が一、使用中に機能を喪失した場合であっても、可搬型重大事故等対処設備によるバックアップが可能となるように位置的分散を考慮して可搬型重大事故等対処設備を複数保管する設計とすることにより、想定される自然現象(地震及び津波を除く。))による作用する衝撃が重大事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。	— (基本方針であり、補足説明が必要な事項は特にない)
10	具体的には、建屋内に設置される外部事象防護対象施設については、建屋によって地震を除く自然現象の影響を防止することにより、設計基準事故が発生した場合でも、地震を除く自然現象による影響を受けない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	—	—	—
11	また、建屋内に設置される重大事故等対処設備については、建屋によって地震を除く自然現象の影響を防止することにより、重大事故等が発生した場合でも、地震を除く自然現象による影響を受けない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	—	—	—
12	屋外で使用する重大事故等対処設備について、竜巻に対しては位置的分散を考慮した配置並びに竜巻防護設計によって保管中に機能を損なわない設計とし、火山の影響に対しては建屋内に配備して使用するなど、重大事故等が発生した場合でも、重大事故等時の荷重と地震を除く自然現象による衝撃を同時に考慮する必要のない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	—	—	—
13	したがって、地震を除く自然現象による衝撃と設計基準事故又は重大事故等時の荷重は重なることのない設計とする。	冒頭宣言	施設共通 基本設計方針	基本方針	—	—	—
14	また、外部衝撃の損傷の防止の設計条件に係る新知見の収集を実施するとともに、新知見が得られた場合に影響評価を行うこと、外部衝撃に対する防護措置との組合せにより安全機能や重大事故等に必要機能を損なわないための、換気設備の停止、フィルタの交換、消掃、使用済燃料の再処理を停止すること等、の運用上の措置を保安規定に定めて、管理する。	定義	基本方針	基本方針	—	(本記載は冒頭宣言として記載しており、外部火災、火山、有毒ガス及び再処理事業所内における化学物質の漏えい的事象においては措置を別途記載していることから、ここでの添付書類への展開は行わない。)	—
17	なお、使用済燃料輸送容器に使用済燃料が収納された使用済燃料収納キャスクは再処理施設内に一時的に保管されることを踏まえ、想定される自然現象(地震及び津波を除く。))又は人為事象により使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	—	—	—
20	(2) 設計方針 外部事象防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下、「外部事象防護対象施設等」という。))並びに重大事故等対処設備は、以下の自然現象(地震及び津波を除く。))及び人為事象に係る設計方針に基づき機械的強度を有すること等により、安全機能や重大事故等に対処するための必要な機能を損なわないよう設計する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1 自然現象 3.2 人為事象	外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備は想定される自然現象(地震及び津波を除く。))に対しても、その安全機能を損なうおそれがないよう設計するとともに、必要に応じて、運転管理等の運用上の措置を含む適切な措置を講じる。 設計上考慮する自然現象(地震及び津波を除く。))は、事業指定(変更許可)を受けた以下の11事象とする。 外部事象防護対象施設は想定される人為事象に対しても、その安全機能を損なうおそれがないよう設計するとともに、必要に応じて、運転管理等の運用上の措置を含む適切な措置を講じる。 設計上考慮する人為事象は、事業指定(変更許可)を受けた以下の6事象とする。	— (基本方針であり、補足説明が必要な事項は特にない)
21	自然現象(地震及び津波を除く。))のうち森林火災、人為事象のうち火災及び爆発、近隣工場等の火災及び航空機墜落による火災の設計方針については「3.3.3 外部火災」の設計方針に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	—	—	(本記載は施設共通の方針として記載しており、個別の申請対象機器についての設計は他の条項で別途記載していることから、ここでの添付書類への展開は行わない。)
22	また、人為事象のうち、航空機落下に対する設計方針については、「3.3.6 航空機落下の設計方針」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	—	—	—

基本設計方針の添付書類への展開  
(第八条 外部からの衝撃による損傷の防止(その他))

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
23	なお、危険物を搭載した車両に対する設計方針のうち、再処理事業所屋外での運搬又は受入れ時に化学薬品の漏えいが発生した場合については、「b.人為事象(c)再処理事業所内における化学物質の漏えい」の中で取り扱う。	冒頭宣言	—	基本方針	—	(本記載は施設共通の方針として記載しており、個別の申請対象機器についての設計はb.(c)で別途記載していることから、ここでの添付書類への展開は行わない。)	—
24	a. 竜巻、外部火災及び火山の影響以外の自然現象 (a) 風(台風) 安全機能を有する施設は、風(台風)に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは風(台風)による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせること、その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 運用要求	基本方針	基本方針	—	(本記載は施設共通の方針として記載しており、個別の申請対象機器についての設計は次項で別途記載していることから、ここでの添付書類への展開は行わない。)	—
27	(b) 凍結 安全機能を有する施設は、凍結に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは凍結による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせること、その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 運用要求	基本方針	基本方針	—	(本記載は施設共通の方針として記載しており、個別の申請対象機器についての設計は次項で別途記載していることから、ここでの添付書類への展開は行わない。)	—
30	(c) 高温 安全機能を有する施設は、高温に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは高温による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせること、その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 運用要求	基本方針	基本方針	—	(本記載は施設共通の方針として記載しており、個別の申請対象機器についての設計は次項で別途記載していることから、ここでの添付書類への展開は行わない。)	—
33	(d) 降水 安全機能を有する施設は、降水による浸水に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは降水による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせること、その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 運用要求	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針	敷地付近で観測された日最大降水量は、八戸特別地域気象観測所での観測記録(1937年～2018年3月)で160.0mm(1982年5月21日)、むつ特別地域気象観測所での観測記録(1937年～2018年3月)で162.5mm(1981年8月22日及び2016年8月17日)である。また、敷地付近で観測された日最大1時間降水量は、八戸特別地域気象観測所での観測記録(1937年～2018年3月)で67.0mm(1969年8月5日)、むつ特別地域気象観測所での観測記録(1937年～2018年3月)で51.5mm(1973年9月24日)である。	— (基本方針であり、補足説明が必要な事項は特にない)
36	(e) 積雪 安全機能を有する施設は、積雪による荷重及び閉塞に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは積雪による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせること、その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 運用要求	基本方針	基本方針	—	3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (6) 積雪 建築基準法施行令第86条に基づく六ヶ所村の垂直積雪量は150cmとなっているが、敷地付近で観測された最深積雪深は、むつ特別地域気象観測所での観測記録(1935年～2018年3月)によれば170cm(1977年2月15日)であり、六ヶ所村統計書における記録(1973年～2002年)による最深積雪深は190cm(1977年2月)である。	— (基本方針であり、補足説明が必要な事項は特にない)
40	屋外の可搬型重大事故等対処設備は、除雪により、積雪荷重に対してその必要な機能が損なうおそれがない設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針 (屋外の重大事故等対処設備)	基本方針	—	3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (6) 積雪 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、除雪により、積雪荷重に対してその必要な機能を損なうおそれがない設計とする。なお、除雪を適宜実施することを保安規定に定めて管理する。	— (基本方針であり、補足説明が必要な事項は特にない)
41	(f) 生物学的事象 安全機能を有する施設は、生物学的事象として敷地周辺の生物の生息状況の調査に基づいて、鳥類、昆虫類、小動物、魚類、底生生物及び藻類の再処理施設への侵入を防止又は抑制することにより、生物学的事象に対し、安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	—	3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (9) 生物学的事象 生物学的事象としては、敷地周辺の生物の生息状況の調査に基づいて鳥類、昆虫類、小動物、魚類、底生生物及び藻類を対象生物に選定し、これらの生物が再処理施設へ侵入することを防止又は抑制することにより、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	— (基本方針であり、補足説明が必要な事項は特にない)
45	(g) 塩害 外部事象防護対象施設を収納する建屋の換気設備の給気系及び制御室換気設備の給気系にはフィルタを設置し、屋内の施設への塩害の影響に対し、これを防止する設計とする。	冒頭宣言	換気設備(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備)、換気設備(前処理建屋換気設備)、換気設備(分離建屋換気設備)、換気設備(精製建屋換気設備)、換気設備(ウラン脱硝建屋換気設備)、換気設備(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備)、換気設備(ウラン酸化物貯蔵建屋換気設備)、換気設備(ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備)、換気設備(高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備)、換気設備(第1ガラス固化体貯蔵建屋換気設備)、換気設備(チャンネルボックス・バーナブルボイスン処理建屋換気設備)、換気設備(ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備)、換気設備(非常用電源建屋換気設備)、主排気筒管理建屋、制御室換気設備	基本方針	—	3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (10) 塩害 一般に大気中の塩分量は、平野部で海岸から200m付近までは多く、数百mの付近で激減する傾向がある。再処理施設は海岸から約5km離れており、塩害の影響は小さいと考えられるが、外部事象防護対象施設を収納する建屋の換気設備の給気系には粒子フィルタを設置することにより、屋内の施設への塩害の影響を防止する設計とする。	<塩害> ⇒給気系にフィルタが設置されていることを説明する 【補足外他03】換気設備の構成について 【補足外他04】制御室換気設備の構成について
48	b. 人為事象 (a) 有毒ガス 安全機能を有する施設は、再処理事業所内及びその周辺で発生する有毒ガスに対して安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	—	—	—
51	(b) 電磁的障害 外部事象防護対象施設のうち電磁的障害に対する考慮が必要な機器は、電磁的障害に対して安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	—	(本記載は施設共通の方針として記載しており、個別の申請対象機器についての設計は次項で別途記載していることから、ここでの添付書類への展開は行わない。)	—
54	(c) 再処理事業所内における化学物質の漏えい 安全機能を有する施設が、再処理事業所内にて運搬または受入れする化学薬品の漏えいが発生した場合においても、その安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置を講ずることにより、化学薬品の漏えいに対して安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	—	—	—
56	c. 必要機能を損なわないための運用上の措置 竜巻、外部火災、落雷及び火山の影響以外の自然現象並びに航空機落下、爆発及び近隣工場等の火災以外の人為による事象に対する防護措置との組合せにより安全機能や重大事故等の対処に必要な機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。 ・受電開閉設備については碍子部分の絶縁性の維持を行う手順を整備すること	運用要求	—	基本方針	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針	3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (10) 塩害 また、受電開閉設備については碍子部分の絶縁性の維持を行う手順を整備することを保安規定に定める。	— (基本方針であり、補足説明が必要な事項は特にない)
57	・除雪を適宜実施すること	運用要求	—	基本方針	—	3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (6) 積雪 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、除雪により、積雪荷重に対してその必要な機能を損なうおそれがない設計とする。なお、除雪を適宜実施することを保安規定に定めて管理する。	— (基本方針であり、補足説明が必要な事項は特にない)
58	・有毒ガスが発生した場合は、運転員への影響を防止するため、制御室換気設備の外気の連絡を遮断し、制御室内空気を再循環する措置を講ずること	運用要求	—	基本方針	—	3.2.1 人為事象に対する具体的な設計上の配慮 (3) 有毒ガス 有毒ガスが発生した場合は、必要に応じて制御建屋中央制御室換気設備の外気の連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環する措置を講ずること、又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の外気の連絡口を必要に応じて遮断する措置を講ずることにより、運転員への影響を防止するよう保安規定に定めて、管理する。	— (基本方針であり、補足説明が必要な事項は特にない)
59	・再処理事業所内における化学物質の漏えいが発生した場合は、運転員への影響を防止するため、制御室換気設備の外気の連絡を遮断し、制御室内空気を再循環する措置を講ずること	運用要求	—	基本方針	—	3.2.1 人為事象に対する具体的な設計上の配慮 (5) 再処理事業所内における化学物質の漏えい 有毒ガスが発生した場合は、制御建屋においては、必要に応じて制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し制御建屋の中央制御室内空気を再循環する措置を講ずること、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においては、必要に応じて外気との連絡口を遮断する措置を講ずることにより、運転員への影響を防止する手順を整備することを保安規定に定めて、管理する。	— (基本方針であり、補足説明が必要な事項は特にない)
15	3.3.1 竜巻、外部火災、落雷及び火山の影響以外の自然現象並びに航空機落下、爆発及び近隣工場等の火災以外の人為による事象 (1) 外部からの衝撃より防護すべき施設 想定される自然現象(地震及び津波を除く。)又は人為事象から防護する施設(以下「外部事象防護対象施設」という。)としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器とし、外部からの衝撃により安全機能を損なわない設計とする。	定義	基本方針	基本方針 対象選定	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針	2.1 自然現象 2.2 人為事象 竜巻、火山の影響、森林火災を除く自然現象によりその安全機能を損なわないよう、外部からの衝撃より防護すべき施設(以下「外部事象防護対象施設」という。)としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器とし、外部からの衝撃により安全機能を損なわない設計とする。  事業所における火災及び爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両並びに航空機落下による火災を除く人為事象によりその安全機能を損なうことがないよう、外部事象防護対象施設としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器とし、外部からの衝撃により安全機能を損なわない設計とする。	— (基本方針であり、補足説明が必要な事項は特にない)

基本設計方針の添付書類への展開  
(第八条 外部からの衝撃による損傷の防止(その他))

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
16	上記に含まれない安全機能を有する施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)又は人為事象に対して機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間に修理を行うこと又はそれらを組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 対象選定	2.1 自然現象 2.2 人為事象	また、上記に含まれない安全機能を有する施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)に対して機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理等を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。  また、上記に含まれない安全機能を有する施設は、想定される人為事象に対して機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理等を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。	— (基本方針であり、補足説明が必要な事項は特にない)
18	さらに、重大事故等対処設備についても、外部からの衝撃に対し、必要な機能を損なわないよう、防護措置その他の適切な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 対象選定	2.1 自然現象 2.2 人為事象	重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止において、添付書類「VI-1-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に基づき、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)に対して、位置的分散、悪影響防止、環境条件等を考慮し、必要な機能が損なわれないよう、防護措置、その他の適切な措置を講じる。  重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止において、添付書類「VI-1-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に基づき、想定される人為事象に対して、位置的分散、悪影響防止、環境条件等を考慮し、必要な機能が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じる。	— (基本方針であり、補足説明が必要な事項は特にない)
19	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち、安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間に修理等の対応を行うこと、又はそれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止することを保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言 運用要求	基本方針	基本方針 対象選定	2.1 自然現象	重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止において、添付書類「VI-1-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に基づき、想定される人為事象に対して、位置的分散、悪影響防止、環境条件等を考慮し、必要な機能が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じる。	— (基本方針であり、補足説明が必要な事項は特にない)
43	給水処理設備は、二又川から水を受け入れる取水口にスクリーンを設置し、魚類及び底生生物の侵入並びに藻類の取込みに対し、これを防止又は抑制する設計とする。	設置要求	—	設計方針	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針	給水処理設備は、二又川から水を受け入れる取水口にスクリーンを設置し、魚類及び底生生物の侵入並びに藻類の取込みに対し、これを防止又は抑制する設計とする。	— (補足説明が必要な事項は特にない)
49	再処理施設は、想定される有毒ガスの発生に対し、中央制御室換気設備により、中央制御室の居住性を損なわない設計とする。	冒頭宣言	制御室換気設備	設計方針	—	—	— (基本方針であり、補足説明が必要な事項は特にない)
50	具体的には、中央制御室換気設備は、有毒ガス発生時において外気の連絡を遮断し中央制御室内空気の再循環運転を行うことができる設計とする。	機能要求①	制御室換気設備	設計方針	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針	【有毒ガス】 再処理施設の運転員に対する影響を想定し、制御室中央制御室換気設備は、外気の連絡を遮断し制御室の中央制御室内空気の再循環運転を行うことができる設計とする。また、使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員への影響を防止することができる設計とする。	<有毒ガス> ⇒制御室換気設備が外気の連絡口を遮断でき、また制御室内空気を再循環できる構成であることを説明する 【補足外他04】制御室換気設備の構成について
55	想定される再処理事業所内における化学物質の漏えいについては、「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」に基づき、化学薬品を建屋及び洞道内へ流入させない設計とする。人体への影響の観点からは、再処理施設の運転員に対する影響を想定し、中央制御室換気設備は、外気の連絡を遮断し中央制御室内空気の再循環運転を行うことができる設計とする	機能要求①	制御室換気設備	設計方針	3.2.1 人為事象に対する具体的な設計上の配慮 (3) 有毒ガス  3.2.1 人為事象に対する具体的な設計上の配慮 (5) 再処理事業所内における化学物質の漏えい	【再処理事業所内における化学物質の漏えい】 再処理施設の運転員に対する影響を想定し、制御室中央制御室換気設備は、外気の連絡を遮断し制御室の中央制御室内空気の再循環運転を行うことができる設計とする。また、使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員への影響を防止することができる設計とする。	<化学物質の漏えい> ⇒制御室換気設備が外気の連絡口を遮断でき、また制御室内空気を再循環できる構成であることを説明する 【補足外他04】制御室換気設備の構成について
25	外部事象防護対象施設等は、建築基準法に基づき算出する風荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、 ウラン脱硝建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、ウラン酸化物貯蔵建屋、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、第1ガラス固化体貯蔵建屋、チャンネルボックス・バーナブルボイズン処理建屋、ハル・エンドピース貯蔵建屋 制御建屋、分析建屋、非常用電源建屋、主排気筒管理建屋  主排気筒 塔槽類廃ガス処理設備(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備) 塔槽類廃ガス処理設備(高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備) 換気設備(前処理建屋換気設備) 換気設備(分離建屋換気設備) 換気設備(精製建屋換気設備) 換気設備(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備) 換気設備(高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備) 安全冷却水系(安全冷却水系)	設計方針 評価条件 評価方法 評価(強度計算)	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針	3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (1) 風(台風)  4.2 組合せを考慮した荷重評価について  敷地付近で観測された日最大瞬間風速は、八戸特別地域気象観測所での観測記録(1951年～2018年3月)で41.7m/s(2017年9月18日)である。外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設を収納する建屋(以下、「外部事象防護対象施設等」という。)の設計に当たっては、この観測値を基準とし、建築基準法及び平成12年5月31日建設省告示第1454号「Eの数値を算出する方法並びにV0及び風力係数の数値を定める件」に基づき算出する風荷重に対して機械的強度を有する設計とすることにより安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。ただし、建築基準法及び告示に基づき算出する風荷重は、設計竜巻の最大風速(100m/s)による風荷重を大きく下回るため、風(台風)に対する安全設計は竜巻に対する設計の中で確認する。  自然現象の組合せによる荷重の組合せについては、「IV-1-1 耐震設計の基本方針」、「V-4-1 竜巻防護設計に係る強度計算書作成の基本方針」及び「V-5-1 火山防護対象施設の強度計算書作成の基本方針」にて評価する。	<風(台風)> ⇒荷重が重なり合う場合の、自然現象の組合せにおける考え方について説明する。 【補足外他01】自然現象の組合せによる荷重の考え方について
37	外部事象防護対象施設等は、敷地周辺における積雪記録を踏まえて設定した積雪荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、 ウラン脱硝建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、ウラン酸化物貯蔵建屋、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、第1ガラス固化体貯蔵建屋、チャンネルボックス・バーナブルボイズン処理建屋、ハル・エンドピース貯蔵建屋 制御建屋、分析建屋、非常用電源建屋、主排気筒管理建屋	設計方針 評価条件 評価方法 評価(強度評価)	3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (6) 積雪  4.2 組合せを考慮した荷重評価について	したがって、積雪荷重に対しては、六ヶ所村統計書における最深積雪深である190cmを考慮し、外部事象防護対象施設等の安全機能を損なわない設計とする。  自然現象の組合せによる荷重の組合せについては、「IV-1-1 耐震設計の基本方針」、「V-4-1 竜巻防護設計に係る強度計算書作成の基本方針」及び「V-5-1 火山防護対象施設の強度計算書作成の基本方針」にて評価する	<積雪> ⇒荷重が重なり合う場合の、自然現象の組合せにおける考え方について説明する。 【補足外他01】自然現象の組合せによる荷重の考え方について



項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項	
			主排気筒 塔槽類廃ガス処理設備(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備) 塔槽類廃ガス処理設備(高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備) 換気設備(前処理建屋換気設備) 換気設備(分離建屋換気設備) 換気設備(精製建屋換気設備) 換気設備(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備) 換気設備(高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備) 安全冷却水系(安全冷却水系)					
39	重大事故等対処設備は、積雪荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	評価要求	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 制御建屋 主排気筒管理建屋 緊急時対策建屋 第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所  主排気筒 換気設備(前処理建屋換気設備) 換気設備(分離建屋換気設備) 換気設備(精製建屋換気設備) 換気設備(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備) 換気設備(高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備)	設計方針 評価条件 評価方法 評価(強度計算)	3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (6) 積雪	重大事故等対処設備は、積雪荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	— (基本方針であり、補足説明が必要な事項は特にない)	
52	計測制御設備のうち安全上重要な施設の安全機能を維持するために必要な計測制御設備及び安全保護回路は、日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに、電気的及び物理的な独立性を持たせることにより、安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	施設共通 基本設計方針	設計方針(電磁的障害)評価	VI-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針	3.2.1 人為事象に対する具体的な設計上の配慮 (4) 電磁的障害	安全上重要な施設の安全機能を維持するために必要な計測制御設備及び安全保護回路は、日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに、電気的及び物理的な独立性を持たせることにより、安全機能を損なわない設計とする。	
53	計測制御設備のうち重大事故等に対処するために必要な機能を維持するために必要な計測制御設備及び安全保護回路は、日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに、電気的及び物理的な独立性を持たせることにより、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求①	施設共通 基本設計方針	設計方針(電磁的障害)評価		3.2.1 人為事象に対する具体的な設計上の配慮 (4) 電磁的障害	重大事故等に対処するために必要な機能を維持するために必要な計測制御設備及び安全保護回路は、日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに、電気的及び物理的な独立性を持たせることにより、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	
26	重大事故等対処設備は、建屋内へ設置若しくは風荷重に対して機械的強度を有する設計としうえて屋外に設置する又は外部事象防護対象施設等と位置的分散を図り設置する設計とする。	設置要求 評価要求	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 制御建屋 主排気筒管理建屋 緊急時対策建屋 第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所  主排気筒 換気設備(前処理建屋換気設備) 換気設備(分離建屋換気設備) 換気設備(精製建屋換気設備) 換気設備(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備) 換気設備(高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備)  主排気筒 換気設備(前処理建屋換気設備) 換気設備(分離建屋換気設備) 換気設備(精製建屋換気設備) 換気設備(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備) 換気設備(高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備)	設計方針(評価方針)評価	VI-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針	3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (1) 風(台風)	【風(台風)】 重大事故等対処設備は、建屋内への設置若しくは風荷重に対して機械的強度を有する設計としうえて屋外に設置する又は設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図り設置する設計とする。ただし、建築基準法に基づき算出する風荷重は、設計竜巻の最大風速(100m/s)による風荷重を大きく下回るため、風(台風)に対する防護設計は竜巻に対する設計の中で確認する。	— (基本方針であり、補足説明が必要な事項は特にない)
28	屋外に設置する外部事象防護対象施設のうち凍結のおそれのあるものに対して保温等の凍結防止対策を行うことにより、敷地付近の観測記録を踏まえて設定した設計外気温に対して安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	安全冷却水系(安全冷却水系)	設計方針(評価方針)評価		3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (3) 凍結	敷地付近で観測された日最低気温は、むつ特別地域気象観測所での観測記録(1935年～2018年3月)によれば-22.4℃(1984年2月18日)、八戸特別地域気象観測所での観測記録(1937年～2018年3月)によれば-15.7℃(1953年1月3日)である。外部事象防護対象施設等の設計に当たっては、敷地及び敷地周辺の観測値を適切に考慮するため、観測所気象年報からの六ヶ所地域気象観測所の観測値を参考にした結果、設計上考慮する外気温を-15.7℃とし、これに対して屋外の外部事象防護対象施設で凍結のおそれのあるものは保温等の凍結防止対策を行うことにより安全機能を損なわない設計とする。	— (基本方針であり、補足説明が必要な事項は特にない)
29	屋外の重大事故等対処設備は、保温等の凍結防止対策を行うことにより、設計外気温に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	設計要求 評価要求	施設共通 基本設計方針(屋外の重大事故等対処設備)	設計方針(評価方針)評価		3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (3) 凍結	屋外の重大事故等対処設備は、設計外気温に対して屋外施設で凍結のおそれのあるものは保温等の凍結防止対策を行うことにより、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	— (基本方針であり、補足説明が必要な事項は特にない)
31	外部事象防護対象施設等は、敷地付近の観測記録を踏まえて設定した設計外気温に対して崩壊熱除去等の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	安全冷却水系(安全冷却水系)	設計方針(評価方針)評価		3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (4) 高温	敷地付近で観測された日最高気温は、むつ特別地域気象観測所での観測記録(1935年～2018年3月)によれば34.7℃(2012年7月31日)、八戸特別地域気象観測所での観測記録(1937年～2018年3月)によれば37.0℃(1978年8月3日)である。設計上考慮する外気温については、これらの気温の観測値並びに敷地及び敷地周辺の観測値を適切に考慮し、外部事象防護対象施設等の設計においては、むつ特別地域気象観測所の夏季(6月～9月)の外気温の観測データから算出する超過確率1%に相当する29℃を設計上考慮する外気温とし、崩壊熱除去等の安全機能を損なわない設計とする。	— (基本方針であり、補足説明が必要な事項は特にない)
32	屋外の重大事故等対処設備は、設計外気温に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	評価要求	施設共通 基本設計方針(重大事故等対処設備)	設計方針(評価方針)評価		3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (4) 高温	重大事故等対処設備は、設計上考慮する外気温に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	— (基本方針であり、補足説明が必要な事項は特にない)

基本設計方針の添付書類への展開  
(第八条 外部からの衝撃による損傷の防止 (その他))

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先 (小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
34	外部事象防護対象施設等及び重大事故等対処設備を収納する建屋は、敷地付近の観測記録を踏まえて設定した降水量に対して、排水溝及び敷地内排水路によって敷地外へ排水するとともに、建屋貫通部の止水処理をすること等により、雨水が当該建屋に浸入することを防止することで、安全機能を有する施設の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求 評価要求	施設共通 基本設計方針	設計方針 (評価方針) 評価	3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (5) 降水	外部事象防護対象施設等の設計に当たっては、排水溝及び排水路によって敷地外へ排水するとともに、建屋貫通部の止水処理をすること等により、八戸特別地域気象観測所で観測された日最大1時間降水量67.0mmの降雨を想定しても、雨水が当該建屋に浸入することを防止することで、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	— (基本方針であり、補足説明が必要な事項は特にない)
35	屋外の重大事故等対処設備は、敷地付近の観測記録を踏まえて設定した降水量に対して防水処理並びに排水溝及び敷地内排水路によって敷地外へ排水すること等により機能を損なわない設計とする。	設置要求 評価要求	施設共通 基本設計方針 (屋外の重大事故等対処設備)	設計方針 (評価方針) 評価	3.1.1 自然現象に対する体的な設計上の考慮 (5) 降水	屋外の重大事故等対処設備は、降水に対して排水溝及び敷地内排水路によって敷地外へ排水すること等により機能を損なわない設計とする。	<降水> ⇒降水 (設計基準降水量の設定など) について、補足する。
38	また、外部事象防護対象施設等の建屋の外気取入口においては防雪フードを設置し、降雪時に雪を取り込み難い設計とするとともに、換気設備の給気系においては給気を加熱することにより、雪の取り込みによる給気系の閉塞に対し、これを防止し、安全機能を損なわない設計とする。	設置要求	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、 前処理建屋、分離建屋、精製建屋、 ウラン脱硝建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、 ウラン酸化物貯蔵建屋、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋、 高レベル廃液ガラス固化建屋、 第1ガラス固化体貯蔵建屋、 チャンネルボックス・バーナブルボイズン処理建屋、 ハル・エンドピース貯蔵建屋、 制御建屋、分析建屋、非常用電源建屋、 主排気筒管理建屋	設計方針 (評価方針) 評価	3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (6) 積雪	また、外部事象防護対象施設等の建屋の外気取入口においては防雪フードを設置し、降雪時に雪を取り込み難い設計とするとともに、換気設備の給気系においては給気を加熱することにより、雪の取り込みによる給気系の閉塞に対し、これを防止し、安全機能を損なわない設計とする。	<積雪> ⇒給気設備に給気を加熱する機能があることを示す。 【補足外他03】換気設備の構成について
42	外部事象防護対象施設等は、換気設備の外気取入口並びにガラス固化体貯蔵設備の冷却空気入口シャフト及び冷却空気出口シャフトにバードスクリーン又はフィルタを設置すること、及び屋外に設置する電気設備は、密封構造、メッシュ構造、シール処理を施す構造又はこれらの組み合わせによって、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入に対し、これを防止又は抑制する設計とする。	設置要求	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、 前処理建屋、分離建屋、精製建屋、 ウラン脱硝建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、 ウラン酸化物貯蔵建屋、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋、 高レベル廃液ガラス固化建屋、 第1ガラス固化体貯蔵建屋、 チャンネルボックス・バーナブルボイズン処理建屋、 ハル・エンドピース貯蔵建屋、 制御建屋、分析建屋、非常用電源建屋、 主排気筒管理建屋	設計方針 (評価方針) 評価	3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (9) 生物学的事象	換気設備の外気取入口、ガラス固化体貯蔵設備の冷却空気入口シャフト及び冷却空気出口シャフト、屋外に設置する電気設備並びに給水処理設備に受け入れる水の取水口には、対象生物の侵入を防止又は抑制するための措置を施す設計とする。 具体的には、換気設備の外気取入口並びにガラス固化体貯蔵設備の冷却空気入口シャフト及び冷却空気出口シャフトにはバードスクリーン又はフィルタを設置することにより、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を防止又は抑制する設計とする。 屋外に設置する電気設備は、密封構造、メッシュ構造及びシール処理を施す構造又はこれらを組み合わせることにより、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を防止又は抑制する設計とする。	<生物学的事象> ⇒外気取入口に設置するバードスクリーンの配置及び仕様について示す。 【補足外他05】建屋の外気取入れ口について
44	重大事故等対処設備は、生物学的事象に対して、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	設置要求 評価要求	施設共通 基本設計方針 (屋外の重大事故等対処設備)	設計方針 (評価方針) 評価	3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (9) 生物学的事象	重大事故等対処設備は、生物学的事象に対して、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	—
46	また、直接外気を取り込むガラス固化体貯蔵設備の取納管及び通風管には防食処理 (アルミニウム溶射) を施す設計とする。屋外の施設にあっては、塗装すること及び腐食し難い金属を用いることにより腐食に対し、これを防止するとともに、受電開閉設備については碍子部分の絶縁を保つために洗浄が行える設計とする。	機能要求①	ガラス固化体貯蔵設備 電気設備 (受電開閉設備)	設計方針 (評価方針) 評価	3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (10) 塩害	また、直接外気を取り込むガラス固化体貯蔵設備の取納管及び通風管には防食処理 (アルミニウム溶射) を施す設計とする。以上のことから、塩害により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。また、受電開閉設備については碍子部分の絶縁性の維持を行う手順を整備することを保安規定に定める。	—
47	重大事故等対処設備を収納する建屋は、換気設備へのフィルタの設置により、屋内の重大事故等対処設備への影響を防止する設計とする。屋外の重大事故等対処設備は、塗装すること及び腐食し難い金属を用いることにより腐食を防止する設計とする。また、受電開閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等対処設備が塩害に対し重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求 運用要求	換気設備 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備)、換気設備 (前処理建屋換気設備)、換気設備 (分離建屋換気設備)、換気設備 (精製建屋換気設備)、 換気設備 (ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備)、 換気設備 (高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備)、 制御室換気設備 主排気筒管理建屋 緊急時対策建屋  電気設備 (受電開閉設備)	設計方針 (評価方針) 評価	3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (10) 塩害	重大事故等対処設備を収納する建屋は、換気設備の建屋給気ユニットへ粒子フィルタを設置し、屋内の重大事故等対処設備への影響を防止する設計とする。屋外の重大事故等対処設備は、塗装すること及び腐食し難い金属を用いることにより腐食を防止する設計とする。また、受電開閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等対処設備が塩害に対し重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	<塩害> ⇒給気系にフィルタが設置されていることを説明する 【補足外他03】換気設備の構成について

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数						補足説明資料		
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1Gr	第1Gr 記載概要	2Gr(貯)	第2Gr (貯蔵庫共用) 記載概要	2Gr	第2Gr (主要4建屋、E施設共用) 記載概要		3Gr	第3Gr 記載概要
1.								概要	・本添付書類の概要について記載する。	○	概要の記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	—
2.								基本方針 自然現象	—									
	2.1								・外部事象のうち自然現象に対する基本方針の概要を記載する。	○	基本方針に関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	—
	2.2							人為事象	・外部事象のうち人為事象に対する基本方針の概要を記載する。	○	基本方針に関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	—
	2.3							組合せ	・自然現象の組合せについて基本方針の概要を記載する。	○	基本方針に関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	—
3.								外部からの衝撃への配慮 自然現象	—									
	3.1								・外部事象のうち想定する自然現象を挙げる。	○	想定する自然現象を挙げる記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	—
	3.1.1							自然現象に対する具体的な設計上の考慮	—									
			(1)					風(台風)	・観測記録を基にした基準風速を用いて風(台風)に対する設計方針を説明する。 ・風(台風)に対する設計は竜巻に対する設計で確認することを記載する。	○	風(台風)に対する基本方針に関する記載	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	外部事象防護対象施設等に関する記載 重大事故等対処設備および重大事故等対処設備を内包する建屋に関する記載	○	外部事象防護対象施設等に関する記載 重大事故等対処設備および重大事故等対処設備を内包する建屋に関する記載	—
			(2)					竜巻	・具体的な設計を別の添付書類へ展開していることを記載する。	○	竜巻に対する基本方針に関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	—
			(3)					凍結	・観測記録を基にした設計外気温を用いて凍結に対する設計方針を説明する。	○	凍結に対する基本方針に関する記載	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	外部事象防護対象施設等に関する記載 重大事故等対処設備および重大事故等対処設備を内包する建屋に関する記載	○	外部事象防護対象施設等に関する記載 重大事故等対処設備および重大事故等対処設備を内包する建屋に関する記載	—
			(4)					高温	・観測記録を基にした設計外気温を用いて高温に対する設計方針を説明する。	○	高温に対する基本方針に関する記載	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	外部事象防護対象施設等に関する記載 重大事故等対処設備および重大事故等対処設備を内包する建屋に関する記載	○	外部事象防護対象施設等に関する記載 重大事故等対処設備および重大事故等対処設備を内包する建屋に関する記載	—
			(5)					降水	・観測記録を基にした降水量を用いて降水に対する設計方針を説明する。	○	降水に対する基本方針に関する記載	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	[補足外他02]降水について

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数						補足説明資料		
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1Gr	第1Gr 記載概要	2Gr(貯)	第2Gr (貯蔵庫共用) 記載概要	2Gr	第2Gr (主要4建屋、E施設共用) 記載概要		3Gr	第3Gr 記載概要
			(6)					積雪	・観測記録を基にした積雪量を用いて積雪に対する設計方針を説明する。	○	積雪に対する基本方針に関する記載	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	外部事象防護対象施設等に関する記載 重大事故等対処設備および重大事故等対処設備を内包する建屋に関する記載	○	外部事象防護対象施設等に関する記載 重大事故等対処設備および重大事故等対処設備を内包する建屋に関する記載	[補足外他01]自然現象の組合せによる積雪荷重の考え方について [補足外他05]換気設備における給気加熱について
			(7)					落雷	・観測記録を参考に安全余裕を見込んだ規模の落雷を想定し、落雷に対する設計方針を説明する。	○	落雷に対する基本方針に関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	[補足外他03]落雷に対する外部事象防護対象施設への影響
			(8)					火山の影響	・具体的な設計を別の添付書類へ展開していることを記載する。	○	火山の影響に対する基本方針に関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	—
			(9)					生物学的影響	・敷地周辺の調査結果を基にした生物の生息状況から生物学的事象に対しての設計方針を説明する。	○	生物学的事象に対する基本方針に関する記載	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	外部事象防護対象施設等に関する記載 重大事故等対処設備および重大事故等対処設備を内包する建屋に関する記載	○	外部事象防護対象施設等に関する記載 重大事故等対処設備および重大事故等対処設備を内包する建屋に関する記載	[補足外他04]建屋の外気取入口について
			(10)					塩害	・塩害の影響は小さいと考えられるものの、塩害に対する設計方針を説明する。	○	塩害に対する基本方針に関する記載	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	外部事象防護対象施設等及び受電閉閉設備に関する記載 重大事故等対処設備および重大事故等対処設備を内包する建屋に関する記載	○	外部事象防護対象施設等に関する記載 重大事故等対処設備および重大事故等対処設備を内包する建屋に関する記載	—
			(11)					森林火災	・具体的な設計を別の添付書類へ展開していることを記載する。	○	森林火災に対する基本方針に関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	—
3.2								人為事象	・外部事象のうち想定する自然現象を挙げる。	○	想定する人為事象を挙げる記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	—
		3.2.1						人為事象に対する具体的な設計上の配慮	—									
			(1)					爆発	・具体的な設計を別の添付書類へ展開していることを記載する。	○	爆発に対する基本方針に関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	
			(2)					近隣工場の火災	・具体的な設計を別の添付書類へ展開していることを記載する。	○	近隣工場等の火災に対する基本方針に関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	
			(3)					有毒ガス	・有毒ガスに対して、再処理施設の運転員に対する影響を考慮することを説明する。	○	有毒ガスに対する基本方針に関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	○	制御室換気系に関する記載	<有毒ガス> ⇒制御室換気設備が外気の連絡口を遮断でき、また制御室内空気を再循環できる構成であることを説明する 【補足外他04】制御室換気設備の構成について
			(4)					電磁的障害	・電磁的障害に対する設計方針について説明する。	○	電磁的障害に対する基本方針に関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	
			(5)					再処理事業所内における化学物質の漏えい	・試薬建屋へ運搬される化学物質の漏えいを想定することを説明する。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	制御室換気系に関する記載	—
			(6)					航空機落下	・航空機落下に対する設計方針の概要を説明し、具体的な設計を別の添付書類に展開していることを記載する。 ・航空機落下確率を評価した結果、追加の防護設計が不要であることを記載する。 ・定期的に航空路の変更状況を確認することを保安規定に定めて、管理することを記載する。	○	航空機落下に対する基本方針に関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	
4.								組合せ	—									
	4.1							自然現象の組合せについて	・本章についての概要を記載する。	○	概要の記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	
			(1)					組合せを検討する自然現象の抽出	・想定する自然現象の組合せを挙げる。	○	想定する自然現象の組合せを挙げる記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回次						補足説明資料		
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1Gr	第1Gr 記載概要	2Gr(貯)	第2Gr (貯蔵庫共用) 記載概要	2Gr	第2Gr (主要4建屋、E施設共用) 記載概要		3Gr	第3Gr 記載概要
			(2)					荷重の性質	・自然現象の組合せを考慮する際の荷重の継続時間及び発生頻度から荷重の性質について説明する。	○	荷重の性質に関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	【補足外他01】自然現象の組合せによる荷重の考え方について
			(3)					荷重の組合せについて	ー									
				a.				風荷重及び積雪荷重の組合せ	・六ヶ所村の基準風速を用いて求める風荷重と観測記録の極値を用いた積雪荷重の組合せに関する基本方針を説明する。 ・本組合せは以下b.に包絡されるため竜巻による評価で実施することを記載する。	○	風荷重及び積雪荷重の組合せに関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	【補足外他01】自然現象の組合せによる荷重の考え方について
				b.				竜巻荷重と積雪荷重の組合せ	・竜巻の設計荷重と観測記録の極値を用いた積雪荷重の組合せに関する基本方針を説明する。 ・竜巻の設計荷重の詳細について別の添付書類へ展開することを記載する。	○	竜巻荷重と積雪荷重の組合せに関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	
				c.				火山の影響(降下火砕物)による荷重と積雪荷重の組合せ	・火山の影響による荷重と青森県建築基準法等施行細則に定められる垂直積雪量を用いた積雪荷重の組合せに関する基本方針を説明する。 ・火山の影響による荷重の詳細について別の添付書類へ展開することを記載する。	○	火山の影響による荷重と積雪荷重の組合せに関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	
				d.				地震荷重と積雪荷重の組合せ	・地震動と観測記録の極値を用いた積雪荷重の組合せに関する基本方針を説明する。 ・組み合わせる地震動は別の添付書類へ展開することを記載する。	○	地震荷重と積雪荷重の組合せに関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	
				e.				火山の影響(降下火砕物)による荷重と風荷重の組合せ	・火山の影響による荷重と六ヶ所村の基準風速を用いて求める風荷重の組合せに関する基本方針を説明する。 ・火山の影響による荷重の詳細について別の添付書類へ展開することを記載する。	○	火山の影響による荷重と風荷重の組合せに関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	
				f.				地震荷重と風荷重の組合せ	・地震動と六ヶ所村の基準風速を用いて求める風荷重の組合せに関する基本方針を説明する。 ・地震動について別の添付書類へ展開することを記載する。	○	地震荷重と風荷重の組合せに関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	
4.2								組合せを考慮した荷重評価について	・自然現象の組合せを考慮した場合の荷重評価を他の添付書類に展開していることを記載する。	○	他の添付書類への展開することに関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	

凡例  
 ・「申請回次」について  
 ○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目  
 △：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目  
 ー：当該申請回次で記載しない項目

## 別紙 4

### 添付書類の発電炉との比較

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較  
【V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（1/50）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>1. 概要</p> <p>本資料は、自然現象等の外部からの衝撃への配慮について説明するものである。「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）」第5条及び第50条（地震による損傷の防止）並びにその「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（以下「解釈」という。）」については、添付書類「V-2 耐震性に関する説明書」にてその適合性を説明するため、本資料においては、地震を除く自然現象等の外部からの衝撃による損傷の防止に関する設計が、技術基準規則第6条、第51条（津波による損傷の防止）及び第7条（外部からの衝撃による損傷の防止）並びにそれらの解釈に適合することを説明し、技術基準規則第54条及びその解釈に規定される「重大事故等対処設備」を踏まえた重大事故等対処設備への配慮についても説明する。</p> <p><u>また、基準津波を超え敷地に遡上する津波（以下「敷地に遡上する津波」という。）については、添付書類「V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」において、技術基準規則第54条第1項及びその解釈への</u></p>	<p>1. 概要</p> <p>本資料は、自然現象等の外部からの衝撃への配慮について説明するものである。「再処理施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第六条（地震による損傷の防止）および第三十三条（地震による損傷の防止）については、添付書類「IV-1 主要な再処理施設の耐震性に関する基本方針」にてその適合性を説明するため、本資料においては、地震を除く自然現象等の外部からの衝撃による損傷の防止に関する設計が、技術基準規則第八条（外部からの衝撃による損傷の防止）に適合することを説明する。</p> <p><u>なお、技術基準規則第三十六条（重大事故等対処設備）に係る説明については後次回申請以降で申請する。</u></p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">【凡例】</p> <p><u>下線</u>：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラントの違いによらない記載内容の差異</li> <li>・章立ての違いによる記載位置の違いによる差異</li> </ul> <p><u>二重下線</u>：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント固有の事項による記載内容の差異</li> <li>・後回目の申請範囲に伴う差異</li> </ul> </div>	<p>第1回申請範囲である安全機能を有する施設に対する記載とし、重大事故等対処施設については後次回申請以降に示す。以降、本資料において重大事故等対処施設の記載有無による先行炉との差異理由は同様。</p> <p>津波は発電所固有の立地条件によるものであり、記載の差異により新たな論点が生じるものではない（以降は同様として扱う）。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設工認 記載比較  
【V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（2/50）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>適合することを説明するとともに、具体的な敷地に遡上する津波への対策については、添付書類「V-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書」に示す。</u></p> <p>なお、自然現象の組合せについては、全ての組合せを網羅的に確認するため、地震を含めた自然現象について本資料で説明する。</p>	<p>なお、自然現象の組合せについては、全ての組合せを網羅的に確認するため、地震を含めた自然現象について本資料で説明する。</p>	
<p>2. 基本方針</p> <p>2.1 自然現象</p> <p>設計基準対象施設は、外部からの衝撃のうち自然現象による損傷の防止において、発電所敷地で想定される津波、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮の自然現象（地震を除く。）又は地震を含む自然現象の組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件において、その安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他、供用中における運転管理等の運用上の適切な措置を講じる。</p>	<p>2. 基本方針</p> <p>2. 1 自然現象</p> <p>安全機能を有する施設は、外部からの衝撃による損傷のうち自然現象による損傷の防止として、敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定される風（台風）、竜巻、凍結、<u>高温</u>、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び<u>塩害</u>の自然現象（地震及び津波を除く。）又は地震を含む自然現象の組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件において、その安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の運用上の適切な措置を講ずる設計とする。</p> <p><u>なお、敷地内又はその周辺で想定される自然現象のうち、洪水及び地滑り並びに津波については、立地的要因により設計上考慮する必要が無く、また他の自然</u></p>	<p>立地条件の違いにより設計上考慮する事象の選定に違いがあるが、事業許可（変更許可）において選定した結果を記載していることから、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>立地条件の違いにより設計上考慮する事象の組合せ選定に違いがあるが、事業許可（変</p>



発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較  
 【V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（3/50）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>また、想定される自然現象（地震を除く。）に対する防護措置には、設計基準対象施設が安全性を損なわないために必要な設計基準対象施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。</p> <p><u>重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止において、添付書類「V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に基づき、想定される自然現象（地震を除く。）に対して、位置的分散、悪影響防止、環境条件等を考慮し、必要な機能が損なわれないよう、防護措置、その他の適切な措置を講じる。</u></p>	<p><u>現象と組み合わせる必要が無い。</u></p> <p><u>また、外部からの衝撃に対して安全性を損なうおそれがある場合の防護措置等においては、波及的影響を及ぼすおそれのある施設についても考慮する。</u></p> <p>また、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対する防護措置には、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な安全機能を有する施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。</p>	<p>更許可）において選定した結果を記載していることから、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当該記載については、発電炉では『2.3 外部からの衝撃より防護すべき施設』2 段落目に該当し、記載する内容に差異はないことから、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較  
 【V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（4/50）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>設計基準対象施設又は重大事故等対処設備に対して講じる防護措置として設置する施設は、その設置状況並びに防護する施設の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力に対し構造強度を確保し、外部からの衝撃を考慮した設計とする。</u></p>	<p><u>想定される自然現象の発生により、再処理施設に重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は、必要に応じて使用済燃料の再処理を停止する等、再処理施設への影響を軽減するための措置を講ずる手段を整備するよう再処理施設保安規定に定めて、管理する。</u></p> <p><u>外部事象防護対象施設の詳細については、添付書類「VI-1-1-1-1-2 防護対象施設の範囲」に示す。</u></p>	<p>当該記載については、再処理施設では「IV-1-1 耐震設計の基本方針」に該当するため、ここでは記載しない。</p> <p>再処理特有の対策であるが、許可の記載内容と整合しているため、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当該記載は発電炉では「2.3 外部からの衝撃より防護すべき施設」5段落目に相当し、記載する内容に差異は無いことから、新たな論点が生じるものではない。</p>
<p>2.2 人為事象</p> <p>設計基準対象施設は、外部からの衝撃のうち発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）による損傷の防止</p>	<p>2.2 人為事象</p> <p>安全機能を有する施設は、外部からの衝撃のうち再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）による損傷の防止に</p>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較  
 【V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（5/50）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>において、発電所敷地又はその周辺において想定される爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対してその安全性が損なわれないよう、防護措置又は対象とする発生源から一定の距離をおくことによる適切な措置を講じる。</p> <p>また、想定される人為事象に対する防護措置には、設計基準対象施設がその安全性を損なわないために必要な設計基準対象施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。</p> <p><u>想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下）については、防護設計の要否を判断する基準を超えな</u></p>	<p>において、敷地内又はその周辺の状況を基に想定される飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、船舶、有毒ガス、電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えいにより再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるものに対してその安全機能が損なわれないよう、防護措置又は対象となる発生源から一定の距離を置くことによるその他の適切な措置を講ずる。</p> <p><u>また、外部からの衝撃に対して安全性を損なうおそれがある場合の防護措置等においては、波及的影響を及ぼすおそれのある施設についても考慮する。</u></p> <p>想定される人為事象に対する防護措置には、安全機能を有する施設がその安全機能を損なわないために必要な安全機能を有する施設以外の施設又は設備等への措置を含める。</p>	<p>立地条件の違いにより設計上考慮する事象の選定に違いがあるが、事業許可（変更許可）において選定した結果を記載していることから、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当該記載については、発電炉では『2.3 外部からの衝撃より防護すべき施設』2 段落目に該当し、記載する項目に差異はないことから、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当該箇所は、記載が異なるが主旨は同じである。</p> <p>当該記載は、再処理では「3.2.1(4)航空機落下」に相</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較  
 【V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（6/50）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>いことを評価して設置（変更）許可を受けている。本                      工事計画認可申請時に、設置（変更）許可申請時から                      防護設計の要否を判断する基準を超えるような航空路                      及び航空機落下データの変更がないことを確認してい                      ることから、設計基準対象施設に対して防護措置その                      他の適切な措置を講じる必要はない。</u></p> <p><u>なお、定期的に航空路の変更状況を確認し、防護措                      置の要否を判断することを保安規定に定めて管理す                      る。</u></p> <p><u>航空機落下及び爆発以外に起因する飛来物について                      は、発電所周辺の社会環境からみて、発生源が設計基                      準対象施設から一定の距離が確保されており、設計基                      準対象施設がその安全性を損なうおそれがないため、                      防護措置その他の適切な措置を講じる必要はない。</u></p> <p><u>重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷                      の防止において、添付書類「V-1-1-6 安全設備及び重                      大事故等対処設備が使用される条件の下における健全                      性に関する説明書」に基づき、人為事象に対して、位                      置的分散、悪影響防止、環境条件等を考慮し、必要な                      機能が損なわれないよう、防護措置その他の                      適切な措置を講じる。</u></p>		<p>当する記載があり，記載する                      内容に差異は無いことから，                      新たな論点が生じるものでは                      ない。</p> <p>同上</p> <p>当該飛来物に関する記載に                      ついては，当社では「VI-1                      -1-1-2-1 竜巻への                      配慮に関する基本方針」に記                      載している。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較  
 【V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（7/50）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>設計基準対象施設又は重大事故等対処設備に対して講じる防護措置として設置する施設は、その設置状況並びに防護する施設の耐震重要度分類及び重大事故等対処設備の設備分類に応じた地震力に対し構造強度を確保し、外部からの衝撃を考慮した設計とする。</u></p>	<p><u>また、想定される人為事象の発生により、再処理施設に重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は、必要に応じて使用済燃料の再処理を停止する等、再処理施設への影響を軽減するための措置を講ずることを保安規定に定めて、管理する。</u></p> <p><u>外部事象防護対象施設の詳細については、添付書類「VI-1-1-1-1-2 防護対象施設の範囲」に示す。</u></p>	<p>再処理特有の対策であるが、許可の記載内容と整合しているため、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当該記載は当社では「IV-1-1 耐震設計の基本方針」に該当するため、ここでは記載しない。</p> <p>当該記載は発電炉では「2.3 外部からの衝撃より防護すべき施設」5段落目に相当し、記載する内容に差異は無いことから、新たな論点が生じるものではない。</p>
<p>2.3 外部からの衝撃より防護すべき施設</p> <p><u>設計基準対象施設が外部からの衝撃によりその安全性を損なうことがないよう、外部からの衝撃より防護</u></p>		<p>当該記載については、再処理施設では3. 1. 1項1段</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較  
【V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（8/50）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>すべき施設は、設計基準対象施設のうち、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されている安全重要度分類のクラス1、クラス2 及び安全評価上その機能に期待するクラス3 に属する構築物、系統及び機器（以下「外部事象防護対象施設」という。）とする。</u></p> <p><u>また、外部事象防護対象施設の防護設計については、外部からの衝撃により外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼすおそれのある外部事象防護対象施設以外の施設についても考慮する。さらに、重大事故等対処設備についても、設計基準対象施設と同時に必要な機能が損なわれないよう、外部からの衝撃より防護すべき施設に含める。</u></p> <p><u>上記以外の設計基準対象施設については、機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全性を損なわない設計とする。</u></p>		<p>落目及び3. 2. 1項1段落目に相当し、記載する項目に差異は無いことから、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当該記載については、再処理施設では3. 1. 1項2段落目及び3. 2. 1項2段落目に相当し、記載する内容に差異は無いことから、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>同上</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較  
 【V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（9/50）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>また、自然現象のうち津波からの衝撃より防護すべき施設（以下「津波防護対象設備」という。）については、技術基準規則第6条の解釈を踏まえ耐震Sクラスの施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）を含める。</u></p> <p>外部事象防護対象施設の詳細については、添付書類「V-1-1-2-1-2 防護対象施設の範囲」に示す。</p>		<p>立地条件の違いのため、再処理施設では想定する必要のない事象であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当該記載は再処理施設では「2.1 自然現象」6段落目、「2.2 人為事象」5段落目に相当し、記載する内容に差異は無いことから、新たな論点が生じるものではない。</p>
<p>2.4 組合せ</p> <p>地震を含む自然現象の組合せについて、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある自然現象の組合せは、設置（変更）許可申請書において示すとおり、<u>地震、津波、風（台風）、積雪及び火山の影響による荷重である。これらの組合せの中から、発電所の地学、気象学的背景を踏まえ、荷重の組合せを考慮する。組み合わせる荷重の大きさについては、建築基準法に準じるものとする。</u></p>	<p>2.3 組合せ</p> <p>地震を含む自然現象の組合せについて、外部事象防護対象施設に影響を与えるおそれのある自然現象の組合せは、事業指定（変更許可）を受けたとおり、<u>積雪及び風（台風）、積雪及び竜巻、積雪及び火山の影響（降下火砕物）、積雪及び地震、風（台風）及び火山の影響（降下火砕物）並びに風（台風）及び地震の組合せを、施設の形状、配置に応じて考慮する。</u></p>	<p>立地条件の違いにより設計上考慮する事象の組合せ選定に違いがあるが、事業許可（変更許可）において選定した結果を記載していることから、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設工認 記載比較  
 【V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（10/50）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>また、科学的技術的知見を踏まえ、外部事象防護対象施設及び屋内の重大事故等対処設備のうち、特に自然現象（地震を除く。）の影響を受けやすく、かつ、代替手段によってその機能の維持が困難であるか、又はその修復が著しく困難な構築物、系統及び機器は、建屋内に設置すること等により、当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象（地震を除く。）により作用する衝撃が設計基準事故時及び重大事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。</p>	<p><u>組み合わせる積雪深は、組み合わせる自然現象の性質に応じて、六ヶ所村統計書における最深積雪深190cmに、建築基準法に定められた平均的な積雪荷重を与えるための係数0.35を考慮するか、又は建築基準法に定める垂直積雪量150cmを考慮する。また、風（台風）により発生する荷重については、組み合わせる風速を建築基準法による基準風速34m/sとし、建築基準法施行令第八十七条第2項に関連するガスト係数を、組み合わせる自然現象の性質に応じて、平均的な風荷重が得られるよう適切に考慮する。</u></p> <p>最新の科学的技術的知見を踏まえ、外部事象防護対象施設のうち、特に自然現象（地震及び津波を除く。）の影響を受けやすく、かつ、代替手段によってその機能の維持が困難であるか、又はその修復が著しく困難な構築物、系統及び機器に対しては、建屋内に設置することにより当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象（地震及び津波を除く。）により作用する衝撃が設計基準事故及び重大事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。</p>	<p>当該記載については、発電炉では「4.1(3) 主荷重と従荷重の組合せについて」b.及びc.に該当し、記載する内容に差異は無いことから、新たな論点が生じるものではない。</p>



発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較  
 【V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（11/50）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>屋外の重大事故等対処設備は、重大事故等時において、万が一、使用中に機能を喪失した場合であっても、可搬型重大事故等対処設備によるバックアップが可能となるように位置的分散を考慮して可搬型重大事故等対処設備を複数保管する設計とすることにより、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）により作用する衝撃が重大事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。</u></p>		
<p>3. 外部からの衝撃への配慮                      3.1 自然現象</p> <p>外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備は想定される自然現象（地震を除く。）に対しても、その安全性を損なうおそれがないよう設計するとともに、必要に応じて、運転管理等の運用上の措置を含む適切な措置を講じる。</p> <p>設計上考慮する自然現象（地震を除く。）として、設置（変更）許可を受けた 10 事象に津波を含め、11 事象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>津波</u></li> <li>・ 風（台風）</li> <li>・ 竜巻</li> </ul>	<p>3. 外部からの衝撃への配慮                      3. 1 自然現象</p> <p>外部事象防護対象施設及びそれらを収納する建屋（以下「外部事象防護対象施設等」という。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対しても、その安全機能を損なうおそれがないよう設計するとともに、必要に応じて、運用上の措置を含む適切な措置を講ずる。</p> <p>設計上考慮する自然現象（地震及び津波を除く。）は、事業指定（変更許可）を受けた以下の 11 事象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風（台風）</li> <li>・ 竜巻</li> </ul>	<p>設計上考慮する荷重の選定については事業許可（変更許可）において選定した結果を</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較  
 【V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（12/50）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・凍結</li>   <li>・降水</li> <li>・積雪</li> <li>・落雷</li> <li>・火山の影響</li> <li>・生物学的事象</li>   <li>・森林火災</li> <li>・<u>高潮</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・凍結</li> <li>・<u>高温</u></li> <li>・降水</li> <li>・積雪</li> <li>・落雷</li> <li>・火山の影響</li> <li>・生物学的事象</li> <li>・<u>塩害</u></li> <li>・森林火災</li> </ul>	<p>記載していることから、記載の差異により新たな論点が生じるものではない</p>
<p>3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮</p>	<p>3. 1. 1 竜巻，森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮</p> <p><u>竜巻，火山の影響，森林火災を除く自然現象によりその安全機能を損なうことがないよう，外部事象防護対象施設としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器とし，外部からの衝撃により安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>これに加え，外部事象防護対象施設を収納する建屋は，想定される自然現象(地震及び津波を除く。)に対し機械的強度を有すること等により，収納する外部事象防</u></p>	<p>当該記載については，発電炉では『2.3 外部からの衝撃より防護すべき施設』1 段落目に該当し，記載する項目に差異はないことから，新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当該記載については，発電炉では『4.2設計基準事故又</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較  
 【V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（13/50）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
	<p><u>護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>また、<u>上記に含まれない安全機能を有する施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)</u>に対して機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、<u>安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>自然現象に対する重大事故等対処設備の考慮は、重大事故等対処設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</p>	<p>は重大事故等時の荷重の考慮について』1段落目に該当し、記載する項目に差異はないことから、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当該記載については、発電炉では『2.3 外部からの衝撃より防護すべき施設』4段落目に該当し、記載する項目に差異はないことから、新たな論点が生じるものではない。</p>
<p>(1) <u>津波</u></p> <p><u>津波防護対象設備は、基準津波に対して、安全機能又は重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれることのないよう、津波の敷地への流入防止、漏水による安全機能又は重大事故等に対処するために必要</u></p>		<p>津波は発電所固有の立地条件によるものであり、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較  
【V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（14/50）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>な機能への影響防止，津波防護の多重化及び水位低下による安全機能又は重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止を考慮した津波防護対策を講じる設計とする。</u></p> <p><u>（中略）</u></p> <p><u>詳細については，添付書類「V-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書」に示す。</u></p>		
<p>(2) 風（台風）</p> <p><u>発電所の最寄りの観測所である水戸地方気象台での観測記録（1897年～2012年）によれば，最大風速は28.3 m/s（1961年10月10日）であり，この観測記録を考慮して統計的に算出された建築基準法に基づく「その地方における過去の台風の記録に基づく風害の程度その他の風の性状に応じて三十メートル毎秒から四十六メートル毎秒までの範囲内において国土交通大臣が定める風速」（平成12年5月31日建設省告示第1454号）を用いて風荷重を設定し，外部事象防護対象施設の安全性を損なうおそれがない設計とする。</u></p> <p>風（台風）に対する設計は，竜巻に対する設計の中</p>	<p>(1) 風（台風）</p> <p><u>敷地付近で観測された日最大瞬間風速は，八戸特別地域気象観測所での観測記録（1951年～2018年3月）で41.7m/s（2017年9月18日）である。外部事象防護対象施設等の設計に当たっては，この観測値を基準とし，建築基準法及び平成12年5月31日建設省告示第1454号「Eの数値を算出する方法並びにV<sub>0</sub>及び風力係数の数値を定める件」に基づき算出する風荷重に対して機械的強度を有する設計とすることにより安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。ただし，建築基準法及び告示に基づき算出する風荷重は，設計竜巻の最大風速（100m/s）による風荷重を大きく下回るため，風（台風）に対する安全設計は竜巻に対する設計の中で確認する。</u></p>	<p>立地条件の違いにより想定する条件の差があるが，記載する項目に差異は無いことから新たに論点を生じるものではない。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較  
【V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（15/50）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>で確認する。</p> <p><u>重大事故等対処設備は、建屋内への設置又は設計基準対象施設と位置的分散を図り設置する。</u></p> <p>(4) 凍結</p> <p><u>水戸地方気象台での観測記録（1897年～2012年）によれば、最低気温は-12.7℃（1952年2月5日）である。</u></p> <p>外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備は、凍結に対して、上記最低気温を考慮した設計基準温度を設定し、設計基準温度に対して、屋外設備については保温等の凍結防止対策を行うことにより、その安全性を損なうおそれがない設計とする。</p>	<p>(2) 凍 結</p> <p><u>敷地付近で観測された日最低気温は、むつ特別地域気象観測所での観測記録（1935年～2018年3月）によれば-22.4℃（1984年2月18日）、八戸特別地域気象観測所での観測記録（1937年～2018年3月）によれば-15.7℃（1953年1月3日）である。</u>外部事象防護対象施設等の設計に当たっては、敷地及び敷地周辺の観測値を適切に考慮するため、<u>観測所気象年報からの六ヶ所地域気象観測所の観測値を参考にした結果、設計上考慮する外気温を-15.7℃とし、これに対して屋外の外部事象防護対象施設のうち凍結のおそれのあるものは保温等の凍結防止対策を行うことにより安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>(3) <u>高 温</u></p> <p><u>敷地付近で観測された日最高気温は、むつ特別地域気象観測所での観測記録（1935年～2018年3月）によ</u></p>	<p>立地条件の違いにより想定する条件の差があるが、記載する項目に差異は無いことから新たに論点を生じるものではない。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較  
 【V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（16/50）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>(5) 降水</p> <p><u>水戸地方気象台での観測記録（1906 年 2012 年）によれば、日最大 1 時間降水量は 81.7mm（1947 年 9 月 15 日）である。</u></p> <p>外部事象防護対象施設は、降水による浸水に対して、森林法に基づき上記観測記録を上回る設計基準降水量を設定し、構内排水路を設けて海域へ排水を行うことにより、その安全性を損なうおそれがない設計とする。</p>	<p>れば 34.7℃（2012 年 7 月 31 日），<u>八戸特別地域気象観測所での観測記録（1937 年～2018 年 3 月）によれば 37.0℃（1978 年 8 月 3 日）である。再処理施設における崩壊熱除去の安全評価において設計上考慮する外気温度については、これらの気温の観測値並びに敷地及び敷地周辺の観測値を適切に考慮し、外部事象防護対象施設等の設計においては、むつ特別地域気象観測所の夏季（6 月～9 月）の外気温度の観測データから算出する超過確率 1％に相当する 29℃を設計上考慮する外気温度とし、これに対して崩壊熱除去等の安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>(4) 降 水</p> <p><u>敷地付近で観測された日最大降水量は、八戸特別地域気象観測所での観測記録（1937 年～2018 年 3 月）で 160.0mm（1982 年 5 月 21 日），むつ特別地域気象観測所での観測記録（1937 年～2018 年 3 月）で 162.5mm（1981 年 8 月 22 日及び 2016 年 8 月 17 日），六ヶ所地域気象観測所での観測記録（1976 年 4 月～2020 年 3 月）で 208mm（1990 年 10 月 26 日）である。また、敷地付近で観測された日最大 1 時間降水量は、八戸特別地域</u></p>	<p>外気温の影響を設計上考慮する再処理施設特有の想定事象であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>立地条件の違いにより想定する条件の差があるが、記載する項目に差異は無いことから新たに論点を生じるものではない。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較  
【V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（17/50）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>構内排水路は，設計基準降水量を上回る排水能力を有する設計とする。降水による荷重に対して，排水口及び構内排水路による海域への排水により，外部事象防護対象施設の安全性を損なうおそれがない設計とする。</p> <p><u>重大事故等対処設備は，降水に対して防水対策を行う設計とする。</u></p> <p>(6) 積雪</p> <p><u>水戸地方気象台での観測記録（1897年～2012年）によれば，月最深積雪は32cm（1945年2月26日）であり，この観測記録を考慮して統計的に算出された建築基準法に基づく垂直積雪量を用いて積雪荷重を設定し，外部事象防護対象施設の安全性を損なうおそれが</u></p>	<p><u>気象観測所での観測記録（1937年～2018年3月）で67.0mm（1969年8月5日），むつ特別地域気象観測所での観測記録（1937年～2018年3月）で51.5mm（1973年9月24日），六ヶ所地域気象観測所での観測記録（1976年4月～2020年3月）で46mm（1990年10月26日）である。</u></p> <p>外部事象防護対象施設等の設計に当たっては，排水溝及び排水路によって敷地外へ排水するとともに，建屋貫通部の止水処理をすること等により，八戸特別地域気象観測所で観測された日最大1時間降水量67.0mmの降雨を想定しても，降水に対し，安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(5) 積雪</p> <p><u>建築基準法施行令第八十六条に基づく六ヶ所村の垂直積雪量は150cmとなっているが，敷地付近で観測された最深積雪深は，むつ特別地域気象観測所での観測記録（1935年～2018年3月）によれば170cm（1977年2月15日）であり，六ヶ所村統計書におけ</u></p>	<p>立地条件の違いにより想定する条件の差があるが，記載する項目に差異は無いことから新たに論点を生じるものではない。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較  
 【V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（18/50）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>ない設計とする。</p> <p>積雪に対する設計は、同様な堆積荷重の影響を考慮する火山事象に対する設計の中で確認する。</p> <p>また、給排気口は、<u>観測記録を考慮して統計的に算出された建築基準法に基づく垂直積雪量に対して、閉塞により外部事象防護対象施設の安全性を損なうおそれがない設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等対処設備は、除雪により、積雪荷重に対してその必要な機能を損なうおそれがない設計とする。</u></p> <p>なお、除雪を適宜実施することを保安規定に定めて管理する。</p>	<p><u>る記録（1973年～2002年）による最深積雪深は190cm（1977年2月）である。</u>したがって、積雪荷重に対しては、六ヶ所村統計書における最深積雪深である190cmを考慮し、外部事象防護対象施設等の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>積雪に対する設計は、同様な構造物への静的荷重として降下火砕物の堆積荷重の影響を考慮する火山事象に対する設計の中で確認する。</p> <p>また、<u>外部事象防護対象施設等の建屋の外気取入口においては防雪フードを設置し、降雪時に雪を取り込み難い設計とするとともに、給気を加熱することにより、雪の取り込みによる給気系の閉塞に対し、これを防止し、安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>なお、除雪を適宜実施することを保安規定に定めて管理する。</p>	<p>立地条件の違いにより設計上考慮する事象の選定に違いがあるが、事業許可（変更許可）において選定した結果を記載していることから、新たな論点が生じるものではない。</p>



発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較  
 【V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（19/50）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
(7) 落雷	(6) 落 雷	落雷に対する設計の記載比較は「VI-1-1-1-5-1 落雷への配慮に関する基本方針」に示すため、本資料では記載しない。
<p>(9) 生物学的事象</p> <p>外部事象防護対象施設は、生物学的事象に対して、<u>海生生物であるクラゲ等の発生を考慮し、また小動物の侵入を防止する設計とする。</u></p> <p><u>海生生物であるクラゲ等の発生に対しては、除塵装置を設置、除塵装置を通過する貝等の海生生物に対しては、海水ストレーナを設置し、必要に応じて塵芥を除去することにより、残留熱除去系熱交換器等への侵入を防止し、その安全性を損なうおそれがない設計とする。さらに、定期的に開放点検及び清掃が可能な設計とする。</u></p>	<p>(7) 生物学的事象</p> <p>生物学的事象としては、敷地周辺の生物の生息状況の調査に基づいて<u>鳥類、昆虫類、小動物、魚類、底生生物及び藻類</u>を対象生物に選定し、これらの生物が再処理施設へ侵入することを防止<u>又は抑制することにより、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>換気設備の外気取入口、ガラス固化体貯蔵設備の冷</u></p>	<p>設備構成の違いにより設計上考慮する生物の選定に違いがあるが、事業許可（変更許可）において選定した結果を記載していることから、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>同上</p> <p>海洋生物に対する対策は、発電所固有の対策であり、記</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較  
 【V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（20/50）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>小動物の侵入に対しては、屋内設備は建屋止水処置により、屋外設備は端子箱貫通部の閉止処置を行うことにより小動物の侵入を防止し、その安全性を損なうおそれがない設計とする。</p> <p><u>重大事故等対処設備は、生物学的事象に対して、小動物の侵入を防止し、海生生物に対して、侵入を防止する又は予備を有する設計とする。</u></p>	<p><u>却空気入口シャフト及び冷却空気出口シャフト，屋外に設置する電気設備並びに給水処理設備に受け入れる水の取水口には，対象生物の侵入を防止又は抑制するための措置を施す設計とする。</u></p> <p><u>具体的には，換気設備の外気取入口並びにガラス固化体貯蔵設備の冷却空気入口シャフト及び冷却空気出口シャフトにはバードスクリーン又はフィルタを設置することにより，鳥類，昆虫類及び小動物の侵入を防止又は抑制する設計とする。</u></p> <p>屋外に設置する電気設備は，密封構造，メッシュ構造及びシール処理を施す構造又はこれらを組み合わせることにより，鳥類，昆虫類及び小動物の侵入を防止又は抑制する設計とする。</p> <p><u>給水処理設備は，二又川から給水処理設備に水を受け入れる取水口にスクリーンを設置し，魚類及び底生生物の侵入並びに藻類の取込みに対し，これを防止又は抑制する設計とする。</u></p>	<p>載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>想定する生物の違いによる差異であり新たな論点が生じるものではない。</p> <p>冷却水設備の系統構成の違いのため再処理施設固有の対策であり，記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較  
 【V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（21/50）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
	<p>(8) <u>塩 害</u></p> <p><u>一般に大気中の塩分量は、平野部で海岸から 200m 付近までは多く、数百mの付近で激減する傾向がある。再処理施設は海岸から約 5 km 離れており、塩害の影響は小さいと考えられるが、外部事象防護対象施設を収納する建屋の換気設備の給気系には粒子フィルタを設置することにより、屋内の施設への塩害の影響を防止する設計とする。また、直接外気を取り込むガラス固化体貯蔵設備の収納管及び通風管には防食処理（アルミニウム溶射）を施す設計とする。屋外の施設にあっては、塗装すること及び腐食し難い金属を用いることにより腐食に対し、これを防止する。以上のことから、塩害により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。受電開閉設備については碍子部分の絶縁を保つために洗浄が行える設計とする。</u></p> <p><u>また、受電開閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>また、受電開閉設備については碍子部分の絶縁性の維持を行う手順を整備することを保安規定に定めて、管理する。</u></p>	<p>設備系統構成の違いによる再処理施設特有の想定事象であり、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較  
 【V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（22/50）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>(11) <u>高潮</u></p> <p><u>発電所から北方約 3 km 地点に位置する茨城港日立港区での観測記録によれば、最高潮位は T.P.（東京湾中等潮位）+1.46 m（1958 年 9 月 27 日）、朔望平均満潮位が T.P.+0.61m である。</u></p> <p><u>外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備（非常用取水設備を除く。）は、高潮の影響を受けない敷地高さ（T.P.+3.3 m）以上に設置することにより、高潮により影響を受けることがない設計とする。</u></p> <p><u>高潮に対する設計は、同様な潮位の変動事象を考慮する津波に対する設計に包絡される。</u></p>		<p>立地条件の違いにより設計上考慮する事象選定に違いがあるが、事業許可（変更許可）において選定した結果を記載していることから、新たな論点が生じるものではない。</p>
	<p>3.1.2 自然現象のうち竜巻、森林火災及び火山の影響に対する具体的な設計上の考慮</p> <p><u>竜巻、火山の影響及び森林火災から防護すべき施設は、それぞれ添付書類「V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針」、添付書類「V-1-1-1-3-2 設計対処施設及び降下火砕物の影響を考慮する施設の選定」、添付書類「V-1-1-1-4-2 設計対処施設及び外部火災の影響を考慮する施設の選定」にて述べる。</u></p>	<p>当該記載は他書類への参照文であることから、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較  
【V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（23/50）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>(3) 竜巻</p> <p>外部事象防護対象施設は、設置（変更）許可を受けた最大風速 100 m/s の設計竜巻が発生した場合においても、竜巻の風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた荷重等に対してその安全性を損なわないために、飛来物の発生防止対策及び竜巻防護対策を講じる設計とする。</p> <p><u>重大事故等対処設備は、位置的分散、悪影響防止及び環境条件等を考慮した設計とする。</u></p> <p><u>さらに、外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設を内包する建屋（以下「外部事象防護対象施設等」という。）に波及的影響を及ぼす可能性がある施設の影響及び竜巻の随伴事象による影響について考慮した設計とする。</u></p> <p>詳細については、添付書類「V-1-1-2-3 竜巻への配慮に関する説明書」に示す。</p>	<p>(1) 竜巻</p> <p>外部事象防護対象施設は、設計竜巻が発生した場合においても、竜巻の風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた荷重等に対してその安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>竜巻に対する設計は、添付書類「VI-1-1-1-2 竜巻への配慮に関する説明書」に示す。</p>	<p>竜巻に対する設計は、「VI-1-1-1-2 竜巻への配慮に関する説明書」に示す。</p>
<p>(8) 火山の影響</p> <p>外部事象防護対象施設は、火山事象が発生した場合においても、その安全性を損なうおそれがない設計とする。</p>	<p>(2) 火山の影響</p> <p>外部事象防護対象施設は、火山事象が発生した場合においても、その安全機能を損なうおそれがない設計とする。</p>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較  
 【V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（24/50）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>将来の活動可能性が否定できない火山について、発電所の運用期間中の噴火規模を考慮して抽出した外部事象防護対象施設の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象は降下火砕物のみであり、設計に用いる降下火砕物特性は、設置（変更）許可を受けた層厚 50 cm、密度 0.3 g/cm<sup>3</sup>（乾燥状態）～1.5 g/cm<sup>3</sup>（湿潤状態）、粒径 8 mm 以下の降下火砕物を考慮する。</u></p> <p><u>降下火砕物による直接的影響及び間接的影響のそれぞれに対し、安全性を損なうおそれがない設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等対処設備は、環境条件等を考慮した設計とする。</u></p> <p>詳細については、添付書類「V-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書」に示す。</p>	<p>火山の影響に対する具体的な設計については、添付書類「VI-1-1-1-3 火山への配慮に関する説明書」に示す。</p>	<p>火山の影響に対する設計は、「VI-1-1-1-3 火山への配慮に関する説明書」に示す。</p>
<p>(10) 森林火災</p> <p><u>自然現象として想定される森林火災については、延焼防止を目的とした、設置（変更）許可を受けた防火帯（約 23 m）を敷地内に設ける設計とする。</u></p> <p><u>発電所周辺の植生を確認し、作成した植生データ等を基に求めた、防火帯の外縁（火炎側）付近における</u></p>	<p>(3) 森林火災</p> <p>安全機能を有する施設は、想定される森林火災が発生した場合においても、その安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>森林火災に対する設計は「IV-1-1-1-4 外部火災への配慮に関する説明書」に示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較  
 【V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（25/50）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>最大火炎輻射強度（建屋評価においては 444 kW/m<sup>2</sup>，その他評価においては 442 kW/m<sup>2</sup>）を設定し，外部事象防護対象施設を内包する建屋の表面温度や屋外の外部事象防護対象施設の温度が許容温度となる危険距離を算出し，その危険距離を上回る離隔距離を確保する設計とする。</u></p> <p><u>ばい煙等発生時の二次的影響については，外気を直接設備内に取り込む機器，外気を取り込む空調系統（室内の空気を取り込む機器を含む。），外気を取り込む屋外設置機器は，適切な防護対策を講じることで，その安全性を損なうおそれがない設計とする。</u></p> <p><u>屋内の重大事故等対処設備についてはこれらを内包する建屋にて防護し，屋外の重大事故等対処設備については必要な機能を損なわないよう，位置的分散を図る。</u></p> <p>詳細については，爆発，近隣工場等の火災及び有毒ガスと合わせて添付書類「V-1-1-2-5 外部火災への配慮に関する説明書」に示す。</p>	<p>森林火災に対する具体的な設計については，添付書類「IV-1-1-1-4 外部火災への配慮に関する説明書」に示す。</p>	
<p>3.2 人為事象 外部事象防護対象施設は想定される人為事象に対し</p>	<p>3. 2 人為事象 外部事象防護対象施設は想定される人為事象に対し</p>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設工認 記載比較  
【V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（26/50）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>ても、その安全性を損なうおそれがないよう設計するとともに、必要に応じて、運転管理等の運用上の措置を含む適切な措置を講じる。</p> <p>設計上考慮する人為事象として、設置（変更）許可を受けた 5 事象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・爆発</li> <li>・近隣工場等の火災</li> <li>・有毒ガス</li> <li>・<u>船舶の衝突</u></li> <li>・電磁的障害</li> </ul> <p>なお、危険物を搭載した車両については、近隣工場等の火災及び有毒ガスの中で取り扱う。</p> <p><u>航空機の墜落</u>については、「<u>実用発電用原子炉施設へ</u></p>	<p>ても、その安全機能を損なうおそれがないよう設計するとともに、必要に応じて、運転管理等の運用上の措置を含む適切な措置を講ずる。</p> <p>設計上考慮する人為事象は、事業指定（変更許可）を受けた以下の 6 事象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・爆発</li> <li>・近隣工場等の火災</li> <li>・有毒ガス</li> <li>・電磁的障害</li> <li>・<u>再処理事業所内における化学物質の漏えい</u></li> <li>・<u>航空機落下</u></li> </ul> <p><u>なお、船舶については、海岸から 5 km 離れていることから衝突の影響は考慮せず、積載物による爆発及び火災を想定し、それぞれ爆発及び近隣工場等の火災で取り扱う。</u>また、危険物を搭載した車両については、爆発、火災並びに再処理事業所屋外での運搬若しくは受入れ時に漏えいが発生した場合を想定し、それぞれ爆発、近隣工場等の火災及び再処理事業所内における化学物質の漏えいの中で取り扱う。</p>	<p>設計上考慮する事象の選定については事業許可（変更許可）において選定しており、選定結果を記載していることから、記載の差異により新たな論点が生じるものではない</p> <p>当該記載は他書類への参照であることから、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当該記載については、再処</p>



発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較  
 【V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（27/50）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>の航空機落下確率の評価基準について」（平成 21・06・25 原院第 1 号）等に基づき評価した結果，発電用原子炉施設（使用済燃料乾式貯蔵建屋除く。）は，約 <math>8.5 \times 10^{-8}</math> 回/炉・年，また，各原子炉施設から独立して設置されている使用済燃料乾式貯蔵建屋は，約 <math>6.1 \times 10^{-8}</math> 回/炉・年であり，防護設計の要否判断の基準である <math>10^{-7}</math> 回/炉・年を超えないことを設置（変更）許可において確認している。</u></p> <p><u>また，工事計画認可申請時において，航空路を含めた航空機落下確率評価に用いる最新データにおいて，防護設計の要否判断の基準を超えるような変更がないことを確認している。</u></p> <p><u>したがって，航空機の墜落については，設計基準対象施設に対して，防護措置その他適切な措置を講じる必要はない。</u></p> <p><u>なお，保安規定に，定期的に航空路を含めた航空機落下確率評価に用いる最新データの変更状況を確認することを定め，防護措置の要否を判断する。ただし，重大事故等対処設備に対しては航空機の墜落を考慮する。</u></p>	<p>3. 2. 1 爆発及び近隣工場等の火災を除く人為事象</p>	<p>理施設では「3. 2. 1（4）航空機落下」に該当し，記載する項目に差異はないことから，新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較  
 【V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（28/50）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>3.2.1 人為事象に対する具体的な設計上の配慮</p>	<p>に対する具体的な設計上の配慮</p> <p><u>爆発及び近隣工場等の火災を除く人為事象により、その安全機能を損なうことがないように、外部事象防護対象施設としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器とし、外部からの衝撃により安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>これに加え、外部事象防護対象施設を収納する建屋は、想定される人為事象に対し機械的強度を有すること等により、収納する外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>また、上記に含まれない安全機能を有する施設は、想定される人為事象に対して機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>当該記載については、発電炉では『4.2設計基準事故又は重大事故等時の荷重の考慮について』1段落目に該当し、記載する項目に差異はないことから、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当該記載については、発電炉では『2.3 外部からの衝撃より防護すべき施設』4段落目に該当し、記載する項目に差異はないことから、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較  
 【V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（29/50）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>(3) 有毒ガス</p> <p>有毒ガスの漏えいについては固定施設（石油コンビナート施設等）と可動施設（陸上輸送，海上輸送）からの流出が考えられる。</p> <p><u>発電所周辺には周辺監視区域が設定されているため，発電用原子炉施設と主要道路，鉄道路線及び定期航路並びに石油コンビナート施設等との間に離隔距離を確保することで事故等による火災に伴う発電所への有毒ガスの影響がない設計とする。</u></p> <p>また，室内に滞在する人員の環境劣化を防止するために設置した外気取入ダンプの閉止，建屋内の空気を</p>	<p>(1) 有毒ガス</p> <p>有毒ガスの漏えいについては，固定施設（六ヶ所ウラン濃縮工場）と可動施設（陸上輸送，海上輸送）からの流出が考えられる。</p> <p><u>六ヶ所ウラン濃縮工場から漏えいする有毒ガスについては外部事象防護対象施設の安全機能に直接影響を及ぼすことは考えられないため，再処理施設の運転員に対する影響を想定する。六ヶ所ウラン濃縮工場は，有毒ガスの漏えいが発生した場合の周辺監視区域境界の公衆に対する影響が小さくなるよう設計されており，制御建屋の中央制御室の居住性を損なうことはない。</u></p> <p><u>再処理施設周辺の可動施設から発生する有毒ガスについては，敷地周辺には鉄道路線がないこと，最も近接する幹線道路については中央制御室が設置されている制御建屋までは約700m離れていること及び海岸から再処理施設までは約5km離れていることから，幹線道路及び船舶航路にて運搬される有毒ガスが漏えいしたとしても，中央制御室の居住性に影響を及ぼすことは考え難い。</u></p> <p>制御建屋中央制御室換気設備は，有毒ガス発生時において外気の連絡を遮断し制御建屋中央制御室内空気を</p>	<p>立地条件の違いにより再処理施設特有の想定事象であり，記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>立地条件の違いによる想定事象の違いがあり，記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設備の系統構成の違いによる記載の差異であり，新たな</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較  
 【V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（30/50）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>閉回路循環運転させることにより、有毒ガスの侵入を防止する設計とする。</u></p> <p>なお、<u>外気取入ダンパの閉止、閉回路循環運転又は空調ファンの停止による外気取入れの遮断を保安規定に定めて管理する。</u></p> <p><u>詳細については、森林火災、爆発及び近隣工場等の火災と合わせて添付書類「V-1-1-2-5 外部火災への配慮に関する説明書」に示す。</u></p> <p>(4) <u>船舶の衝突</u>  <u>発電所の周辺海域の船舶の航路としては、発電所北方約 3 km に茨城港日立港区、南方約 6 km に茨城港常陸那珂港区、南方約 18 km に茨城港大洗港区があり、それぞれ日立－釧路間、常陸那珂－苫小牧間、常陸那</u></p>	<p><u>の再循環運転を行うことができる設計とする。</u></p> <p><u>また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員への影響を防止することができる設計とする。</u></p> <p><u>有毒ガスが発生した場合は、制御建屋中央制御室換気設備の外気の連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環する措置を講ずること、又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の外気の連絡口を遮断する措置を講ずることにより、運転員への影響を防止する手順を整備することを保安規定に定めて、管理する。</u></p>	<p>論点が生じるものではない。                  同上</p> <p>設備の系統構成の違いによる記載の差異であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>想定する事象の違いによる記載の差異であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉は敷地が海に面していることから、立地条件の違いによる発電炉特有の想定事</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設工認 記載比較  
 【V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（31/50）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>珂ー北九州間，大洗ー苫小牧間等の定期航路があるが，発電所から離れていること，また，小型船舶が発電所近傍で漂流した場合でも，防波堤等に衝突して止まることから取水性を損なうことはない。また，万が一防波堤を通過し，カーテンウォール前面に小型船舶が到達した場合であっても，呑み口が広いこと，取水性を損なうことはない。</u></p> <p><u>船舶の座礁により，重油流出事故が発生した場合に，カーテンウォールにより，低層から取水することによって，非常用海水系の取水性を損なうことはない。また，必要に応じてオイルフェンスを設置する措置を講じる。</u></p> <p><u>したがって，船舶の衝突によって取水路が閉塞することはなく，その安全性を損なうことはない。</u></p> <p><u>また，重大事故等対処設備は，設計基準対象施設との位置的分散により取水性を損なうことはない。</u></p> <p>(5) 電磁的障害</p> <p>安全機能を有する安全保護系は，電磁的障害による擾乱により機能が喪失しないよう，計装盤へ入線する電源受電部へのラインフィルタや絶縁回路の設置，外部からの信号入出力部へのラインフィルタや絶縁回路</p>	<p>(2) 電磁的障害</p> <p>安全上重要な施設の安全機能を維持するために必要な計測制御設備及び安全保護回路は，日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに，電氣的及び物理的な独立性を持たせることにより，安全機能を損なわ</p>	<p>象であり，記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較  
 【V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（32/50）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>の設置によりサージ・ノイズの侵入による影響を防止するとともに、鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用等により、電磁波の侵入を防止する設計としているため、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備のうち電磁的障害に対する考慮が必要な機器がその安全性を損なうことはない。</p>	<p>ない設計とする。</p> <p>計測制御設備のうち重大事故等に対処するために必要な機能を維持するために必要な計測制御設備及び安全保護回路は、日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに、電氣的及び物理的な独立性を持たせることにより、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p><u>(3) 再処理事業所内における化学物質の漏えい</u></p> <p><u>再処理事業所内にて運搬及び貯蔵又は使用される化学物質としては、再処理施設の試薬建屋の機器に内包される化学薬品、再処理施設の各建屋の機器に内包される化学薬品並びに試薬建屋への受入れの際に運搬される化学物質がある。再処理事業所内において化学物質を貯蔵する施設については化学物質が漏えいし難い設計とするため、人為事象として試薬建屋への受入れの際に運搬される化学物質の漏えいを想定する。</u></p> <p><u>これらの化学物質の漏えいによる影響としては、再処理施設に直接被水すること等による安全性への影響及び漏えいした化学物質の反応等によって発生する有毒ガスによる人体への影響が考えられる。</u></p> <p><u>このうち屋外で運搬又は受入れ時に化学物質の漏え</u></p>	<p>立地条件の違いにより再処理施設特有の想定事象であり、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当該記載は他書類への参照文</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較  
 【V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（33/50）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
	<p><u>い</u>が発生した場合については、添付書類「<u>VI-1-1-1-7 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止に関する説明書</u>」に示す。</p> <p><u>再処理施設の運転員に対する影響を想定し、制御建屋中央制御室換気設備は、外気の連絡を遮断し制御建屋の中央制御室内空気の再循環運転を行うことができる設計とする。また、使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員への影響を防止することができる設計とする。</u></p> <p><u>有毒ガスが発生した場合は、制御建屋においては、制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し制御建屋の中央制御室内空気を再循環する措置を講ずること、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においては、必要に応じて外気との連絡口を遮断する措置を講ずることにより、運転員への影響を防止する手順を整備することを保安規定に定めて、管理する。</u></p>	<p>であることから、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当該記載については、発電炉では『3.2.1(3) 有毒ガス』3～4段落目に該当し、記載する項目に差異はないことから、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較  
 【V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（34/50）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
(6) 航空機の墜落	<p>(4) 航空機落下</p> <p><u>航空機落下に対する設計の基本方針については、添付書類「VI-1-1-1-6 航空機に対する防護設計に関する説明書」に示す。</u></p> <p><u>航空機の墜落については、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」（平成14・07・29原院第4号（平成14年7月30日 原子力安全・保安院制定）（以下「航空機落下評価ガイド」という。）等に基づき評価した結果、最大の標的面積となるウラン・プルトニウム混合脱硝のウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び安全機能の維持に必要な施設を対象とした場合、航空機落下確率の総和は、<math>4.6 \times 10^{-8}</math>（回/年）となり、防護設計の判断基準である <math>10^{-7}</math>（回/年）を超えないことを事業指定（変更許可）において確認している。</u></p> <p><u>また、設工認申請時に、事業指定（変更許可）申請時から、防護設計の要否を判断する基準を超えるような航空路の変更がないことを確認していることから、安全機能を有する施設に対して追加の防護措置その他適切な措置を講ずる必要はない。</u></p> <p><u>なお、定期的に航空路の変更状況を確認し、追加の</u></p>	<p>当該記載は他書類への参照であることから、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉では「2.2 人為事象」第4段落以降に相当する記載があり、記載する内容に差異は無いことから、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>同上</p> <p>同上</p>



発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較  
 【V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（35/50）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>重大事故等対処設備は，建屋内に設置するか，又は屋外において設計基準対象施設と位置的分散を図る。</u></p>	<p><u>防護措置の可否を判断することを保安規定に定めて管理する。</u></p>	
<p>3.2.1 人為事象に対する具体的な設計上の配慮                      (1) 爆発                      (2) 近隣工場等の火災</p>	<p>3.2.2 人為事象のうち爆発及び近隣工場等の火災に対する具体的な設計上の配慮</p>	<p>外部火災に対する設計の記載比較は「VI-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針」に示すため，本資料では記載しない。</p>
<p>4. 組合せ                      4.1 自然現象の組合せについて                      外部事象防護対象施設の安全性が損なわれないことを広く確認する観点から，地震を含めた自然現象の組合せについて，発電所の地学，気象学的背景を踏まえて検討する。</p>	<p>4. 組合せ                      4. 1 自然現象の組合せについて                      外部事象防護対象施設の安全機能の機能が損なわれないことを広く確認する観点から，地震を含めた自然現象の組合せについて，敷地及びその近傍の地学，気象学的背景を踏まえて検討する。</p>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較  
 【V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（36/50）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>(1) 組合せを検討する自然現象の抽出</p> <p>自然現象が外部事象防護対象施設に与える影響を考慮し、組合せを検討する自然現象を抽出する。</p> <p>想定される自然現象のうち、外部事象防護対象施設に影響を与えるおそれのある自然現象の組合せは、設置（変更）許可申請書において示すとおり、<u>地震、津波、風（台風）、積雪及び火山の影響による荷重であり、荷重以外の機能的影響については、自然現象の組合せにより外部事象防護対象施設の安全機能が損なわれないことを確認している。</u></p> <p><u>荷重の組合せを考慮する自然現象のうち、地震、津波及び火山の影響による荷重は、発生頻度が低い偶発的荷重であるが、発生すると荷重が比較的大きいことから、設計用の主荷重として扱う。これに対して積雪及び風（台風）による荷重は、発生頻度が主荷重と比べて高い変動荷重であり、発生する荷重は主荷重と比べて小さいことから、従荷重として扱い、主荷重との組合せを考慮する。</u></p> <p><u>以下、主荷重同士の組合せ及び主荷重と従荷重の組合せについて検討する。</u></p>	<p>(1) 組合せを検討する自然現象の抽出</p> <p>自然現象が外部事象防護対象施設に与える影響を考慮し、組合せを検討する自然現象を抽出する。</p> <p>想定される自然現象のうち、外部事象防護対象施設に影響を与えるおそれのある自然現象の組合せは、事業指定（変更許可）を受けたとおり、<u>積雪及び風（台風）、積雪及び竜巻、積雪及び火山の影響（降下火砕物）、積雪及び地震、風（台風）及び火山の影響（降下火砕物）並びに風（台風）及び地震の組合せを施設の形状、配置に応じて考慮する。</u></p>	<p>組み合わせる事象の選定については事業許可（変更許可）において選定しており、選定結果を記載していることから、記載の差異により新たな論点が生じるものではない</p> <p>組み合わせる事象の選定については、事業指定（変更許可）において選定結果を記載している。発電炉の立地条件の違いに起因する発電炉特有の考慮すべき事項を除いて選定の考え方については同様であり、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較  
 【V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（37/50）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>(2) <u>主荷重同士の組合せについて</u>  <u>主荷重同士の組合せについて表 4-1 に示す。それぞれの組合せについては、従属事象、独立事象であるかを踏まえ、以下のとおりとする。</u></p> <p>① <u>地震と津波</u>  <u>基準地震動 S s の震源と基準津波の震源は異なることから、独立事象として扱うことが可能であり、かつ、各々の発生頻度が十分小さいことから、組合せを考慮する必要はない。</u>  <u>基準地震動 S s の震源断層の活動により津波波源の断層が誘発される場合については、津波が敷地に到達する前に本震は敷地に到達していることから、基準地震動 S s による地震力と津波荷重の組合せを考慮する必要はない。</u>  <u>一方、津波波源の断層の活動により基準地震動 S s の震源断層が誘発される可能性については、2011 年東北地方太平洋沖地震の震源域以外での規模の大きな地震事例から考えても、短時間で誘発されることはないと考えられることから、基準地震動 S s による地震力と津波荷重の組合せを考慮する必要はない。</u></p> <p>② <u>地震と火山の影響</u></p>		<p>津波は発電所固有の立地条件によるものであり、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当該記載に関しては、事業許可（変更許可）において記載</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較  
 【V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（38/50）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>基準地震動 S<sub>s</sub> の震源と火山とは十分な距離があることから、独立事象として扱い、各々の発生頻度が十分小さいことから、組合せを考慮する必要はない。</u></p> <p>③ <u>津波と地震</u></p> <p><u>基準津波と組み合わせる地震については①のとおり。</u></p> <p><u>基準津波と組み合わせる地震動に関しては、基準津波の波源を日本海溝におけるプレート間地震に起因する波源としており、その余震の大きさは弾性設計用地震動 S<sub>d</sub> を下回るが、安全側に基準津波と弾性設計用地震動 S<sub>d</sub> の組合せを考慮する。</u></p> <p>④ <u>津波と火山の影響</u></p> <p><u>基準津波の波源と火山とは十分な距離があることから、独立事象として扱い、各々の発生頻度が十分小さいことから、組合せを考慮する必要はない。</u></p> <p>⑤ <u>火山の影響と地震</u></p> <p><u>火山の影響と組み合わせる基準地震動については②のとおり。</u></p> <p><u>火山性地震については、火山と敷地とは十分な距離があることから、火山性地震とこれに関連する事象による影響はないと判断し、地震と火山の組合せは考慮</u></p>		<p>しており、記載の有無により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>津波は発電所固有の立地条件によるものであり、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>同上</p> <p>当該記載に関しては、事業許可（変更許可）において記載しており、記載の有無により新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較  
 【V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（39/50）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>しない。（設置変更許可申請書添付資料六「7.5.5 その他の事象」参照）</u></p> <p>⑥ <u>火山の影響と津波</u>  <u>火山の影響と組み合わせる基準津波については④のとおり。</u>  <u>敷地周辺において、火山事象による歴史津波の記録はなく、海底活火山の存在も認められないことから、火山事象に起因する津波について、敷地への影響はないと判断し、津波と火山の組合せは考慮しない。（設置変更許可申請書添付資料六「6.2.3.2 火山現象に起因する津波」参照）</u></p>		<p>津波は発電所固有の立地条件によるものであり、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>
<p>(3) <u>主荷重と従荷重の組合せについて</u>  <u>外部事象防護対象施設の荷重評価において、主荷重と積雪荷重及び風荷重が同時に発生する場合を考慮し、主荷重と組み合わせるべき積雪荷重及び風荷重について検討する。</u>  <u>主荷重と組み合わせるべき積雪荷重及び風荷重については、それぞれの性質を考慮し、建築基準法に定める荷重を設定する。</u></p> <p>a. <u>荷重の性質</u>              主荷重及び従荷重の性質を表 4-2 に示す。荷重の大</p>	<p>(2) <u>荷重の性質</u>              外部事象防護対象施設に影響を与えるおそれのある</p>	<p>組み合わせる事象の選定については、事業指定（変更許可）において選定結果を記載していることから、記載の差異により新たな論点が生じるものではない</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設工認 記載比較  
 【V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（40/50）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>きさについては、主荷重は従荷重と比較して大きく、主荷重が支配的となる。最大荷重の継続時間については、地震、津波及び風（台風）は最大荷重の継続時間が短い。これに対し、火山の影響及び積雪は、一度事象が発生すると、降下物が降り積もって堆積物となり、長時間にわたって荷重が作用するため、最大荷重の継続時間が長い。発生頻度については、主荷重は従荷重と比較して発生頻度が非常に低い。</p> <p>上記の荷重の性質を考慮して、主荷重と積雪荷重及び風荷重の組合せについて検討する。</p>	<p>自然現象による荷重の性質を第4. 1－1表に示す。</p> <p>最大荷重の継続時間については、地震、竜巻及び風（台風）は最大荷重の継続時間が短い。これに対し、火山の影響及び積雪は、一度事象が発生すると、降下物が降り積もって堆積物となり、長時間にわたって荷重が作用するため、最大荷重の継続時間が長い。発生頻度については、地震、竜巻及び火山の影響は積雪及び風（台風）と比較して発生頻度が非常に低い。</p> <p>上記の荷重の性質を考慮して、外部事象防護対象施設に影響を与えるおそれのある自然現象の組合せについて検討する。</p> <p>(3) 荷重の組合せについて</p> <p>a. 風荷重及び積雪荷重の組合せ</p> <p>風（台風）と積雪については、風荷重の継続時間は短いですが、積雪荷重の継続時間が長いので組合せを考慮し、施設の形状及び配置により適切に組み合わせる。</p> <p><u>組み合わせるべき荷重について、風荷重については、建築基準法の多雪区域における風荷重と積雪荷重の組合せの基準を適用して、「Eの数値を算出する方法並びにV<sub>D</sub>及び風力係数を定める件」（平成12年5月31日建設省告示第1454号）に定められた六ヶ所村の基準風速34m/sを用いて求める荷重とする。</u></p>	<p>風荷重及び積雪荷重については、発電炉は「4.1(4)自然現象の組合せの方針」に記載している。考慮する風荷重及び積雪荷重の記載について</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較  
 【V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（41/50）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
	<p>また、積雪荷重は、六ヶ所村統計書における観測記録上の極値 190 c mに、「建築基準法施行令」第八十二条に定めるところの建築基準法の多雪区域における積雪荷重と地震荷重の組合せを適用して、平均的な積雪荷重を与えるための係数 0.35 を考慮する。</p> <p>ただし、上記の条件下での風（台風）と積雪の重ね合わせは、竜巻と積雪の重ね合わせに包絡されるため、実際の評価は竜巻に対する評価において実施する。</p> <p>b. <u>竜巻荷重と積雪荷重の組合せ</u>  <u>竜巻と積雪については、竜巻荷重の継続時間は短い</u>  <u>が、積雪荷重の継続時間が長い</u>ため組合せを考慮し、  <u>施設の形状及び配置により適切に組み合わせる。</u></p> <p><u>組み合わせるべき荷重について、積雪荷重は六ヶ所村統計書における観測記録上の極値 190 c mに、「建築基準法施行令」第八十二条の多雪区域における積雪荷重と地震荷重の組合せと同様に平均的な積雪荷重を与えるための係数 0.35 を考慮する。</u></p> <p><u>また、竜巻荷重については、風圧力による荷重、気圧差による荷重、飛来物による衝撃荷重を適切に組み合わせた設計荷重（竜巻）を考慮する。</u>詳細は「V-</p>	<p>は差が無く、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>組み合わせる荷重の選定については事業許可（変更許可）において選定しており、選定結果を記載していることから、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>以降も同様。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較  
 【V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（42/50）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>b. 火山の影響による荷重と積雪荷重及び風荷重の組合せ</p> <p>火山の影響と積雪及び風（台風）の組合せについては、降下火砕物による荷重の継続時間が他の主荷重と比較して長く、積雪荷重の継続時間も長いことから、3つの荷重が同時に発生する場合を考慮し、施設の形状及び配置により適切に組み合わせる。</p> <p>組み合わせるべき荷重について、<u>発電所が立地する東海村は多雪区域ではないため、本来建築基準法に積雪荷重と他の荷重の組合せは定められていないが、原子力発電施設の重要性を鑑み、積雪荷重は建築基準法の多雪区域における積雪荷重と地震荷重の組合せと同様に「茨城県建築基準法等施行細則」に定められた東海村の垂直積雪量 30 cm に平均的な積雪荷重を与えるための係数 0.35 を考慮する。</u></p>	<p><u>4 竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する計算書」で述べる。</u></p> <p>c. 火山の影響（降下火砕物）による荷重と積雪荷重の組合せ</p> <p>火山の影響（降下火砕物）と積雪の組合せについては、火山の影響（降下火砕物）による荷重の継続時間が他の荷重と比較して長く、積雪荷重の継続時間も長いことから、施設の形状及び配置により適切に組み合わせる。</p> <p>組み合わせるべき荷重について、<u>火山の影響（降下火砕物）による荷重と積雪荷重の重ね合わせはいずれも継続時間が長く、持続的に影響を及ぼし得ることから、積雪荷重は六ヶ所村統計書における最深積雪深である 190 cm を用いて求めるのは過大となることを考慮し、「青森県建築基準法等施行細則」に定められた六ヶ所村の垂直積雪量 150 cm を用いて求める荷重とする。</u></p>	<p>立地条件の差異により、考慮する荷重が異なるが、記載内容は同様であり、新たな論点が生じるものではない。</p>



発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較  
 【V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（43/50）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>また、<u>風荷重について建築基準法の多雪区域における風荷重と積雪荷重の組合せの基準を適用して、「Eの数値を算出する方法並びにVD及び風力係数を定める件」（平成12年5月31日建設省告示第1454号）に定められた東海村の基準風速30 m/sとする。</u></p> <p>c. 地震荷重と積雪荷重及び風荷重の組合せ</p> <p>地震と積雪については、地震荷重の継続時間は短いですが、積雪荷重の継続時間が長い場合組合せを考慮し、施設の形状及び配置により適切に組み合わせる。</p> <p><u>組み合わせるべき荷重について、発電所が立地する東海村は多雪区域ではないため、本来建築基準法に積雪荷重と他の荷重の組合せは定められていないが、原子力発電施設の重要性を鑑み、積雪荷重は建築基準法の多雪区域における積雪荷重と地震荷重の組合せを適用して「茨城県建築基準法等施行細則」に定められた</u></p>	<p>また、火山の影響（降下火砕物）による荷重は、層厚55cm、湿潤状態の降下火砕物が堆積した場合の荷重を考慮する。詳細は「V-5-1 火山防護対象施設の強度計算書作成の基本方針」で述べる。</p> <p>d. 地震荷重と積雪荷重の組合せ</p> <p>地震と積雪については、地震荷重の継続時間は短いですが、積雪荷重の継続時間が長い場合組合せを考慮し、施設の形状及び配置により適切に組み合わせる。</p> <p><u>組み合わせるべき荷重について、積雪荷重は、六ヶ所村統計書における観測記録上の極値190cmに、「建築基準法施行令」第八十二条に定めるところの建築基準法の多雪区域における積雪荷重と地震荷重の組合せを適用して、平均的な積雪荷重を与えるための係数0.35を考慮する。</u></p>	<p>火山の影響による荷重と風荷重の組合せについては、再処理施設は「e. 火山の影響（降下火砕物）による荷重と風荷重の組合せ」に記載しており、内容は同様であり新たな論点が生じるものではない。</p> <p>立地条件の差異により、考慮する荷重が異なるが、記載内容は同様であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較  
 【V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（44/50）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>東海村の垂直積雪量 30 cm に平均的な積雪荷重を与えるための係数 0.35 を考慮する。</u></p> <p><u>地震と風（台風）については、それぞれの最大荷重の継続時間が短く、同時に発生する確率が低いものの、風荷重の影響が大きいと考えられるような構造や形状の施設については、組合せを考慮する。組み合わせる風速の大きさは、「Eの数値を算出する方法並びにVD及び風力係数を定める件」（平成 12 年 5 月 31 日建設省告示第 1454 号）に定められた東海村の基準風速 30 m/s とする。</u></p>	<p><u>また、組み合わせる地震動については、「IV-1 主要な再処理施設の耐震性に関する基本方針」で述べる。</u></p>	<p>地震荷重と風荷重の組合せについては、再処理施設では「f. 地震荷重と風荷重の組合せ」に記載しており、内容は同様であり新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当該記載は他書類への参照文であることから、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較  
 【V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（45/50）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>b. 火山の影響による荷重と積雪荷重及び風荷重の組合せ</p> <p>火山の影響と積雪及び風（台風）の組合せについては、降下火砕物による荷重の継続時間が他の主荷重と比較して長く、積雪荷重の継続時間も長いことから、3つの荷重が同時に発生する場合を考慮し、施設の形状及び配置により適切に組み合わせる。</p> <p>（中略）</p> <p>また、風荷重について建築基準法の多雪区域における風荷重と積雪荷重の組合せの基準を適用して、「Eの数値を算出する方法並びにVD及び風力係数を定める件」（平成12年5月31日建設省告示第1454号）に定められた<u>東海村の基準風速 30 m/s</u>とする。</p>	<p>e. 火山の影響（降下火砕物）による荷重と風荷重の組合せ</p> <p>火山の影響（降下火砕物）と積雪及び風（台風）の組合せについては、火山の影響（降下火砕物）による荷重の継続時間が他の荷重と比較して長いことから、施設の形状及び配置により適切に組み合わせる。</p> <p>組み合わせるべき風荷重については、建築基準法の多雪区域における風荷重と積雪荷重の組合せの基準を適用して、「Eの数値を算出する方法並びにVD及び風力係数を定める件」（平成12年5月31日建設省告示第1454号）に定められた<u>六ヶ所村の基準風速 34m/s</u>を用いる。</p> <p><u>また、火山の影響（降下火砕物）による荷重は、層厚 55 c m、湿潤状態の降下火砕物が堆積した場合の荷重を考慮する。詳細は「V-5-1 火山防護対象施設の強度計算書作成の基本方針」で述べる。</u></p>	<p>立地条件の差異により、考慮する荷重が異なるが、記載内容は同様であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当該記載は他書類への参照分であることから、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較  
 【V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（46/50）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>c. 地震荷重と積雪荷重及び風荷重の組合せ</p> <p>地震と積雪については、地震荷重の継続時間は短いですが、積雪荷重の継続時間が長いので組合せを考慮し、施設の形状及び配置により適切に組み合わせる。</p> <p>（中略）</p> <p>地震と風（台風）については、それぞれの最大荷重の継続時間が短く、同時に発生する確率が低いものの、風荷重の影響が大きいと考えられるような構造や形状の施設については、組合せを考慮する。組み合わせる風速の大きさは、「Eの数値を算出する方法並びにVD及び風力係数を定める件」（平成12年5月31日建設省告示第1454号）に定められた東海村の基準風速 30 m/s とする。</p> <p>d. <u>津波荷重と積雪荷重及び風荷重の組合せ</u></p> <p><u>津波と積雪については、津波荷重の継続時間は短い</u>が、<u>積雪荷重の継続時間が長い</u>ため組合せを考慮し、</p>	<p>f. 地震荷重と風荷重の組合せ</p> <p>地震と風（台風）については、それぞれの最大荷重の継続時間が短く、同時に発生する確率が低いものの、風荷重の影響が大きいと考えられるような構造や形状の施設については、組合せを考慮する。組み合わせる風速の大きさは、「Eの数値を算出する方法並びにVD及び風力係数を定める件」（平成12年5月31日建設省告示第1454号）に定められた<u>六ヶ所村の基準風速 34m/s とする。ただし、風荷重は平均的な風荷重とするため、ガスト係数Gfは1とする。</u></p> <p><u>また、組み合わせる地震動については、「IV-1 主要な再処理施設の耐震性に関する基本方針」で述べる。</u></p>	<p>立地条件の差異により、考慮する荷重が異なるが、記載内容は同様であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当該記載は他書類への参照分であることから、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>津波は発電所固有の立地条件によるものであり、記載の差異により新たな論点が生じるものではない</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較  
 【V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（47/50）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>施設の形状及び配置により適切に組み合わせる。</u></p> <p><u>組み合わせるべき荷重について、発電所が立地する東海村は多雪区域ではないため、本来建築基準法に積雪荷重と他の荷重の組合せは定められていないが、原子力発電施設の重要性を鑑み、積雪荷重は建築基準法の多雪区域における積雪荷重と地震荷重の組合せと同様に「茨城県建築基準法等施行細則」に定められた東海村の垂直積雪量 30 cm に平均的な積雪荷重を与えるための係数 0.35 を考慮する。</u></p> <p><u>津波と風（台風）については、それぞれの最大荷重の継続時間が短く、同時に発生する確率が低いものの、風荷重の影響が大きいと考えられるような構造や形状の施設については、組合せを考慮する。組み合わせる風速の大きさは、「Eの数値を算出する方法並びにVD及び風力係数を定める件」（平成 12 年 5 月 31 日建設省告示第 1454 号）に定められた東海村の基準風速 30 m/s とする。</u></p> <p><u>以上の検討内容について整理した結果を、表 4-3 に示す。</u></p> <p>(4) 自然現象の組合せの方針</p> <p><u>自然現象の組合せについて、火山の影響については</u></p>		<p>当該記載は 4. 1 (3) をまとめた記載であり、発電炉と</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較  
 【V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（48/50）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>積雪と風（台風）、基準地震動<math>S_s</math>については積雪、基準津波については弾性設計用地震動<math>S_d</math>と積雪の荷重を、施設の形状及び配置により考慮する。</u></p> <p><u>地震、津波と風（台風）の組合せについても、風荷重の影響が大きいと考えられるような構造や形状の施設については組合せを考慮する。</u></p> <p><u>組み合わせる積雪深及び風速の大きさは、それぞれ建築基準法を準用して垂直積雪量 30cm、基準風速 30 m/s とし、組み合わせる積雪深については、建築基準法に定められた平均的な積雪荷重を与えるための係数 0.35 を考慮する。</u></p>		<p>当社の記載の差異はその箇所の備考欄に記載していることから新たな論点が生じるものではない。</p> <p>風荷重及び積雪荷重については、再処理施設は「4. 1（3）a. 風荷重及び積雪荷重の組合せ」に記載している。考慮する風荷重及び積雪荷重の記載については差が無く、新たな論点が生じるものではない。</p>
<p><u>4.2 設計基準事故又は重大事故等時の荷重の考慮について</u></p> <p><u>外部事象防護対象施設のうち、建屋内に設置される外部事象防護対象施設については、建屋によって地震を除く自然現象の影響を防止できることから、建屋内に設置されている外部事象防護対象施設は、地震を除く自然現象の荷重が外部事象防護対象施設に影響を与えることはなく、設計基準事故が発生した場合でも、地震を除く自然現象による影響はない。</u></p>		<p>当該記載については、再処理施設では「2. 1 自然現象」6段落目及び「2. 2 人為事象」5段落目に相当し、記載する項目に差異は無いことから、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較  
 【V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（49/50）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>また、外部事象防護対象施設のうち、屋外に設置されている外部事象防護対象施設としては、非常用海水ポンプ等があるが、これらの機器については、設計基準事故が発生した場合でも、ポンプの運転圧力や温度等が変わらないため、設計基準事故時荷重が発生するものではなく、自然現象による衝撃と重なることはない。</u></p> <p><u>重大事故等対処設備のうち、建屋内に設置される重大事故等対処設備については、建屋によって地震を除く自然現象の影響を防止できることから、地震を除く自然現象の荷重が重大事故等対処設備に影響を与えることはなく、重大事故等が発生した場合でも、地震を除く自然現象による影響はない。</u></p> <p><u>また、重大事故等対処設備のうち、屋外に設置される重大事故等対処設備について、設計上考慮する自然現象及び人為事象と重大事故等時の荷重の組合せについて表 4-4 に示す。設計上考慮する自然現象及び人為事象のうち、事象により重大事故等対処設備への荷重による影響を考慮するものは、地震、津波、風（台風）、竜巻、積雪、火山の影響及び高潮である。これらのうち、風（台風）、積雪及び高潮は他の自然現象の評価に包絡されるため、単独での評価を実施しない。さ</u></p>		<p>発電炉固有の設備系統に起因する想定する事象の違いにより、再処理施設には対象となる施設が無いことから、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>重大事故等対処設備については後次回申請で申請するため、当該記載については今回申請回次では記載しない。なお、基本的な方針は発電炉と同等であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較  
【V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（50/50）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>らに、津波に対しては津波高さを考慮した重大事故等対処設備の配置、竜巻に対しては重大事故等対象設備の分散配置及び位置的分散並びに竜巻防護設計によって保管中に機能を損なわない設計とし、使用中に重大事故等対処設備が機能を喪失した場合は、保管中の重大事故等対処設備によるバックアップを行うこと、火山の影響に対しては重大事故等対処設備の除灰をそれぞれ行うことにより、重大事故等が発生した場合でも、重大事故等時の荷重と地震を除く自然現象による衝撃を同時に考慮する必要はない。</u></p> <p><u>したがって、地震を除く自然現象による衝撃と設計基準事故又は重大事故等時の荷重は重なることはない。</u></p>		
<p>4.3 組合せを考慮した荷重評価について</p> <p>自然現象の組合せによる荷重，設計基準事故又は重大事故等時に生じる荷重，その他，常時作用する荷重（自重等），運転時荷重の組合せについては，表 4-5 に示す説明書にて評価する。</p>	<p>4. 2 組合せを考慮した荷重評価について</p> <p>自然現象の組合せによる荷重の組合せについては，「IV-1-1 耐震設計の基本方針」，「V-4-1 竜巻防護設計に係る強度計算書作成の基本方針」及び「V-5-1 火山防護対象施設の強度計算書作成の基本方針」にて評価する。</p>	
	<p>第 4.1-1 表 自然現象の荷重の性質 (略)</p>	



## 別紙5

### 補足説明すべき項目の抽出

補足説明すべき項目の抽出  
(第八条 外部からの衝撃による損傷の防止 (その他外部衝撃) )

	基本設計方針	添付書類	補足すべき事項	
1	<p>3.3外部からの衝撃による損傷の防止 安全機能を有する施設は、外部からの衝撃のうち自然現象による損傷の防止において、敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定される風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害の自然現象(地震及び津波を除く。)又は地震及び津波を含む組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として再処理施設で生じ得る環境条件において、その安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の運用上の適切な措置を講ずる設計とする。</p>	<p>VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針</p>	<p>【2.1 自然現象】 安全機能を有する施設は、外部からの衝撃のうち自然現象による損傷の防止において、敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定される風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害の自然現象(地震及び津波を除く。)又は地震を含む自然現象の組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件において、その安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講ずる。</p>	<p>なし (基本方針であり、特に補足説明が必要な事項は無いと考える)</p>
2	<p>安全機能を有する施設は、外部からの衝撃のうち人為による損傷の防止において、敷地又はその周辺において想定される飛来物(航空機落下)、爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、船舶、有毒ガス、電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えいにより再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)(以下「人為事象」という。))に対してその安全性が損なわれないよう、防護措置又は対象とする発生源から一定の距離を置くこと等によるその他の適切な措置を講ずる設計とする。</p>		<p>【2.2 人為事象】 安全機能を有する施設は、外部からの衝撃のうち再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)(以下「人為事象」という。))による損傷の防止において、敷地内又はその周辺の状況を基に想定される爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、船舶、有毒ガス、航空機落下、電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えいに対してその安全機能が損なわれないよう、防護措置その他、対象となる発生源から一定の距離を置くことによる適切な措置を講じる。</p>	
3	<p>外部からの衝撃に対する影響評価及び安全性を損なうおそれがある場合の防護措置等においては、波及的影響を及ぼすおそれのある施設についても考慮する。</p>		<p>また、外部からの衝撃に対して安全性を損なうおそれがある場合の防護措置等においては、波及的影響を及ぼすおそれのある施設についても考慮する。</p>	
4	<p>また、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)及び人為事象に対する防護措置には、安全機能を有する施設が安全性を損なわないために必要な安全機能を有する施設以外の施設又は設備等(重大事故等対処設備を含む。))への措置を含める。</p>		<p>【2.1 自然現象】 また、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)に対する防護措置には、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な安全機能を有する施設以外の施設又は設備等(重大事故等対処設備を含む。))への措置を含める。</p> <p>【2.2 人為事象】 また、想定される人為事象に対する防護措置には、安全上重要な施設がその安全性を損なわないために必要な安全上重要な施設以外の施設又は設備等(重大事故等対処設備を含む。))への措置を含める。</p>	
5	<p>重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止において、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)及び人為事象に対して、「9.1.2 多様性、位置的分散等」、「9.1.3 悪影響防止等」及び「9.1.5 環境条件等」の基本設計方針に基づき、必要な機能が損なわれないことがないよう、防護措置その他の適切な措置を講ずる設計とする。</p>		<p>【2.1 自然現象】 重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止において、添付書類「VI-1-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に基づき、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)に対して、位置的分散、悪影響防止、環境条件等を考慮し、必要な機能が損なわれないことがないよう、防護措置、その他の適切な措置を講じる。</p> <p>【2.2 人為事象】 重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止において、添付書類「VI-1-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に基づき、想定される人為事象に対して、位置的分散、悪影響防止、環境条件等を考慮し、必要な機能が損なわれないことがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じる。</p>	<p>なし (基本方針であり、特に補足説明が必要な事項は無いと考える)</p>
6	<p>自然現象及び人為事象の組合せにおいては、地震、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災等を考慮し、複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せとして、積雪及び風(台風)、積雪及び竜巻、積雪及び火山の影響(降下火砕物)、積雪及び地震、風(台風)及び火山の影響(降下火砕物)並びに風(台風)及び地震の組合せを、施設の形状、配置に応じて考慮する。</p>		<p>【2.3 組合せ】 地震を含む自然現象の組合せについて、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある自然現象の組合せは、事業指定(変更許可)を受けたとおり、積雪及び風(台風)、積雪及び竜巻、積雪及び火山の影響(降下火砕物)、積雪及び地震、風(台風)及び火山の影響(降下火砕物)並びに風(台風)及び地震の組合せを、施設の形状、配置に応じて考慮する。</p> <p>【4.1 自然現象の組合せについて】 外部事象防護対象施設の安全機能及び重大事故等対処設備の機能が損なわれないことを広く確認する観点から、地震を含めた自然現象の組合せについて、敷地及びその近傍の地学、気象学的背景を踏まえて検討する。</p>	<p>なし (基本方針であり、特に補足説明が必要な事項は無いと考える)</p>
7	<p>最新の科学的技術的知見を踏まえ、外部事象防護対象施設のうち、特に自然現象(地震及び津波を除く。)の影響を受けやすく、かつ、代替手段によってその機能の維持が困難であるか、又はその修復が著しく困難な構築物、系統及び機器は、大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象(地震及び津波を除く。)により作用する衝撃が設計基準事故時に生じる応力と重なり合わない設計とする。</p>		<p>【2.3組合せ】 科学的技術的知見を踏まえ、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備のうち、特に自然現象(地震及び津波を除く。)の影響を受けやすく、かつ、代替手段によってその機能の維持が困難であるか、又はその修復が著しく困難な構築物、系統及び機器は、当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象(地震及び津波を除く。)により作用する衝撃が設計基準事故及び重大事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。</p>	
8	<p>また、建屋内の重大事故等対処設備のうち、特に自然現象(地震及び津波を除く。)の影響を受けやすく、かつ、代替手段によってその機能の維持が困難であるか、又はその修復が著しく困難な構築物、系統及び機器に対しては、建屋内に設置することにより大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象(地震及び津波を除く。)により作用する衝撃が重大事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。</p>		<p>科学的技術的知見を踏まえ、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備のうち、特に自然現象(地震及び津波を除く。)の影響を受けやすく、かつ、代替手段によってその機能の維持が困難であるか、又はその修復が著しく困難な構築物、系統及び機器は、当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象(地震及び津波を除く。)により作用する衝撃が設計基準事故及び重大事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。</p>	

基本設計方針		添付書類	補足すべき事項
9	屋外の重大事故等対処設備は、重大事故等時において、万が一、使用中に機能を喪失した場合であっても、可搬型重大事故等対処設備によるバックアップが可能となるように位置的分散を考慮して可搬型重大事故等対処設備を複数保管する設計とすることにより、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)により作用する衝撃が重大事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。		なし (基本方針であり、特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
10	具体的には、建屋内に設置される外部事象防護対象施設については、建屋によって地震を除く自然現象の影響を防止することにより、設計基準事故が発生した場合でも、地震を除く自然現象による影響を受けない設計とする。		
11	また、建屋内に設置される重大事故等対処設備については、建屋によって地震を除く自然現象の影響を防止することにより、重大事故等が発生した場合でも、地震を除く自然現象による影響を受けない設計とする。		
12	屋外で使用する重大事故等対処設備について、竜巻に対しては位置的分散を考慮した配置並びに竜巻防護設計によって保管中に機能を損なわない設計とし、火山の影響に対しては建屋内に配備して使用するなど、重大事故等が発生した場合でも、重大事故等時の荷重と地震を除く自然現象による衝撃を同時に考慮する必要のない設計とする。		
13	したがって、地震を除く自然現象による衝撃と設計基準事故又は重大事故等時の荷重は重なることのない設計とする。		
14	また、外部衝撃の損傷の防止の設計条件に係る新知見の収集を実施するとともに、新知見が得られた場合に影響評価を行うこと、外部衝撃に対する防護措置との組合せにより安全機能や重大事故等に必要機能を損なわないための、換気設備の停止、フィルタの交換、清掃、使用済燃料の再処理を停止すること等、の運用上の措置を保安規定に定めて、管理する。	-	-
15	3.3.1 竜巻、外部火災、落雷及び火山の影響以外の自然現象並びに航空機落下、爆発及び近隣工場等の火災以外の人為による事象 (1) 外部からの衝撃より防護すべき施設 想定される自然現象(地震及び津波を除く。)又は人為事象から防護する施設(以下「外部事象防護対象施設」という。)としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器とし、外部からの衝撃により安全機能を損なわない設計とする。	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針	なし (基本方針であり、特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
16	上記に含まれない安全機能を有する施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)又は人為事象に対して機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障の生じない期間に修理を行うこと又はそれらを組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。		

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
17	なお、使用済燃料輸送容器に使用済燃料が収納された使用済燃料収納キャスクは再処理施設内に一時的に保管されることを踏まえ、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)又は人為事象により使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。			
18	さらに、重大事故等対処設備についても、外部からの衝撃に対し、必要な機能を損なわないよう、防護措置その他の適切な措置を講ずる設計とする。		<p>【2.1 自然現象】 重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止において、添付書類「VI-1-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に基づき、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)に対して、位置的分散、悪影響防止、環境条件等を考慮し、必要な機能が損なわれないよう、防護措置、その他の適切な措置を講じる。</p> <p>【2.2 人為事象】 重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止において、添付書類「VI-1-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に基づき、想定される人為事象に対して、位置的分散、悪影響防止、環境条件等を考慮し、必要な機能が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じる。</p>	なし (基本方針であり、特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
19	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち、安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと、又はそれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止することを保安規定に定めて、管理する。		<p>【2.1 自然現象】 また、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)に対する防護措置には、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な安全機能を有する施設以外の施設又は設備等(重大事故等対処設備を含む。)への措置を含める。</p> <p>【2.2 人為事象】 また、想定される人為事象に対する防護措置には、安全上重要な施設がその安全性を損なわないために必要な安全上重要な施設以外の施設又は設備等(重大事故等対処設備を含む。)への措置を含める。</p>	
20	(2) 設計方針 外部事象防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下、「外部事象防護対象施設等」という。)並びに重大事故等対処設備は、以下の自然現象(地震及び津波を除く。)及び人為事象に係る設計方針に基づき機械的強度を有すること等により、安全機能や重大事故等に対処するための必要な機能を損なわないよう設計する。	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針	<p>【3.1 自然現象】 外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備は想定される自然現象(地震及び津波を除く。)に対しても、その安全機能を損なうおそれがないよう設計するとともに、必要に応じて、運転管理等の運用上の措置を含む適切な措置を講じる。 設計上考慮する自然現象(地震及び津波を除く。)は、事業指定(変更許可)を受けた以下の11事象とする。</p> <p>【3.2 人為事象】 外部事象防護対象施設は想定される人為事象に対しても、その安全機能を損なうおそれがないよう設計するとともに、必要に応じて、運転管理等の運用上の措置を含む適切な措置を講じる。 設計上考慮する人為事象は、事業指定(変更許可)を受けた以下の6事象とする。</p>	なし (基本方針であり、特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
21	自然現象(地震及び津波を除く。)のうち森林火災、人為事象のうち火災及び爆発、近隣工場等の火災及び航空機墜落による火災の設計方針については「3.3.3 外部火災」の設計方針に基づく設計とする。			
22	また、人為事象のうち、航空機墜下に対する設計方針については、「3.3.6 航空機墜下の設計方針」に基づく設計とする。			
23	なお、危険物を搭載した車両に対する設計方針のうち、再処理事業所屋外での運搬又は受入れ時に化学薬品の漏えいが発生した場合については、「b. 人為事象 (c)再処理事業所内における化学物質の漏えい」の中で取り扱う。			
24	a. 竜巻、外部火災及び火山の影響以外の自然現象 (a) 風(台風) 安全機能を有する施設は、風(台風)に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは風(台風)による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせること、その安全機能を損なわない設計とする。			

補足説明すべき項目の抽出  
(第八条 外部からの衝撃による損傷の防止(その他外部衝撃))

基本設計方針		添付書類	補足すべき事項
25	外部事象防護対象施設等は、建築基準法に基づき算出する風荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針	なし (基本方針であり、特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
26	重大事故等対処設備は、建屋内へ設置若しくは風荷重に対して機械的強度を有する設計としたうえで屋外に設置する又は外部事象防護対象施設等と位置的分散を図り設置する設計とする。		
27	(b) 凍結 安全機能を有する施設は、凍結に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは凍結による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。		
28	屋外に設置する外部事象防護対象施設のうち凍結のおそれのあるものに対して保温等の凍結防止対策を行うことにより、敷地付近の観測記録を踏まえて設定した設計外気温に対して安全機能を損なわない設計とする。	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針	なし (基本方針であり、特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
29	屋外の重大事故等対処設備は、保温等の凍結防止対策を行うことにより、設計外気温に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。		
30	(c) 高温 安全機能を有する施設は、高温に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは高温による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。		
31	外部事象防護対象施設等は、敷地付近の観測記録を踏まえて設定した設計外気温に対して崩壊熱除去等の安全機能を損なわない設計とする。	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針	なし (基本方針であり、特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
32	屋外の重大事故等対処設備は、設計外気温に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。		

補足説明すべき項目の抽出  
(第八条 外部からの衝撃による損傷の防止(その他外部衝撃))

基本設計方針		添付書類	補足すべき事項
33	(d) 降水 安全機能を有する施設は、降水による浸水に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは降水による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (4) 降水】 敷地付近で観測された日最大降水量は、八戸特別地域気象観測所での観測記録(1937年～2018年3月)で160.0mm(1982年5月21日)、むつ特別地域気象観測所での観測記録(1937年～2018年3月)で162.5mm(1981年8月22日及び2016年8月17日)である。また、敷地付近で観測された日最大1時間降水量は、八戸特別地域気象観測所での観測記録(1937年～2018年3月)で67.0mm(1969年8月5日)、むつ特別地域気象観測所での観測記録(1937年～2018年3月)で51.5mm(1973年9月24日)である。	<降水> ⇒降水(設計基準降水量の設定など)について、補足する。 【補足外他02】降水について
34	外部事象防護対象施設等及び重大事故等対処設備を収納する建屋は、敷地付近の観測記録を踏まえて設定した降水量に対して、排水溝及び敷地内排水路によって敷地外へ排水するとともに、建屋貫通部の止水処理をすること等により、雨水が当該建屋に浸入することを防止することで、安全機能を有する施設の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針	0
35	屋外の重大事故等対処設備は、敷地付近の観測記録を踏まえて設定した降水量に対して防水処理並びに排水溝及び敷地内排水路によって敷地外へ排水すること等により機能を損なわない設計とする。	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (4) 降水】 屋外の重大事故等対処設備は、降水に対して排水溝及び敷地内排水路によって敷地外へ排水すること等により機能を損なわない設計とする。	
36	(e) 積雪 安全機能を有する施設は、積雪による荷重及び閉塞に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは積雪による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針	
37	外部事象防護対象施設等は、敷地周辺における積雪記録を踏まえて設定した積雪荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで安全機能を損なわない設計とする。	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (5) 積雪】 建築基準法施行令第86条に基づく六ヶ所村の垂直積雪量は150cmとなっているが、敷地付近で観測された最深積雪深は、むつ特別地域気象観測所での観測記録(1935年～2018年3月)によれば170cm(1977年2月15日)であり、六ヶ所村統計書における記録(1973年～2002年)による最深積雪深は190cm(1977年2月)である。	<積雪> ⇒荷重が重なり合う場合の、自然現象の組合せにおける考え方について説明する。 【補足外他01】自然現象の組合せによる荷重の考え方について
38	また、外部事象防護対象施設等の建屋の外気取入口においては防雪フードを設置し、降雪時に雪を取り込み難い設計とするとともに、換気設備の給気系においては給気を加熱することにより、雪の取り込みによる給気系の閉塞に対し、これを防止し、安全機能を損なわない設計とする。	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (5) 積雪】 また、外部事象防護対象施設等の建屋の外気取入口においては防雪フードを設置し、降雪時に雪を取り込み難い設計とするとともに、換気設備の給気系においては給気を加熱することにより、雪の取り込みによる給気系の閉塞に対し、これを防止し、安全機能を損なわない設計とする。	<積雪> ⇒給気設備に給気を加熱する機能があることを示す。 【補足外他03】換気設備の構成について
39	重大事故等対処設備は、積雪荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (5) 積雪】 重大事故等対処設備は、積雪荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	なし (基本方針であり、特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
40	屋外の可搬型重大事故等対処設備は、除雪により、積雪荷重に対してその必要な機能が損なうおそれがない設計とする。	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (5) 積雪】 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、除雪により、積雪荷重に対してその必要な機能を損なうおそれがない設計とする。なお、除雪を適宜実施することを保安規定に定めて管理する。	

補足説明すべき項目の抽出  
(第八条 外部からの衝撃による損傷の防止(その他外部衝撃))

基本設計方針		添付書類	補足すべき事項
41	(f) 生物学的事象 安全機能を有する施設は、生物学的事象として敷地周辺の生物の生息状況の調査に基づいて、鳥類、昆虫類、小動物、魚類、底生生物及び藻類の再処理施設への侵入を防止又は抑制することにより、生物学的事象に対し、安全機能を損なわない設計とする。	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (7) 生物学的事象】 生物学的事象としては、敷地周辺の生物の生息状況の調査に基づいて鳥類、昆虫類、小動物、魚類、底生生物及び藻類を対象生物に選定し、これらの生物が再処理施設へ侵入することを防止又は抑制することにより、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。
42	外部事象防護対象施設等は、換気設備の外気取入口並びにガラス固化体貯蔵設備の冷却空気入口シャフト及び冷却空気出口シャフトにバードスクリーン又はフィルタを設置すること、及び屋外に設置する電気設備は、密封構造、メッシュ構造、シール処理を施す構造又はこれらの組み合わせによって、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入に対し、これを防止又は抑制する設計とする。		【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (7) 生物学的事象】 換気設備の外気取入口、ガラス固化体貯蔵設備の冷却空気入口シャフト及び冷却空気出口シャフト、屋外に設置する電気設備並びに給水処理設備に受け入れる水の取水口には、対象生物の侵入を防止又は抑制するための措置を施す設計とする。
43	給水処理設備は、二又川から水を受け入れる取水口にスクリーンを設置し、魚類及び底生生物の侵入並びに藻類の取込みに対し、これを防止又は抑制する設計とする。		【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (7) 生物学的事象】 給水処理設備は、二又川から水を受け入れる取水口にスクリーンを設置し、魚類及び底生生物の侵入並びに藻類の取込みに対し、これを防止又は抑制する設計とする。
44	重大事故等対処設備は、生物学的事象に対して、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。		【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (7) 生物学的事象】 重大事故等対処設備は、生物学的事象に対して、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。
45	(g) 塩害 外部事象防護対象施設を収納する建屋の換気設備の給気系及び制御室換気設備の給気系にはフィルタを設置し、屋内の施設への塩害の影響に対し、これを防止する設計とする。	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針	【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (8) 塩害】 一般に大気中の塩分量は、平野部で海岸から200m付近までは多く、数百mの付近で激減する傾向がある。再処理施設は海岸から約5k m離れており、塩害の影響は小さいと考えられるが、外部事象防護対象施設を収納する建屋の換気設備の給気系には粒子フィルタを設置することにより、屋内の施設への塩害の影響を防止する設計とする。
46	また、直接外気を取り込むガラス固化体貯蔵設備の収納管及び通風管には防食処理(アルミニウム溶射)を施す設計とする。屋外の施設にあつては、塗装すること及び腐食し難い金属を用いることにより腐食に対し、これを防止するとともに、受電開閉設備については碍子部分の絶縁を保つために洗浄が行える設計とする。		【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (8) 塩害】 また、直接外気を取り込むガラス固化体貯蔵設備の収納管及び通風管には防食処理(アルミニウム溶射)を施す設計とする。以上のことから、塩害により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。また、受電開閉設備については碍子部分の絶縁性の維持を行う手順を整備することを保安規定に定める。
47	重大事故等対処設備を収納する建屋は、換気設備へのフィルタの設置により、屋内の重大事故等対処設備への影響を防止する設計とする。屋外の重大事故等対処設備は、塗装すること及び腐食し難い金属を用いることにより腐食を防止する設計とする。また、受電開閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等対処設備が塩害に対し重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。		【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (8) 塩害】 重大事故等対処設備を収納する建屋は、換気設備の建屋給気ユニットへ粒子フィルタを設置し、屋内の重大事故等対処設備への影響を防止する設計とする。屋外の重大事故等対処設備は、塗装すること及び腐食し難い金属を用いることにより腐食を防止する設計とする。また、受電開閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等対処設備が塩害に対し重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。
48	b. 人為事象 (a) 有毒ガス 安全機能を有する施設は、再処理事業所内及びその周辺で発生する有毒ガスに対して安全機能を損なわない設計とする。	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針	【3.2.1 人為事象に対する具体的な設計上の配慮 (1) 有毒ガス】 再処理施設周辺の可動施設から発生する有毒ガスについては、敷地周辺には鉄道路線がないこと、最も近接する幹線道路については中央制御室が設置されている制御建屋までは約700m離れていること及び海岸から再処理施設までは約5k m離れていることから、幹線道路及び船舶航路にて運搬される有毒ガスが漏えいしたとしても、中央制御室の居住性に影響を及ぼすことは考え難い。
49	再処理施設は、想定される有毒ガスの発生に対し、中央制御室換気設備により、制御室の居住性を損なわない設計とする。		なし (基本方針であり、特に補足説明が必要な事項は無いと考える)

補足説明すべき項目の抽出  
(第八条 外部からの衝撃による損傷の防止(その他外部衝撃))

基本設計方針		添付書類	補足すべき事項	
50	具体的には、中央制御室換気設備は、有毒ガス発生時において外気の連絡を遮断し中央制御室内空気の再循環運転を行うことができる設計とする。		<p>【3.2.1 人為事象に対する具体的な設計上の配慮 (1) 有毒ガス】 制御建屋中央制御室換気設備は、有毒ガス発生時において外気の連絡を遮断し制御建屋中央制御室内空気の再循環運転を行うことができる設計とする。 また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員への影響を防止することができる設計とする。</p>	<有毒ガス> ⇒制御室換気設備が外気の連絡口を遮断でき、また制御室内空気を再循環できる構成であることを説明する 【補足外他04】制御室換気設備の構成について
51	(b) 電磁的障害 外部事象防護対象施設のうち電磁的障害に対する考慮が必要な機器は、電磁的障害に対して安全機能を損なわない設計とする。			
52	計測制御設備のうち安全上重要な施設の安全機能を維持するために必要な計測制御設備及び安全保護回路は、日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに、電気的及び物理的な独立性を持たせることにより、安全機能を損なわない設計とする。	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針	<p>【3.2.1 人為事象に対する具体的な設計上の配慮 (2) 電磁的障害】 安全上重要な施設の安全機能を維持するために必要な計測制御設備及び安全保護回路は、日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに、電気的及び物理的な独立性を持たせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p>	なし (基本方針であり、特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
53	計測制御設備のうち重大事故等に対処するために必要な機能を維持するために必要な計測制御設備及び安全保護回路は、日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに、電気的及び物理的な独立性を持たせることにより、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。		<p>【3.2.1 人為事象に対する具体的な設計上の配慮 (2) 電磁的障害】 重大事故等に対処するために必要な機能を維持するために必要な計測制御設備及び安全保護回路は、日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに、電気的及び物理的な独立性を持たせることにより、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p>	
54	(c) 再処理事業所内における化学物質の漏えい 安全機能を有する施設が、再処理事業所内にて運搬または受入れする化学薬品の漏えいが発生した場合においても、その安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置を講ずることにより、化学薬品の漏えいに対して安全機能を損なわない設計とする。			-
55	想定される再処理事業所内における化学物質の漏えいについては、「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」に基づき、化学薬品を建屋及び洞道内へ流入させない設計する。 人体への影響の観点からは、再処理施設の運転員に対する影響を想定し、中央制御室換気設備は、外気の連絡を遮断し中央制御室内空気の再循環運転を行うことができる設計とする	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針	<p>【3.2.1 人為事象に対する具体的な設計上の配慮 (3) 再処理事業所内における化学物質の漏えい】 再処理施設の運転員に対する影響を想定し、制御建屋中央制御室換気設備は、外気の連絡を遮断し制御建屋の中央制御室内空気の再循環運転を行うことができる設計とする。また、使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員への影響を防止することができる設計とする。</p>	<化学物質の漏えい> ⇒制御室換気設備が外気の連絡口を遮断でき、また制御室内空気を再循環できる構成であることを説明する 【補足外他04】制御室換気設備の構成について
56	c. 必要機能を損なわないための運用上の措置 竜巻、外部火災、落雷及び火山の影響以外の自然現象並びに航空機落下、爆発及び近隣工場等の火災以外の人為による事象に対する防護措置との組合せにより安全機能や重大事故等の対処に必要な機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。 ・受電開閉設備については碍子部分の絶縁性の維持を行う手順を整備すること	VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針	<p>【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (8) 塩害】 また、受電開閉設備については碍子部分の絶縁性の維持を行う手順を整備することを保安規定に定める。</p>	なし (保安規定にて説明する)
57	・除雪を適宜実施すること		<p>【3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (5) 積雪】 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、除雪により、積雪荷重に対してその必要な機能を損なうおそれがない設計とする。なお、除雪を適宜実施することを保安規定に定めて管理する。</p>	(同上)
58	・有毒ガスが発生した場合は、運転員への影響を防止するため、制御室換気設備の外気の連絡を遮断し、制御室内空気を再循環すること		<p>【3.2.1 人為事象に対する具体的な設計上の配慮 (1) 有毒ガス】 有毒ガスが発生した場合は、必要に応じて制御建屋中央制御室換気設備の外気の連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環する措置を講ずること、又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の外気の連絡口を必要に応じて遮断する措置を講ずることにより、運転員への影響を防止するよう保安規定に定めて、管理する。</p>	(同上)

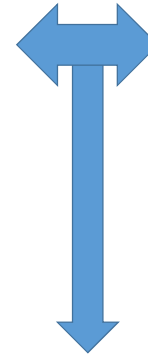


補足説明すべき項目の抽出  
 (第八条 外部からの衝撃による損傷の防止(その他外部衝撃))

	基本設計方針	添付書類	補足すべき事項
59	・再処理事業所内における化学物質の漏えいが発生した場合は、運転員への影響を防止するため、制御室換気設備の外気の連絡を遮断し、制御室内空気を再循環すること	【3.2.1 人為事象に対する具体的な設計上の配慮 (3) 再処理事業所内における化学物質の漏えい】 有毒ガスが発生した場合は、制御建屋においては、必要に応じて制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し制御建屋の中央制御室内空気を再循環する措置を講ずること、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においては、必要に応じて外気との連絡口を遮断する措置を講ずることにより、運転員への影響を防止する手順を整備することを保安規定に定めて、管理する。	(同上)

基本設計方針からの展開で抽出された補足説明が必要な項目				
VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針	【2.3 組合せ】 【3.1.1(5) 積雪】 【4.1 自然現象の組合せについて】	【自然現象の重ね合わせ】 【積雪】	【補足外他01】	自然現象の組合せによる荷重の考え方について
	【3.1.1(4) 降水】	<降水>	【補足外他02】	降水について
	【3.1.1(8) 塩害】 【3.1.1(5) 積雪】	<塩害><積雪>	【補足外他03】	換気設備の構成について
	【3.1.1(8) 塩害】 【3.2.1(1) 有毒ガス】 【3.2.1(3) 再処理事業所内における化学物質の漏えい】	<塩害><有毒ガス><再処理事業所内における化学物質の漏えい>	【補足外他04】	制御室換気設備の構成について
	【3.1.1(5) 積雪】 【3.1.1(7) 生物学的事象】	<積雪><生物学的事象>	【補足外他05】	建屋の外気取入れ口について

発電炉の補足説明資料の説明項目		展開要否	理由
補足-50-1【発電用原子炉施設に対する自然現象等の損傷の防止に関する説明書】	1. 積雪荷重について (設計に用いる積雪深について、設置 (変更) 許可, 工事計画認可申請における整合に係る記載)	○	
	3. 建築基準法における自然現象の組合せによる荷重の考え方について	○	
	4. 降水について	○	
	—	—	—
	—	—	—
	—	—	—
	2. 航空機落下確率評価について (工事計画認可申請時の航空路の確認、工事計画認可申請時のその他のデータの確認、今後の確認)	—	第8条「航空機落下」で示す。
5. 船舶の衝突影響評価について (敷地前面の航路、船舶の衝突による影響)	—	敷地周辺において該当事象の影響は想定されないことから展開不要と考える。	



基本設計方針からの展開で抽出された補足すべき事項と発電炉の補足説明資料の説明項目を比較した結果、追加で補足すべき事項はない。

東海第二発電所 補足説明資料	再処理施設 補足説明資料	記載概要	補足すべき事項	申請回数								
				1Gr	第1Gr 記載概要	2Gr(E)	第2Gr (E施設共用関連) 記載概要	2Gr(SA)	第2Gr (主要建屋SA設備等) 記載概要	3Gr	第3Gr 記載概要	
【50-1】発電用原子炉施設に対する自然現象等の損傷の防止に関する説明書												
1. 自然現象の組合せによる積雪荷重の考え方について												
1. 積雪荷重について	1.1 概要	・自然現象の組合せのうち、積雪荷重は組み合わせる自然現象を踏まえた荷重を設定している。設定の考え方の補足を行う。		○	・自然現象の組合せのうち、積雪荷重は組み合わせる自然現象を踏まえた荷重を設定している。設定の考え方の補足を行う。	—	—	—	—	—	—	—
1.1 設計に用いる積雪深について	1.2 自然現象の重畳を考慮する際の積雪荷重について	・自然現象と組み合わせる積雪深は、六ヶ所村統計書で記録されている最深積雪深値、建築基準法に定められた平均的な積雪荷重を与える係数を考慮した値を用いる。 ・火山の影響と組み合わせる場合は、両方の荷重が長期的であることから、青森県建築基準法等施行細則で定められた垂直積雪深を用いる。	[補足外他01]	○	・自然現象と組み合わせる積雪深は、六ヶ所村統計書で記録されている最深積雪深値、建築基準法に定められた平均的な積雪荷重を与える係数を考慮した値を用いる。 ・火山の影響と組み合わせる場合は、両方の荷重が長期的であることから、青森県建築基準法等施行細則で定められた垂直積雪深を用いる。	—	—	—	—	—	—	—
1.2 積雪荷重に係る記載について												
3. 建築基準法における自然現象の組合せによる荷重の考え方について	別紙1	建築基準法施行令における荷重の考え方		○	・建築基準法施行令に記載の荷重の考え方を表で示す。	—	—	—	—	—	—	—
		1. 建築基準法施行令における荷重の組合せの考え方 2. 建築基準法において設定される多雪区域の積雪荷重		○	・建築基準法にて垂直積雪量が1mを超える多雪区域の積雪荷重は、4つの状態が設定されている。	—	—	—	—	—	—	—
<参考> 建築基準法における垂直積雪荷重及び基準風速について	参考資料	建築基準法における垂直積雪荷重										
1. 垂直積雪量	1. 垂直積雪量	・建築基準法施行令及び青森県建築基準法等施行細則に基づいて、積雪荷重は垂直積雪量に単位荷重を乗じたものとされている。		○	・建築基準法施行令及び青森県建築基準法等施行細則に基づいて、積雪荷重は垂直積雪量に単位荷重を乗じたものとされている。	—	—	—	—	—	—	—
2. 基準風速												
4. 降水について	2. 降水について											
	2.1 概要	・外部事象防護対象施設は、降水に対し、敷地外へ排水、建屋への止水処置をすることにより、当該施設を収納する建屋に雨水の進入防止刷ること、安全機能を損なわない設計としている。ここでは、排水溝及び敷地内排水路による排水設計に関して補足する。		○	・外部事象防護対象施設は、降水に対し、敷地外へ排水、建屋への止水処置をすることにより、当該施設を収納する建屋に雨水の進入防止刷ること、安全機能を損なわない設計としている。ここでは、排水溝及び敷地内排水路による排水設計に関して補足する。	—	—	—	—	—	—	—
4.1 設計基準降水量の設定	2.2 考慮する設計降雨強度について	・敷地内の排水溝及び敷地内排水路は、青森県林地開発許可基準及び六ヶ所村開発指導要領より算出した値に安全率を乗じた設計降雨強度を用いる。 ・観測記録と比較し、十分である。	[補足外他02]	○	・敷地内の排水溝及び敷地内排水路は、青森県林地開発許可基準及び六ヶ所村開発指導要領より算出した値に安全率を乗じた設計降雨強度を用いる。 ・観測記録と比較し、十分である。	—	—	—	—	—	—	—
4.2 降水による敷地内浸水影響評価												
4.2.1 雨水流出量の算出												
	2.3 地下水排水設備の排水量について	・降水の他に、地下水排水設備から揚水を考慮しても、敷地内の排水設備は十分な排水能力を有する。		○	・降水の他に、地下水排水設備から揚水を考慮しても、敷地内の排水設備は十分な排水能力を有する。	—	—	—	—	—	—	—
	2.4 排水設備の機能喪失時の影響評価	・排水設備は外部からの衝撃により機能喪失する可能性があるが、その場合においても、敷地周辺の標高差により敷地外へ流出するため、外部事象防護対象施設の安全機能を損なうことはない。		○	・排水設備は外部からの衝撃により機能喪失する可能性があるが、その場合においても、敷地周辺の標高差により敷地外へ流出するため、外部事象防護対象施設の安全機能を損なうことはない。	—	—	—	—	—	—	—
4.2.3 判定基準												
4.2.4 評価結果												
4.3 浸水評価について												
4.3.1 建屋廻りの浸水評価												
4.3.2 取水口エリアの浸水評価												
4.4 荷重の影響について												

東海第二発電所 補足説明資料	再処理施設 補足説明資料	記載概要	補足すべき事項	申請回次							
				1Gr	第1Gr 記載概要	2Gr(E)	第2Gr (E施設共用関連) 記載概要	2Gr(SA)	第2Gr (主要建屋SA設備等) 記載概要	3Gr	第3Gr 記載概要
	3. 換気設備の構成について										
	3.1 概要	・本資料において、換気設備の給気系に給気を加熱する機能があることを示す。	[補足外他03]	-	-	-	-	○	・本資料において、換気設備の給気系に給気を加熱する機能があることを示す。	○	・本資料において、換気設備の給気系に給気を加熱する機能があることを示す。
	3.2 換気設備における給気の系統	・給気加熱が、換気設備の給気系において、存在する位置を系統図を用いて示す。		-	-	-	-	○	・給気加熱が、換気設備の給気系において、存在する位置を系統図を用いて示す。	○	・給気加熱が、換気設備の給気系において、存在する位置を系統図を用いて示す。
	3.3 給気加熱の機能	・各給気系に存在する給気加熱の機能について説明する。		-	-	-	-	○	・各給気系に存在する給気加熱の機能について説明する。	○	・各給気系に存在する給気加熱の機能について説明する。
	4. 制御室換気設備の構成について										
	4.1 概要	・本資料において、制御室換気設備の給気設備の給気系にフィルタが設置されていること及び外気を遮断し再循環運転が可能な系統構成であることを示す。	[補足外他04]	-	-	-	-	○	・本資料において、制御室換気設備の給気設備の給気系にフィルタが設置されていること及び外気を遮断し再循環運転が可能な系統構成であることを示す。	○	・本資料において、制御室換気設備の給気設備の給気系にフィルタが設置されていること及び外気を遮断し再循環運転が可能な系統構成であることを示す。
	4.2 換気設備における給気の系統	・制御室換気設備の給気設備の給気系にフィルタが存在する位置を系統図を用いて示す。 ・加えて、外気を遮断し再循環運転が可能な系統構成であることを系統図を用いて示す。		-	-	-	-	○	・制御室換気設備の給気設備の給気系にフィルタが存在する位置を系統図を用いて示す。 ・加えて、外気を遮断し再循環運転が可能な系統構成であることを系統図を用いて示す。	○	・制御室換気設備の給気設備の給気系にフィルタが存在する位置を系統図を用いて示す。 ・加えて、外気を遮断し再循環運転が可能な系統構成であることを系統図を用いて示す。
	5. 建屋の外気取入口について										
	5.1 概要	・建屋の外気取入口は、生物学的事象を考慮し、建屋内に収納される外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計としている。ここでは再処理施設における建屋の外気取入口に関して補足する。	[補足外他05]	-	-	-	-	○	・建屋の外気取入口は、生物学的事象を考慮し、建屋内に収納される外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計としている。ここでは再処理施設における建屋の外気取入口に関して補足する。	○	・建屋の外気取入口は、生物学的事象を考慮し、建屋内に収納される外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計としている。ここでは再処理施設における建屋の外気取入口に関して補足する。
	5.2 外気取入口の設計について	・建屋の外気取入口にバードスクリーンを設置し、鳥類及び昆虫類の進入を防止又は抑制し、建屋内の安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。		-	-	-	-	○	・建屋の外気取入口にバードスクリーンを設置し、鳥類及び昆虫類の進入を防止又は抑制し、建屋内の安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。	○	・建屋の外気取入口にバードスクリーンを設置し、鳥類及び昆虫類の進入を防止又は抑制し、建屋内の安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。
	別紙1 再処理施設の外気取入口の設計について										
	1. 再処理施設における外気取入口の位置と系統について	・外気取入口の配置とそれと接続する設備系統を図表で示す。		-	-	-	-	○	・外気取入口の配置とそれと接続する設備系統を図表で示す。	○	・外気取入口の配置とそれと接続する設備系統を図表で示す。
	2. 外気取入口のバードスクリーンについて	・バードスクリーン(ステンレス製の金網)とフード構造でどの位置に存在するかの概略図を示す。		-	-	-	-	○	・バードスクリーン(ステンレス製の金網)とフード構造でどの位置に存在するかの概略図を示す。	○	・バードスクリーン(ステンレス製の金網)とフード構造でどの位置に存在するかの概略図を示す。

凡例

- ・「申請回次」について
- ：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
- △：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
- ：当該申請回次で記載しない項目

## 別紙6

# 変更前記載事項の 既設工認等との紐づけ

※本別紙は、別紙1による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。